

勝浦町地域防災計画
(共通対策編)

令和4年7月7日

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 防災の基本方針	1
第3節 勝浦町の概要	2
第1 自然的条件	2
第2 社会的条件	3
第3 過去の災害履歴	5
第4節 用 語	5
第5節 計画の作成	6
第6節 計画の修正	6
第7節 計画の周知徹底	6
第8節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第1 実施責任	6
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	7
第2章 災害予防計画	16
第1節 水害予防計画	16
第1 水害予防	16
第2 警戒避難体制の整備	16
第3 維持管理の強化	17
第4 局地的集中豪雨対策	17
第5 水害に強いまちづくり	18
第2節 風害予防計画	18
第1 保安林整備計画	18
第2 農作物の被害予防対策	18
第3 通信施設の防災対策	18
第3節 土砂災害等予防計画	18
第1 地すべり防止予防対策	19
第2 急傾斜地崩壊予防対策	19
第3 土石流予防対策	20
第4 土砂災害警戒区域等における予防対策	21
第5 山地に起因する災害危険地区予防対策	22
第6 宅地防災対策	22
第4節 建築物災害予防計画	22
第1 建築物の現状	22
第2 公共用建築物の災害予防対策	22
第3 既存木造建築物に関する対策	22
第4 文教施設の災害予防対策	23

第5	社会福祉施設等災害予防対策	23
第5節	雪害予防計画	23
第1	実施責任者	23
第2	除雪計画	23
第6節	気象警報等伝達整備計画	25
第1	特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準	25
第2	火災気象通報	33
第3	地震情報	34
第4	噴火警報、噴火予報	35
第7節	防災知識の普及・啓発計画	35
第1	住民に対する防災知識の普及	35
第2	学校における防災教育	37
第3	職員に対する防災教育	37
第4	防災上重要な施設の管理者等の教育	37
第5	災害教訓の伝承	38
第8節	防災訓練計画	38
第1	総合防災訓練	38
第2	個別防災訓練	38
第3	住民の訓練	40
第9節	緊急輸送路の確保計画	40
第1	緊急輸送路の指定	40
第10節	自主防災組織の育成計画	40
第1	自主防災組織の現況	41
第2	自主防災組織の育成指導計画	41
第3	自主防災組織の活動マニュアルの作成	43
第11節	ボランティア受入体制の整備及び運用計画	44
第1	ボランティアの種類及び活動内容	44
第2	平常時におけるボランティア体制の整備	44
第3	災害時におけるボランティア活動の支援調整	45
第12節	企業防災の促進	45
第1	周知・啓発	45
第2	防災力向上の推進	45
第13節	避難行動要配慮者対策計画	45
第1	避難行動要支援者支援体制の確保	46
第2	避難行動要支援者の避難支援体制の整備	47
第3	社会福祉施設等対策	50
第4	在宅者対策	51
第5	避難所における災害時要援護者対策	52
第6	外国人等に対する防災対策	52
第14節	帰宅困難者等対策計画	52
第1	方針	52
第2	内容	52
第15節	広域応援要請計画	53
第1	消防機関の相互応援	53

第2	応援の受入れ体制、応援体制の整備	53
第3	他市町村間等の相互応援	54
第4	緊急消防援助隊受入れ体制	54
第16節	防災施設等整備計画	54
第1	情報通信体制の整備	54
第2	防災拠点施設等の整備	55
第3	ヘリコプター降着場適地の整備	55
第4	応急物資等の備蓄	56
第5	給水体制の整備	56
第6	水防に必要な備蓄資材、器材	56
第17節	孤立化予防計画	56
第1	通信手段の確保	57
第2	ヘリコプター駐機スペースの確保	57
第3	食料及び生活必需品の備蓄	57
第18節	危険物等災害予防計画	57
第1	危険物災害予防対策	57
第2	高圧ガス及び火薬類災害予防対策	57
第3	毒物、劇物災害予防対策	57
第19節	火災予防計画	57
第1	組織	58
第2	消防力の整備強化	58
第3	教育訓練	59
第4	防火思想の普及	59
第5	消防相互応援協定の促進	60
第20節	林野火災予防計画	60
第1	住民等の防災活動の促進	60
第2	林野火災防止のための情報の充実	60
第3	林野所有（管理）者への指導	61
第4	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	61
第3章	災害応急対策計画	62
	災害応急対策の主な流れ	62
第1節	活動体制計画	62
第1	組織	62
第2	職員の配備体制	87
第3	動員計画	91
第2節	相互応援協力要請計画	99
第1	実施責任者	99
第2	資料の相互交換	100
第3	応援協力等の要請	100
第4	自衛隊派遣要請	101
第5	公共的団体等との協力体制の確立	101
第3節	情報通信計画	101
第1	災害通信連絡	101
第2	災害時における通信方法	103

第3	町防災行政無線	104
第4	災害時優先電話の活用	104
第5	非常電報の利用	104
第6	他の機関の通信設備の利用	104
第7	非常通信の利用	105
第8	放送の要請	105
第9	アマチュア無線	105
第10	急使による連絡	106
第4節	災害情報収集・伝達計画	106
第1	実施責任者	106
第2	情報の収集・伝達	106
第3	収集、伝達すべき内容等	106
第4	情報の収集方法	106
第5	情報の収集、伝達系統	106
第6	被害状況等の報告	107
第5節	災害広報計画	115
第1	実施責任者	115
第2	情報の収集	115
第3	広報の手段	115
第4	広報資料の収集	115
第5	広報事項	116
第6	報道機関への情報発表	116
第7	広聴活動	116
第8	放送の要請	116
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	116
第1	災害派遣要請の範囲	116
第2	災害派遣要請要領	117
第3	災害派遣部隊の受入れ体制の整備	118
第4	災害派遣部隊の撤収要請	119
第5	経費の負担	119
第6	災害対策用ヘリポートの設置	119
第7節	災害救助法の適用計画	120
第1	実施責任者	120
第2	災害救助法の適用基準	120
第3	災害救助法の適用手続	121
第4	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	121
第8節	水防計画	121
第1	水防責任	121
第2	水防組織	121
第3	重要水防区域	122
第4	監視、警戒	122
第5	器具、資材及び設備の整備等	123
第6	水防活動	124
第7	優先通行	126

第8	協力応援	126
第9	惨事ストレス対策	126
第9節	避難計画	127
第1	実施責任者及び基準	127
第2	高齢者等避難の伝達、避難の指示等	128
第3	警戒区域の設定等	129
第4	避難者の誘導	130
第5	避難所の開設	130
第6	本町の避難所及び収容方法	130
第7	避難所の運営	133
第8	避難の周知徹底	134
第9	知事に対する報告	135
第10	災害救助法に基づく措置	135
第10節	救助計画	136
第1	実施責任者	136
第2	救助の方法	136
第3	応援要請	137
第4	災害救助法による実施基準	137
第5	惨事ストレス対策	137
第11節	消防防災ヘリコプターの出動要請計画	137
第1	消防防災ヘリコプターの活動内容	137
第2	消防防災ヘリコプターの出動要請	138
第3	飛行場外離着陸場の確保	138
第12節	医療及び助産計画	138
第1	実施責任者	138
第2	医療救護所の設置	138
第3	救護班の編成	139
第4	後方医療救護体制	139
第5	傷病者の搬送	139
第6	医薬品、医療資器材の調達	140
第7	災害救助法による実施基準	140
第8	災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）による調整	140
第13節	遺体の捜索及び火葬等計画	141
第1	実施責任者	141
第2	遺体の捜索	141
第3	応援の要請等	141
第4	遺体の見分処理	141
第5	遺体の収容、安置	141
第6	遺体の火葬等	142
第7	災害救助法による実施基準	142
第14節	障害物の除去計画	143
第1	実施責任者	143
第2	実施方法	144
第3	障害物の保管場所等	144

第4	所要人員の確保	144
第5	災害救助法による実施基準	144
第15節	労務供給計画	145
第1	実施責任者	145
第2	動員の順序	145
第3	奉仕団	145
第4	応援要請	145
第5	災害救助法を適用した場合の要員の確保	145
第6	従事命令又は協力命令	146
第16節	給水計画	146
第1	実施責任者	146
第2	応急給水	147
第3	応急給水体制の整備	147
第4	災害救助法による実施基準	148
第17節	食料供給計画	148
第1	実施責任者	148
第2	災害時における食糧の供給	148
第3	炊き出し	149
第4	災害時における食料集積場所	149
第5	住民への食料備蓄の推進	149
第6	災害救助法による実施基準	149
第18節	生活必需品等供給計画	150
第1	実施責任者	150
第2	調達計画	150
第3	生活必需品の種類	150
第4	物資の調達及び配分	150
第5	救援物資集積場所	151
第6	住民への備蓄の推進	151
第7	災害救助法による実施基準	151
第19節	防疫・保健・食品衛生計画	152
第1	防疫対策	152
第2	健康管理、心のケア	153
第3	食品衛生対策	153
第4	感染症対策	153
第20節	廃棄物の処理計画	154
第1	実施責任者	154
第2	実施方法	154
第21節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	155
第1	実施責任者	155
第2	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	155
第3	住宅の建設及び修理資材の確保	156
第4	労務及び資材の提供に関する協力体制	156
第5	要配慮者への配慮	156
第6	野外収容施設の設置	156

第7	公営住宅及び民間賃貸住宅の空き住宅の確保	156
第8	被災建築物に対する指導・相談	156
第22節	義援金品配分計画	157
第1	実施責任者	157
第2	義援物資の取扱いに関する広報	157
第3	義援金品の受付	157
第4	義援金品の配分	157
第5	義援品の保管場所	157
第23節	ボランティア団体等支援計画	157
第1	ボランティア団体等の協力	157
第2	発災直後の情報提供	157
第3	ボランティア団体等の活動	158
第4	ボランティア支援体制の確立	158
第5	窓口の設置	158
第24節	要配慮者対策計画	158
第1	社会福祉施設等に係る対策	158
第2	障がい者及び高齢者に係る対策	158
第3	児童に係る対策	159
第4	外国人等に係る対策	159
第25節	緊急輸送計画	159
第1	実施責任者	159
第2	緊急輸送等の対象	159
第3	道路被害状況の調査	159
第4	輸送力の確保	160
第5	緊急輸送路の指定	160
第26節	交通応急対策計画	160
第1	実施責任者	161
第2	実施要領	161
第3	道路の巡視	162
第4	交通規制の周知	162
第5	緊急通行車両	162
第6	道路の応急復旧	163
第7	応援の要請	163
第27節	文教対策計画	163
第1	実施責任者	163
第2	児童生徒の安全確保	163
第3	文教施設の災害応急対策	163
第4	応急教育の実施	163
第5	学校が地域の避難場所となる場合の留意事項	164
第6	教材・学用品の調達	164
第7	給食の実施	164
第8	教職員の確保対策	164
第9	児童生徒の転入学措置	164

第10節	災害救助法による実施基準	164
第11節	就学援助費等の支給	165
第12節	文化財の保護	165
第28節	電力施設災害応急対策計画	165
第1節	災害時における電力の供給	165
第2節	災害時における電気の保安	165
第3節	災害時における応急工事	166
第29節	通信設備の応急対策計画	166
第1節	基本の方針	166
第2節	応急対策	166
第3節	回線の復旧順位	167
第30節	危険物等災害対策計画	168
第1節	実施責任者	168
第2節	応急措置	168
第31節	消防計画	168
第1節	実施責任者	168
第2節	組織	168
第3節	消防団員の招集及び出動	169
第4節	応援要請	169
第32節	土地改良区等における災害応急計画	170
第33節	災害警備計画	170
第1節	災害警備体制	170
第2節	災害警備活動	170
第3節	その他	171
第34節	動物救済計画	171
第1節	実施責任者	171
第2節	実施方法	171
第4章	災害復旧・復興計画	171
第1節	復旧・復興の基本方針	171
第2節	罹災証明書の発行	171
第1節	罹災証明書の発行	171
第2節	住家等被害調査	173
第3節	公共施設災害復旧事業計画	174
第4節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	174
第1節	法律により一部負担又は補助するもの	174
第2節	激甚災害に係る財政援助措置	175
第5節	被災者の生活再建等の支援	176
第1節	被災者生活再建支援金の支給	176
第2節	災害弔慰金等の支給、貸付け	177
第3節	雇用機会の確保	178
第4節	租税の徴収猶予及び減免等	178
第5節	生活福祉資金（災害援護資金）の応急融資	179
第6節	生活相談	179
第6節	激甚災害の指定に関する計画	179

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、勝浦町の地域に係る災害対策に関し、次の事項について定め、もって防災の万全を期するものとする。

- 1 町、県、町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害に関する注意報又は警報の伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2節 防災の基本方針

防災対策は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。本町は台風や集中豪雨による地すべりやがけ崩れの危険箇所が多く、災害に遭いやすい地形条件にある。

特に、現在においては、21世紀の半ばまでに極めて高い確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震や、非常に強い揺れをもたらす直下型地震、大規模風水害、局地的集中豪雨等による大きな被害が懸念されるとともに、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害を教訓とし、町域における防災対策の一層の充実強化が求められている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせる必要がある。しかも、中長期的な視点から継続的に取り組まなければならないものも多い。

自然災害対策については、その様々な災害リスクを住民に示した上で、防御施設の整備等を通じたハード対策で人命・財産を守ることを重視しつつ、ハード対策の水準を上回るような最大クラスの自然災害にあつては、住民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせる多重防御で対応することが重要となる。

以上を踏まえ、この計画の基本方針を、「地域の生命と財産は地域で守る」を原則に次とおり定め、住民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いに連携し協働して防災対策を推進していくものとする。

〈基本方針〉

協働して創り支える災害に強いまち・勝浦町 めざして

災害に強いひとづくり・地域づくりの推進

いのちを守る減災対策の推進

自助、共助・互助、公助による防災対策の推進

第3節 勝浦町の概要

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本町は、徳島県の南東部、東経134度31分～134度19分、北緯33度51分～34度34分に位置し、東西13km、南北6km、面積69.83平方キロメートルである。

北部は徳島市、佐那河内村、東部は小松島市、西部は上勝町、南部は阿南市、那賀町に接している。

〈町の位置〉



2 地勢

四国山地の東端部にあり、林野率約67.9%の準山間盆地帯である。

町の中央を西から東に二級河川の勝浦川が流れ、その沿岸に開けた平坦地を中心に居住地を形成する農山村地域である。

〈主な山岳と河川〉

名称	標高
ろくろ山	972.0m
檜ヶ太尾	818.0m
長者ヶ原	775.8m
中津峰山	773.0m
鶴山	515.9m

名称	町内の流域	最大幅員
勝浦川	13.0km	160m
坂本川	6.5km	20m

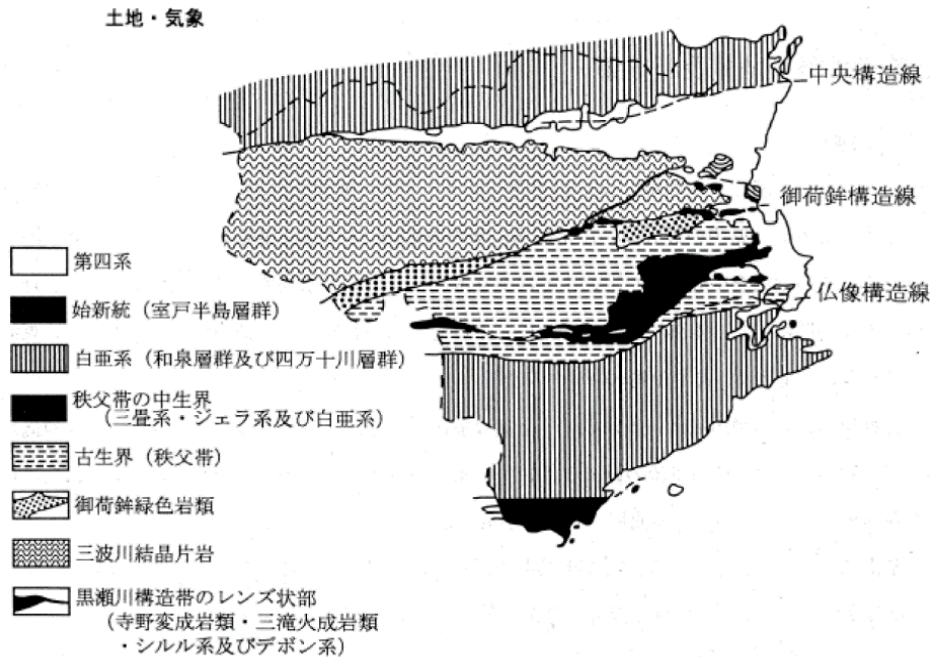
3 地質

徳島県は、北から東西に和泉帯、三波川帯、秩父帯、四万十帯と帯状に分けられ、和泉帯の南縁の吉野川北岸を中央構造線が走っている。

本町は、秩父帯に属しており、北部山地は古世代の秩父古生層に属し、粘板岩、砂岩、頁岩、珪岩からなっており、厚い石灰岩をはさんでいる。

勝浦川流域の両河岸段丘は前期白亜系、西南部山地は後期白亜系となっており、礫岩、砂岩、頁岩で構成され、平坦地は勝浦川による沖積層である。

〈徳島県の地質〉



4 気候

平均気温 15.9℃、年間降水量 2,232mm で、平野部から山間地への変わり目で気候は温暖で雨量が多い。

勝浦川上流は年間降水量が 3,000mm を超える豪雨地帯であり、その下流にある本町は災害の発生しやすい流域に位置する。また、夏から秋にかけては台風の襲来も多い。

第2 社会的条件

1 人口

本町の人口は、生比奈村と横瀬町が合併した昭和 30 年の「国勢調査」では 10,160 人であったが、その後減少が続き、令和 2 年には 4,837 人となっている。

人口の推移は、平成 2 年から令和 2 年の 30 年間で 2,430 人減少している。

令和 2 年における「65 歳以上の高齢者」は、2,128 人であり、総人口の 44% を占めている。高齢者数は、総人口の減少傾向に反し、30 年間で 724 人増加している。

今後も高齢化の増加傾向は続くことが予想され、防災面からも対策の推進が必要である。本町におけるここ数年の人口の推移は、次のとおりである。

〈人口の推移〉

(国勢調査 各年10月1日現在)

	人 口			世 帯 数	1 世 帯 当 た り 人 数	老年人口 (65歳以上)		
	総 数	男	女			人 口	割 合	徳 島 県 割 合
平成2年	7,267	3,498	3,769	1,884	3.85	1,404	19.4	15.5
7	7,067	3,361	3,706	1,920	3.68	1,759	24.9	18.9
12	6,736	3,199	3,537	1,925	3.49	1,892	28.1	21.9
17	6,304	3,019	3,285	1,945	3.24	2,016	31.9	24.4
22	5,765	2,759	3,006	1,881	3.06	2,032	35.3	27.0
27	5,301	2,515	2,786	1,860	2.85	2,101	39.6	31.0
令和2年	4,837	2,317	2,520	1,847	2.61	2,128	44.0	34.5

〈高齢者の状況〉

(国勢調査 令和2年10月1日現在)

高齢者人口 (65歳以上)	65歳以上の高齢者のい る世帯割合	高齢単身者割合	高齢者就業率 (65歳以上人口当たり)
2,128人	70.7%	16.5%	※38.6% (平成27年国勢調査)

2 産業

(1) 農業

本町は農業を基幹産業としており、とりわけ主要産物であるみかん栽培が大きな位置を占めているが、生産額は減少傾向にある。このため、今後は、園内作業道の設置や園地の流動化による省力・低コスト栽培に向けた条件整備を進めるとともに、情報通信の活用を含めた新たな販路の開拓が必要になってきている。

(2) 林業

木材価格の安定、労働力の育成・確保が課題であるものの、近年では、CO₂吸収源としての森林整備推進への機運も高まり、町内の人工林森林資源も充実しつつある。このため、間伐等の森林整備を積極的に進めるとともに、林内路網の整備や高性能林業機械の利用等による搬出コストの低減、間伐材の精算や利用拡大をさらに進めていく必要がある。

(3) 商工業

国内の経済成長の低迷とともに、町内の商工業も厳しい状況に陥っている。町内の商業の発展には、商店街を形成する経営者が協力して、住民のニーズにあった商品の集積度を高めるとともに、環境整備を進める必要がある。

また、企業への支援に努めるとともに、高度情報通信技術などを活用した、新たな事業に取り組む企業家への支援体制を整えることが必要になっている。

3 交通

本町は、徳島市、阿南市、小松島市に隣接し、鉄道はないものの県都徳島市へ22kmであり、地理的条件には恵まれている。しかし、県道徳島上那賀線が唯一の主要道路であるため、本町から明石海峡大橋や四国内の高速道路網へとつながる町内幹線道路の整備の促進が求められる。

第3 過去の災害履歴

1 風水害

本町の中央部を流れる勝浦川は、梅雨時の集中豪雨や、台風により毎年のように氾濫して被害を出していたが、昭和25年9月に続けて襲来し、大きな被害を出したジェーン台風、キジヤ台風以降は、勝浦川の改修工事、坂本川の付け替え工事、さらに昭和52年の正木ダム（上勝町）の完成により、大きな水害は発生していない。

しかし、冠水被害は現在も各所で起きており、梅雨前線や台風のもたらす大雨による水害発生危険性は残っている。

2 火災

本町は、比較的人家が密集しており、また、山林に囲まれているため山林火災が発生しやすい。

家屋火災は、昭和62年から平成8年までの約10年間に住宅・店舗24軒、納屋・車庫4軒、工場・倉庫15軒、鶏舎・農業用ハウス3軒あり、山林火災は18件発生している。平成8年5月28日の棚野の山林火災では、14.3haを焼失、損害額は約4,000万円であった。

3 渇水

本町は、簡易水道による給水を行っており、水源は表流水が6、浅井戸が4、伏流水が1である。梅雨時と台風時の降水により、1年を通すと比較的降水量の多い地域ではあるが、冬期と夏期には降水量が著しく少ない年もあり、これまでもかんばつによる農作物への被害等が起きている。

なお、本町における過去の主な災害は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○ 過去の主な災害	P5
-----	-----------	----

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 災対法 | 災害対策基本法 |
| 2 町本部（長） | 勝浦町災害対策本部（長） |
| 3 県本部（長） | 徳島県災害対策本部（長） |
| 4 本計画 | 勝浦町地域防災計画 |
| 5 県計画 | 徳島県地域防災計画 |
| 6 災害時 | 災害が発生し、または発生するおそれがある場合 |
| 7 避難場所 | 災害の発生やその他の危険から身を守るために一時的に避難する場所 |
| 8 避難所 | 災害が起きたときに自宅が住めなくなった人たちが一定期間、避難生活をする場所 |

- 9 要配慮者 防災上何らかの配慮を要する者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等）
- 10 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害時に自ら避難が困難なことにより特に支援を要する者

第5節 計画の作成

本計画は、町の気象、地勢その他地域の特性によって起こりうる災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、町内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策並びに復旧状況等を検討し、作成するものとする。

第6節 計画の修正

本計画は、毎年4月1日現在をもって検討を加え、必要な修正をするとともに、随時必要があると認めるときは、速やかに修正するものとする。

第7節 計画の周知徹底

本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、町職員、関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、広く住民に周知を図るものとする。

第8節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の市町村の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、市町村、県の区域を管轄する指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

町の区域を管轄する指定地方行政機関は、町の区域並びに地域住民の生命及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

町の区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素からそれぞれの業務に応じた災害予防体制を整備するとともに、災害時には防災業務を行い、町の防災活動に協力する。

6 住民

勝浦町住民は、地域防災を担う主体は住民自身であることを理解し、「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことに徹して、食品、飲料水その他生活必需物資の備蓄その他自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより防災に寄与するよう努める。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

防災機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
勝浦町	<p>町は、県に準じた次の対策を樹立し、災害に対処するものであるが、災害救助法（昭和22年法律第118号）発令後は、知事の補助機関として災害救助にあたるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勝浦町防災会議に関する事務 2 防災組織の整備に関する事項 3 防災訓練の実施に関する事項 4 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項 5 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項 6 町域内の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事項 7 住民等に対する災害広報に関する事務 8 警報の伝達及び避難の指示に関する事項 9 消防・水防その他の応急措置に関する事項 10 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項 11 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関する事項 12 食料、医薬品、その他の物資の確保についての事項 13 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 14 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 15 緊急輸送等の確保に関する事項 16 災害復旧の実施に関する事項 17 町内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導に関する事項 18 ボランティアに関する事項 19 その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関する事項
徳島県	<p>県は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し自ら次のことを実施するとともに、市町村に対し必要な指示勧告を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関する事務 2 防災組織の整備に関する事項 3 防災訓練の実施に関する事項

防災 機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
徳島県	4 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項 5 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項 6 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事項 7 住民等に対する災害広報に関する事務 8 警報の伝達及び避難の指示に関する事項 9 消防・水防その他の応急措置に関する事項 10 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項 11 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 12 食料、医薬品、その他の物資の確保についての事項 13 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 14 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 15 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 16 緊急輸送等の確保に関する事項 17 災害復旧の実施に関する事項 18 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項 19 ボランティアに関する事項 20 公共的団体及び住民防災組織の育成指導に関する事項 21 その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関する事項	
警 察	小松島 警察署	1 災害に関する情報の収集伝達 2 災害広報 3 避難の指示、誘導 4 被災者の救出、救護 5 危険物の取締り 6 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付 7 交通規制警戒区域の設定その他社会秩序の維持 8 犯罪の予防その他災害地における社会秩序の維持
指定地 方行政機 関	中国四 国農政 局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 5 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫の資金等の融資に関する指導 7 応急用食料・物資の供給に関する支援

防災 機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定地方 行政機関	四国森林管理局 徳島森林管理署	1 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事項 2 国有保安林の整備保全に関する事項 3 災害応急対策用木材（国有林）の供給に関する事項 4 民有林における災害時の応急対策等
	四国地方整備局 徳島河川国道事務所	1 河川、道路などの防災対策及び災害復旧対策の実施 2 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
	徳島地方气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に努める。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
指定公共機関	日本郵便株式会社 四国支社 勝浦郵便局 坂本郵便局 生比奈郵便局	郵政事業の運営の確保を図るとともに、次により災害特別事務取扱い、援護対策等を実施する。 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事項 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事項 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事項 4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分に関する事項

防災 機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定公共機関	西日本 電信電 話株式 会社徳 島支 店、 NTT ドコモ 四国支 社徳島 支店、 KDD I株式 会社四 国総支 社、ソ フトバ ンク 株式会 社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備に関する事項 2 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱いに関する事項 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事項
	日本赤 十字社 徳島県 支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事項 2 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事項 3 義援金の募集配分に関する事項 4 ボランティア活動体制の整備に関する事項
	日本放 送協会 徳島放 送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底に関する事項 2 社会事業団体等による義援金品の募集協力に関する事項

防災 機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定公共機関	日本通運株式会社 徳島支店、 四国福山通運株式会社徳島支店、 佐川急便株式会社、 ヤマト運輸株式会社徳島主管支店、 四国西濃運輸株式会社徳島支店	貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項
	四国電力株式会社 徳島支店 四国電力送配電株式会社徳島支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の防災管理に関する事項 2 電力供給に関する事項 3 被害施設の応急対策及び災害復旧に関する事項

防災 機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定公共機関	株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート	災害時における物資の調達・供給確保
指定地方公共機関	四国放送株式会社、一般社団法人徳島新聞社及び株式会社エフエム徳島	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及に関する事項 2 社会事業団体等による義援金品の募集協力に関する事項
	一般社団法人徳島県バス協会、一般社団法人徳島県トラック協会及び徳島通運株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 バスによる避難者の輸送協力 2 バスによる徳島県災害ボランティアセンターの活動等に従事する者の輸送 3 貨物自動車等による救助物資の輸送協力

防災 機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
指定地方公共機関	土地改良区	1 農業用施設の整備及び管理に関する事項 2 たん水の防排除施設の整備及び活動に関する事項 3 地震発生後の農業用ダム・農業用ため池の緊急点検に関する事項
	一般社団法人徳島県医師会	救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施に関する事項
	一般社団法人徳島県エルピーガス協会	L P ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事項
	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会	1 ボランティア活動体制の整備に関する事項 2 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関する事項
	公益社団法人徳島県看護協会	1 災害時における医療救護の実施に関する事項 2 避難所における避難者の健康対策に関する事項
	一般社団法人徳島県助産師会	1 災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施に関する事項 2 避難所における避難者の健康対策に関する事項
	一般社団法人徳島県建設業協会	1 災害時における公共施設への応急対策業務への協力に関する事項 2 災害時における道路啓開に関する事項

防災 機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
自 衛 隊	陸上自衛隊第14旅団及び自衛隊徳島地方協力本部	1 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事項 2 県・市町村が実施する防災訓練への協力に関する事項 3 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、遭難者の搜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）に関する事項 4 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事項
	海上自衛隊徳島教育航空群及び海上自衛隊第24航空隊	1 情報収集に関する事項 2 主として航空機による人命救助に関する事項 3 救援物資の空輸に関する事項 4 その他災害対策に関する事項
公 共 的 団 体	小松島市医師会	救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施に関する事項
	JA東とくしま勝浦統括支所	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事項 2 組合員の被害状況調査及びその応急対策に関する事項 3 農作物の災害応急対策の指導に関する事項 4 被災農家に対する融資の斡旋に関する事項 5 農業生産資材及び農家生活物資の確保斡旋に関する事項 6 農作物の需給調整に関する事項
	水防管理団体	1 水防施設資材の整備に関する事項 2 水防計画の策定及び水防訓練に関する事項 3 水防活動に関する事項
	徳島中央森林組合	1 燃料及び災害復旧用建材確保に関する事項 2 被災林業者等の貸付けられる資金融通に関する事項 3 災害時における貨物自動車による輸送協力に関する事項 4 災害時における応急対策の協力に関する事項
	勝浦町商工会	1 被災商工業者への融資の斡旋に関する事項 2 災害時における中央資金源の導入に関する事項 3 物価安定についての協力に関する事項 4 救助用物資、復旧用資材の確保、協力及び斡旋に関する事項

防災 機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
	勝浦町 社会福 祉協議 会	1 ボランティア活動体制の整備に関する事項 2 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関する事項
公 共 的 団 体	勝浦町 日赤奉 仕団 勝浦町 青年会 勝浦町 婦人会	1 災害時における救護班の編成並びに医療、防疫及び助産等の救護の実施に関する事項 2 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事項 3 義援金品の募集配分に関する事項
	勝浦町 建設業 協会	1 災害時における貨物輸送、救助物資及び避難者の輸送協力に関する事項 2 災害応急対策、輸送道路の応急復旧に関する事項
	その他 の公共 団体 及び防 災上重 要な 施設の 管理者	それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策災害復旧並びに町で行う災害応急対策及び災害復旧に対する協力

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

水害予防計画は、各水系ごとに一貫したものとし、治山、治水対策上必要な、治山、砂防、河川改良及び地すべり防止事業を推進し災害の防除軽減を図るものとする。

第1 水害予防

本町の地形は総体的に山地で平野が少なく限られた平坦地にも公共施設、事業所等の建設が行われている。また、林業の担い手の減少・高齢化等による森林の荒廃、宅地等の開発によりかつての土地保水力が弱まり、降雨時には多量の水が流出し、土砂崩れ、がけ崩れの発生する可能性が高い。

このため河川の水害防止、山地の自然災害防止を図るため、河川改良の促進、砂防、治山、治水、造林事業の積極的な導入により、各種災害の防止を図るものとする。

本町には水源のかん養、土砂流出・崩壊の防備を目的として保安林が配備されている。

なお、危険地域の巡視は、区域ごとに消防団員を配置して、巡視体制の充実を図るものとする。

また、本町には資料編に掲げるとおり重要水防区域が2箇所存在している。

第2 警戒避難体制の整備

1 本町の河川については、勝浦川沿岸での水害が発生しやすいため、各地区における水防対策を十分果たすべきものとする。

水害被害を軽減するため、県等が管理する観測所から河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制を整備するものとする。

資料編	○保安林配備状況	P 1 1
	○重要水防区域	P 3 0

2 町は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

3 町長は、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を住民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した勝浦町洪水ハザードマップ等の配布及び説明会の実施等、必要な措置を講じるものとする。

資料編	○町内雨量観測所一覧	P 3 0
-----	------------	-------

第3 維持管理の強化

町として平常時から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、県管理の勝浦川水系において異常を認めたときは直ちに県に補修を要望する。町管理の河川においては、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう、堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

また、勝浦川において正木ダムにより洪水調整を行っているが、操作規則に基づく適正な運用を行うとともに、定期的に情報伝達等の訓練を実施する。

第4 局地的集中豪雨対策

気象庁のアメダス観測データによると、1時間降水量80ミリ以上の年間発生回数の最近10年間（2010年から2019年）の平均回数（約24回）は、アメダス観測による統計期間の最初の10年間（1976年から1985年）の平均回数（約14回）と比べて約1.7倍に増加している。このため、全国各地で局地的集中豪雨により多くの災害が発生しており、その対策が重要な防災上の課題となっている。

1 気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測するのが難しい。

そこで、大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水の注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位やダムの放流量など、周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用することが重要となる。

これら気象情報等の収集の手段としては、携帯電話の活用などが効果的であり、「すだちくんメール」や「徳島県携帯サイト」をはじめ、各種のメール配信サービスやインターネットなどを広く住民が活用できるように、町は周知・広報する。

2 住民への周知

「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」、などの気象警報等や、「避難指示」などの避難情報の発表については、防災行政無線やインターネット、電子メールなどにより、町が、住民に対し迅速・適切に周知を図る。

3 消防等による警戒

消防団、町等においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

- (1) 各地域の雨量の動きや降水量の把握
- (2) 局地的豪雨が発生した場合における「浸水又は水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒
- (3) がけ地などの危険箇所等の警戒
- (4) ダム放流が通知された場合における、急激な水位上昇により事故発生が予想される地域の警戒

4 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

- ・雨天時の工事中止等の検討
- ・気象情報等の取得体制の強化とその活用
- ・避難行動の事前確認の徹底
- ・作業現場及び周辺の点検

第5 水害に強いまちづくり

町は、治水・防災・まちづくり等を担当する各課等間及び県との連携の下、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、防災・減災を目標設定し、下記の事項を重点として総合的な水害対策を推進することにより、水害に強いまちを形成するものとする。

- 1 勝浦町洪水ハザードマップやマイ・タイムラインの説明を繰り返し実施し、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。
- 2 坂本川等の洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けるとともに、町管理の小河川は過去の浸水実績等を把握し、水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- 3 住民に対して勝浦町洪水ハザードマップでの確認はもとより、実際に現地において視認する等、山地災害危険地区の周知等を推進する。

第2節 風害予防計画

農作物又は通信施設等を風害から守るのは、次の計画によるものとする。

第1 保安林整備計画

風害、飛砂等防止のため保安林の適正な管理を行い、災害の防除軽減を図るものとする。

資料編	○保安林配備状況	P 1 1
-----	----------	-------

第2 農作物の被害予防対策

- 1 風害を予防するため、防風ネットや防風林等を設置する。また、被覆栽培による土壌飛散防止に努めるものとする。
- 2 栽培面では、幹や枝の誘引による作物体の折損防止、水田深水による倒伏防止対策等を講じ、被害の軽減を図るものとする。
- 3 各種施設については施設の補強、被覆資材の飛散防止対策を十分に行い、施設内外の被害防止を図るものとする。

第3 通信施設の防災対策

防災行政無線施設等については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図るものとする。

第3節 土砂災害等予防計画

地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を事前に防止するため、危険地域の実態を把握し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施するものとする。特に、住民に対し勝浦町洪水ハザードマップによる確認や現地視認による土砂災害の発生が予想される箇所や自家等との位置関係を把握することの重要性について周知する。

また、災害発生のおそれのある箇所においては、町職員、消防団員等で警戒避難体制をつくり万全の措置をとるとともに、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとする。

第1 地すべり防止予防対策

町内における地すべり防止区域及び地すべり危険箇所は、資料編のとおりであるが、地すべり災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地すべり地域の実態を把握し、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとする。

〈地すべりの前兆〉

- 1 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
- 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
- 3 斜面から水が湧き出したり湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
- 4 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
- 5 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
- 6 地鳴りがする。
- 7 樹木、電柱、墓石などが傾く。
- 8 浮石、落石が発生する。
- 9 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。

集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

資料編	○地すべり防止区域一覧	P 1 2
	○地すべり危険箇所一覧	P 1 2

第2 急傾斜地崩壊予防対策

がけ崩れは、台風、集中豪雨及び地震が直接的な原因となるが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。

急傾斜地のがけ崩れによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、近年にがけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止の保全を重点的に実施する。

町は、危険区域ごとにその範囲、面積、人口、世帯数、建物等についてもあらかじめ実態を調査し、予想される災害について被害状況を検討しておき、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとする。

資料編	○急傾斜地崩壊危険区域一覧	P 1 3
	○急傾斜地崩壊危険箇所一覧	P 1 4

〈危険度の高いがけ〉

- 1 クラックのあるがけ
- 2 表土の厚いがけ
- 3 オーバーハングしているがけ
- 4 浮石の多いがけ
- 5 割目の多い基岩からなるがけ
- 6 湧水のあるがけ
- 7 表流水の集中するがけ

8 傾斜度が 30° 以上、高さ 5 m 以上のがけ

集中豪雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。

また、次表に掲げる急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準についても町職員だけでなく、関係住民にも周知しておくものとする

- 第 1 警戒態勢：危険区域内の警戒巡視、住民等に対する広報等の実施
- 第 2 警戒態勢：住民に対して避難準備を行うよう広報する。ほか、必要に応じ、災対法第 5 6 条に規定する警告、同法第 5 9 条に規定する事前措置、同法第 6 0 条に規定する避難の指示等の処置を実施

〈急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準〉

	前日までの連続雨量が 100 mm 以上であった場合	前日までの連続雨量が 40～100 mm あった場合	前日までの降雨がない場合
第 1 警戒態勢	当日の日雨量が 50 mm を超えたとき。	当日の日雨量が 80 mm を超えたとき。	当日の日雨量が 100 mm を超えたとき。
第 2 警戒態勢	当日の日雨量が 50 mm を超え、時雨量 30 mm 程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が 80 mm を超え、時雨量 30 mm 程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が 100 mm を超え、時雨量 30 mm 程度の強雨が降り始めたとき。

第 3 土石流予防対策

土石流は、台風や集中豪雨が原因となるが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。

土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に土石流等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、町は、砂防指定地内の土砂流出を誘発する行為の制限や、土石流発生危険予想地域への簡易雨量計の設置に努めるとともに、警報の伝達、避難等の措置が緊急時に際して適切に行われるよう、警戒避難体制の整備を推進するものとする。このため、土石流対策の雨量基準として次表に掲げる県の警戒雨量、危険雨量を指導しておくものとする。

なお、土石流危険溪流には重点的に砂防工事を施工して（主にえん堤）、土石流の流下を未然に防止するような事業の推進が図られるよう県に要請する。

〈土石流対策雨量基準〉

区 分	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200mm 以上	300mm 以上
日量	150mm 以上	200mm 以上
6 時間量	120mm 以上	180mm 以上
4 時間量	100mm 以上	150mm 以上
2 時間量	70mm 以上	100mm 以上
1 時間量	50mm 以上	60mm 以上

資料編	○土石流危険溪流一覧	P 1 8
	○土砂災害警戒区域一覧	P 2 1
	○砂防指定地一覧	P 2 5

第 4 土砂災害警戒区域等における予防対策

町内では、令和 2 年 3 月 3 1 日現在、警戒区域として 2 9 7 箇所、特別警戒区域として 2 7 9 箇所が指定されている。

町は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限することなど土砂災害のソフト対策を推進する。

なお、町長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

1 土砂災害警戒区域等の指定

町長は、県に対し、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定を、また、警戒区域のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定することを意見提供する。

2 警戒避難体制の整備

- (1) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。
- (2) 土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令対象区域として事前に設定し、土砂災害の危険度分布等を用い、危険性の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。
- (3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

- (4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令に定めるところにより、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- (5) 町は、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することなどに留意する。
- (6) 町は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したパンフレットの配布や勝浦町ホームページへの記載、SNSの発信等必要な措置を講じるものとする。

第5 山地に起因する災害危険地区予防対策

町は、治山事業の推進を県に働きかけるとともに、危険地区に関する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立し、人的災害等の防止に努めるものとする。

資料編	○山地に起因する災害危険地区一覧	P 2 5
-----	------------------	-------

第6 宅地防災対策

大規模な宅地災害が発生した場合には、町は県に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、宅地の被害状況調査及び危険度の判定を迅速かつ的確に行い、二次災害を軽減、防止するものとする。

第4節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等による建築物等の災害を防御するため、防災建築物等の建設を促進し、もって被害の軽減を図ることを目的とする。

第1 建築物の現状

本町には木造建築物が多く、鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロック等による耐震耐火構造の建築物はわずかに過ぎない。また、平坦地が少ないことから、積極的に耐震、耐火性を考慮した住宅建設を住民等と協力して推進していく必要がある。

第2 公共用建築物の災害予防対策

- 1 公共用建築物の従業者及び住民に対する危険防止のため、各種設備の安全点検を、また、町の公共建築物にあっては消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。
- 2 公共用施設の改築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨構造等の堅ろうなものとし、耐震、不燃化を促進するものとする。
木造建築物とする場合は、耐震性のある構造とし、消防用設備等を設置し、防火対策に留意するものとする。

第3 既存木造建築物に関する対策

風水害、地震等による災害を防止し、被害を最小限度に止めるため、既存木造建築物について次の事項の普及周知に努めるものとする。

- 1 建具類の完全固定
- 2 壁に筋交い等を設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強す

る。

- 3 軽量の屋根にあっては、角材等で飛散を防御する。
- 4 すでに老朽した建物にあっては、丸太、角材等で補強する。
- 5 石塀、ブロック塀の倒壊防止措置を行う。

第4 文教施設の災害予防対策

避難所、給水所等応急対策の拠点ともなる文教施設は、改築に当たっては、計画的に耐震、耐火化を促進するものとする。

第5 社会福祉施設等災害予防対策

高齢者の増加に伴い、要配慮者への対策が重要性を増しているところであり、施設の新設又は老朽施設の増改築にあっては、耐震、耐火構造に改めるとともに、スプリンクラー、消防用設備等の設置を促進するものとする。

第5節 雪害予防計画

この計画は、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、なだれ等による家屋、人家の被災、さらには孤立集落の発生など長期化、広範化が予想される雪害を未然に防止し、迅速かつ的確な除雪作業を図ることを目的とする。

第1 実施責任者

町管理の施設についての除雪は、町長が行う。実務に当たっては、県及び地区住民等とよく協議し、協力を得て行うものとする。

第2 除雪計画

本町内の主要な県道については、県の定める徳島県雪害防止対策要綱に基づき除雪が行われるが、町道については、平常時は、路面上の積雪が概ね20cm以上に達したときに、路線の優先順位を次の基準により定め、通勤時等の除雪に努めるものとする。また、歩道についても同様の積雪基準にて、除雪を行う。

1 町道の除雪優先基準

- (1) 消防自動車、救急車等の車両確保
- (2) 通勤、物資輸送路の確保（定期バス、マイクロバス運行路線等を含む。）
- (3) 学校、役場等の公共施設に通ずる路線の区間及び集落と主要道路間の確保
- (4) 通学路の確保
- (5) その他緊急に必要とする路線

2 除雪路線

本町内の主要な県道についての除雪対策は、徳島県雪害防止対策要綱の定めるところによるが、本町内の該当路線、区間等については、次のとおりである。

(平成25年1月1日現在)

事務所名	路線名	除雪区間	
		区 間	延 長 (Km)
徳島東部 県土整備 局	徳島上那賀	徳島市大原町～上勝町 (八重地トンネル)	51.0
	勝浦佐那河内	勝浦町坂本～勝浦町坂本	0.4
	阿南勝浦	勝浦町沼江～小松島市櫛淵町	3.2
	鶴林寺	勝浦町生名	1.5
	新浜勝浦	勝浦町大柳～勝浦町横瀬	6.3

3 除雪機械等の整備

県が行う除雪区間以外の道路の除雪については、町が行うものとし、町は除雪に当たっては、徳島東部県土整備局と緊密な連携のもとに作業を効率的に行うよう努めるとともに、除雪機械等の整備を図るものとする。

〈凍結防止剤の配置〉

(平成25年4月1日現在)

事務所名	配置箇所	配置先	凍結防止剤 数量
徳島東部 県土整備局	勝浦町大字久国字久保田 3番地	勝浦町役場	90袋

〈除雪作業依頼業者〉

(平成25年9月1日現在)

事務所名	除雪路線名	除雪機械 所有者	所在地
徳島東部 県土整備局	徳島 上那賀線	川端、新井建設、 勝浦建設	勝浦町
	新浜勝浦線	森脇組	勝浦町
	阿南勝浦線	桜建設	勝浦町

4 除雪要領

除雪優先町道については、除雪機械所有業者等に除雪委託を行い万全を期するとともに、除雪に要する人員は、地区住民の協力により実施するものとする。

第6節 気象警報等伝達整備計画

徳島地方気象台の発表する注意報、警報及び気象情報等を速やかに伝達し、防災対策の適切な実施ができるよう、整備を図るものとする。

第1 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

1 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

気象に関する特別警報の種類と概要

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当

気象に関する特別警報の発表基準

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

2 警 報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

気象に関する警報の種類と概要及び発表基準

種類	発表基準
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。具体的には、平均風速が陸上で20 m/s以上、海上で25 m/s以上と予想される場合
暴風雪警報	雪をともなう暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪をともなうことによる視程障害による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。具体的には、降雪をともない平均風速が陸上で20 m/s以上、海上で25 m/s以上と予想される場合
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 具体的には、勝浦町で次の基準に到達することが予想される場合（令和2年8月6日現在） 表面雨量指数基準※1が24に到達することが予想される場合 土壌雨量指数基準※2が152に到達することが予想される場合

大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、勝浦町の場合、12時間の降雪の深さが20cm以上が予想される場合
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。勝浦町では、海岸に面していないため発表基準はない。
波浪警報	高い波によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。勝浦町では、海岸に面していないため発表基準はない。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当、具体的には、勝浦町で次の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数基準※3が坂本川流域＝10.7、勝浦川流域＝42に到達することが予想される場合

- ※1 短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いている。浸水害発生危険度を判定した結果は「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できる。
- ※2 降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。土砂災害発生危険度を判定した結果は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認できる。
- ※3 河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いている。浸水害発生危険度を判定した結果は「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できる。

3 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

気象に関する注意報の種類と概要及び発表基準

種 類	発表基準
風雪 注意報	雪をともなう強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪をともなうことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。具体的には、降雪をともない平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合
強風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合
大雨 注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には、勝浦町では、表面雨量指数基準が15に到達することが予想される場合 土壌雨量指数が121に到達することが予想される場合
大雪 注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、12時間の降雪の深さが5cm以上と予想される場合
濃霧 注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下と予想される場合
雷 注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥 注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。発表基準としては、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合
なだれ 注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、具体的には、積雪の深さが50cm以上あり、 ①降雪の深さが20cm以上 ②最高気温7℃以上 ③降水量10mm以上のいずれかが予想される場合

着雪注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。発表基準としては、気温が気温 -2°C ~ 2°C の条件下で「24時間の降雪の深さ」が20cm以上と予想される場合
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、晩霜期を対象とし最低気温が 4°C 以下が予想される場合
低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂により著しい被害の起こるおそれがあると予想され、具体的には、最低気温が -3°C 以下と予想される場合
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が起こると予想されたときに発表される。勝浦町では、海岸に面していないため発表基準はない。
波浪注意報	高い波によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。勝浦町では、海岸に面していないため発表基準はない。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には、勝浦町では、流域雨量指数基準が坂本川流域=8.5、勝浦川流域=33.6が予想される場合
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがある場合
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがある場合

4 指定河川（勝浦川）洪水予報

- (1) 洪水予報区間：勝浦郡勝浦町三溪（横瀬橋）から河口まで
- (2) 担当官署名
徳島県県土整備部河川整備課、徳島地方气象台
- (3) 発表基準

- ① 横瀬・江田どちらかの基準地点の水位がはん濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるときに、徳島県河川整備課と徳島地方气象台が共同して（以下同じ）勝浦川はん濫注意情報（洪水注意報）を発表する。
- ② 横瀬・江田どちらかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに（同）勝浦川はん濫警戒情報（洪水警戒報）を発表する
- ③ 横瀬・江田どちらかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したときに、（同）勝浦川はん濫危険情報（洪水警戒報）を発表する。
- ④ 洪水予報区間内ではん濫が発生したときに、（同）勝浦川はん濫発生情報（洪水

警報)を発表する。

(4) 基準地点

観測所名	所在地	平常水位 m	水防団待 機位置m	氾濫注意 水位m	避難判断 水位m	氾濫危険 水位m	計画高水 位m
横瀬	勝浦町 棚野字 北川原	—	2.0	3.0	3.6	4.2	6.56
江田	小松島 市江田 町沖須 賀	—	2.4	3.4	4.1	4.7	6.43

5 注意報・警報文の構成

- (1) 発表年月日時分及び発表気象官署名……発表時刻は24時制とする。
- (2) 見出し文……注意、警戒を要する事項について100文字以内で簡潔に記述する。
- (3) 本文……二次細分ごとに記述する。

- ア 注意報・警報の発表状況
- イ 特記事項
- ウ 量的予報事項
- エ 付加事項

6 土砂災害警戒情報

徳島県と徳島地方気象台は、大雨警報発表中において大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする「土砂災害警戒情報」を共同発表する。

これを受けた町は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認し、避難区域を決定する。

避難が必要とされる警戒レベル4に相当

(1) 土砂災害警戒情報の発表・解除基準

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文章と図を組み合わせた情報（図1）として作成・発表される。

発表（発表基準）

・大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した土壌雨量指数が警戒基準に達すると予想される（集中的な土砂災害発生危険度が高まった）とき、発表対象地域に発表される。

解除（警戒解除基準）

・警戒基準を下回り、かつ数時間内で再び警戒基準を超過しないと予想されるとき、発表対象地域ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず警戒基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み解除される。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報を補足する防災情報のひとつであり、徳島地方気象台は気象業務法第11条に基づき関係機関及び徳島県に伝達する。県は「災害対策基

本法第55条」及び「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）第27条」に基づき市町村長に伝達する。

(3) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の対象とはしていない。そのため、土砂災害警戒情報の発表がない場合であっても、土砂災害が発生する可能性があることに留意が必要である。

〈図1 土砂災害警戒情報発表例〉



7 記録的短時間大雨情報

徳島県内（南部）で大雨警報発表中に、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を確認する必要がある。

記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部	1時間降水量	110ミリ以上を観測又は解析したとき
徳島県南部	1時間降水量	120ミリ以上を観測又は解析したとき

8 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県北部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県北部・南部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

徳島県竜巻注意情報 第1号

令和××年9月4日12時25分 気象庁発表

徳島県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、4日13時30分まで有効です。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

徳島県竜巻注意情報 第1号

令和××年9月4日12時25分 気象庁発表

【目撃情報あり】徳島県北部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。

徳島県は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、4日13時30分まで有効です。

9 台風予報、台風情報

(1) 台風に関する予報、情報

気象庁では、台風の実況を3時間ごとに発表する。台風の1日（24時間）先までの12時間刻みの予報を3時間ごとに発表し、さらに5日（120時間）先までの24時間刻みの予報を6時間ごとに発表する。

令和2年9月9日からは、台風及び24時間以内に台風が発達すると予想される熱

帯低気圧（以下、「発達する熱帯低気圧」）について、台風接近時の防災行動計画（タイムライン）に沿った対応を効果的に支援するため、5日先までの予想進路や強度を台風情報として発表している。

(2) 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いている範囲）を3段階、強さ（最大風速）を4段階で表現する。

<台風の大きさの分類>

平均風速 15m/s 以上の強風域の半径	分類
500km 未満	
500km 以上 800km 未満	大型（大型）
800km 以上	超大型（非常に大きい）

<台風の強さの分類>

最大風速	分類
17m/s 以上 33m/s 未満	
33m/s 以上 44m/s 未満	強い
44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
54m/s 以上	猛烈な

第2 火災気象通報

徳島地方気象台が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 1 項に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報し、知事から市町村に伝達されたものについては、町は必要により防災行政無線等を通じ、関係機関及び住民に対し、伝達する。

〈発表基準〉

「乾燥注意報」基準（実効温度が 60%以下、「最小湿度が 40%以下）と「強風注意報」基準（平均風速 12 m/s 以上）と同一

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

第3 地震情報

1 地震情報の種類

情報の種類	内 容
震度速報	震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の発生時刻を公表。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を公表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表。
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上若しくは、都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。

(1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を公表する。なお、警報の中でも予想震度が大きいものを「特別警報」に位置づけている。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

徳島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

種 類		内 容
緊急地震速報（警報）	特別警報	緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上を予測した場合に発表される
	警報	緊急地震速報として、一般向けにテレビ、ラジオを通じて提供されるもので、最大震度5弱以上を予測した場合に、震度4以上

		を予測した地域に対して発表される(全国を約200地域に分割)
緊急地震速報 (予報)	予報	地震の規模がマグニチュード3.5以上、又は震度3以上を予測した場合に発表される

第4 噴火警報、噴火予報

気象庁は、全国の活火山を対象とし、火山毎に警戒等を必要とする市区町村を明示して発表する。このうち噴火警報は、居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想された場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。

噴火予報は、噴火警報を解除する場合や、火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合に発表する。

徳島地方気象台は、徳島県に影響する火山が噴火した場合に通知する。

第7節 防災知識の普及・啓発計画

大規模災害時には町・県・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、避難行動要支援者を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは「町や県などが行う防災活動への協力（公助）」など、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う町民をあげての取り組みが重要であり、町民防災運動として、自主防災組織の組織化の促進を図るとともに、防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して住民に防災思想、防災知識を普及・啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。また、災害発生後に指定避難場所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

さらに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

町民防災運動を強力に推進するに当たっては、時期に応じた重要課題の設定や関係機関との連携等を戦略的に行うことが必要である。

第1 住民に対する防災知識の普及

住民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、「自らの生命と財産は自らの手で守る」という心構えと行動ができる

よう、防災週間や防災とボランティア週間等を活用して、防災知識の普及徹底を図る。

また、住民の防災意識の高揚及び防災知識の普及・啓発を図るとともに、災害時の円滑な防災活動に資することを目的に設置した徳島県立防災センターの有効活用を図っていくものとする。

1 実施機関

町及び消防団が実施する。ただし、他の関係機関においても、随時行うものとする。

2 普及・啓発の内容

- (1) 簡単な気象知識に関すること。
- (2) 予報、注意報、警報及び特別警報に関すること。
- (3) 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と住民がとるべき行動
- (4) 災害危険箇所に関すること。
- (5) 過去の主な被害事例
- (6) 災害対策の現状
- (7) 災害時における応急措置並びに心得
- (8) 指定避難所、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等を含めた適切な避難場所の選択、避難経路・その他避難対策に関する知識
- (9) 住民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク、消毒液等）の準備
- (10) 自動車へのこまめな満タン給油
- (11) 自主防災組織への参加
- (12) 地震、津波及び風水害に関する一般的知識
- (13) 南海トラフ地震に関する事項
 - ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ・ 正確な情報の入手方法
 - ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ・ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ・ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
 - ・ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 普及・啓発の方法

各種の広報媒体を活用するとともに、地域の実態に応じて地域、職域での各種講座、集会等の社会教育を通じて周知徹底を図る。

- (1) 防災行政無線の利用
- (2) 広報紙・広報車の利用
- (3) テレビ、ラジオ及び新聞の利用
- (4) 映画・ビデオ等による普及
- (5) パンフレットの利用

- (6) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (7) インターネットや携帯電話の利用

第2 学校における防災教育

様々な危険から児童等の安全を確保するため、次のような観点から防災教育の充実を図る。

- 1 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- 2 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災、津波についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。
- 3 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

第3 職員に対する防災教育

災害時における職員の適正な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の徹底を図る。

1 教育の内容

- (1) 町防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割（職員の動員体制・任務分担）に関すること。
- (2) 災害発生の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- (3) 過去の主な被害事例に関すること。
- (4) 防災関係法令の運用に関すること。
- (5) 南海トラフ地震に関する事項
 - ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき執られる措置の内容
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する事項
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - ・ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ・ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (6) 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること

2 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動の手引等印刷物の配布
- (3) 見学、現地調査等の実施

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

町及び防災関係機関は、危険物を有する施設、病院、社会福祉施設、旅館等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

特に、災害発生時における出火防止、初期消火、避難誘導等に対処できる自主防災体制の強化を促進する。

第5 災害教訓の伝承

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第8節 防災訓練計画

災害応急対策の円滑な実施を図るため、住民の積極的な参加を得て町独自に、あるいは関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる機構強化を目的として災害に対する各種訓練を実施し、的確な災害対応を体得するものとする。

また、訓練の実施後は、訓練成果等について検討し、必要に応じ改善に努める。

第1 総合防災訓練

1 町総合防災訓練

町は、県及び防災機関との連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を目的に各種調査の被害想定を考慮して、自衛隊等関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て総合防災訓練を実施するものとする。

その訓練は、各種災害に対応するのはもとより、南海トラフ地震を想定した避難訓練も考慮して実施する。

主な訓練種目は、次のとおりである。

- (1) 動員及び災害対策本部設置、運営
- (2) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置運営
- (3) 救出・救助、救護・応急医療
- (4) 各種火災消火
- (5) 道路復旧、障害物除去
- (6) 緊急物資輸送
- (7) 災害情報の収集伝達
- (8) 緊急地震速報対応訓練
- (9) その他災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施

2 図上訓練（ロールプレイング）

初動体制の確立を目指して、町災害対策本部を運営する職員の熟度の向上（組織体制、災害対応能力等の向上）及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講ずるために図上訓練を実施する。

第2 個別防災訓練

1 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を予想し実施するものとする。

- (1) 実施の時期
洪水の予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。
- (2) 訓練内容
 - ア 観測（水位、雨量、風速）
 - イ 通報（水防団の動員、居住者の応援）
 - ウ 輸送（資材、器材、人員）

- エ 工法（各水防工法）
- オ 樋門、角落しの操作
- カ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

2 消防訓練

町は、火災による被害を最小限に防止するため、次の方法により消防訓練を実施する。

- (1) 学校教育訓練計画
- (2) 一般教育訓練計画
- (3) 委託教育計画
- (4) 訓練計画の内容
 - ア 機械、器具の操法
 - イ 非常招集、出動、通信連絡
 - ウ 人命救助
 - エ 一般火災防御
 - オ 特別物件の火災防御

3 避難、救助救護訓練

- (1) 町は、避難その他救助、救援活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとする。また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施するものとする。
- (2) 学校、病院、社会福祉施設、旅館等の管理者に対しては、児童・生徒、利用者、宿泊者等の人命を保護するための避難訓練を随時実施するよう指導するものとする。

4 非常通信訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからぬ被害を被ることが考えられる。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、徳島県非常通信協議会に所属する各無線局が参加して、非常通信に関する訓練を定期的に行うものとする。

5 非常参集、連絡訓練

勤務時間外の災害発生等を想定し、必要な職員及び人員の動員配備及び情報の伝達、連絡等活動体制の訓練を実施する。

なお、訓練後は実施効果の検証を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- (1) 伝達方法、内容の確認点検
- (2) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- (3) 集合人員の確認点検
- (4) その他必要事項の確認点検

6 職員の資機材操作訓練

町は、災害時に職員が適切な防災資機材の操作を行うことができるよう、日常から可搬ポンプ、消火器等防災資機材の操作訓練を適宜実施するものとする。

7 緊急地震速報対応訓練

県、及び市町村等は、緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発に資するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用した緊急地震対応訓練を適宜実施する。

第3 住民の訓練

住民は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、町及び消防機関等の指導のもと、特に災害の際における要配慮者の安全を考慮し、次に掲げる訓練の実施に努めるものとする。

- 1 情報伝達訓練
- 2 避難訓練
- 3 初期消火訓練
- 4 救助・救出訓練

第9節 緊急輸送路の確保計画

本町の道路は、概して幅員が狭く、また地形的に山崩れ、落石等のおそれが高いため、ひとたび災害を受けると通行が不能となることもあり、災害時の人命救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行う際に支障となることが予想される。

したがって、災害時には、関係機関、関係業者等の連携により通行の確保を図るものとする。

第1 緊急輸送路の指定

- 1 県が指定する緊急輸送路
県は、次のとおり緊急輸送路を指定している。

区 分	内 容
第1次緊急輸送道路	広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾、空港を接続する幹線道路
第2次緊急輸送道路	県内の防災活動の重要拠点施設である県庁、総合県民局、東部県土整備局、県警察、市町村役場及び地域の医療拠点、広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路
第3次緊急輸送道路	1次、2次路線を補完し、ネットワークを構築する路線

本町においては、資料編に掲げるとおり第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路が指定されており、災害時には優先的に早期復旧が図られることになる。

資料編	○町内緊急輸送路	P34
-----	----------	-----

- 2 町における輸送路の確保
町においては、避難所等防災上重要な建物とを結ぶ町道を優先的に啓開できるよう、災害時の輸送路の確保を図るものとする。

第10節 自主防災組織の育成計画

災害対策は、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害発生時には連携して対応することにより被害の

軽減が図られることを強く認識して、その対策への取り組みを推進し、町の実状に応じた自主防災体制の確立を図るものとする。

また、自主防災組織においては、自主防災計画の策定、計画に基づく各種訓練の実施・検証を行うことにより地域で自立できる防災体制の構築を推進する必要がある。

第1 自主防災組織の現況

災害が発生した場合において、被害を最小限にとどめるためには、防災関係機関の防災活動だけでなく、住民が平素から防災について認識を深めるとともに、災害から自らを守ろうとする意識を持ち、行動することが必要である。また、住民による自主防災組織を設けて出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難及び避難誘導等の行動を行うことが効果的である。

特に、大規模災害時においては、その被害の軽減を図るために消防機関等による防災活動と相まって、地域住民及び施設の関係者による組織的な防災活動が必要である。

現在、本町は坂本を始め全地区に、消防団OB等による自主防災組織があり、日常の防火活動や初期消火等の活動等を行っている。

町ではさらに、先に述べた必要性から地域住民及び施設の関係者による自主的、かつ、より機能的な防災組織の育成に努めるものとする。

第2 自主防災組織の育成指導計画

1 自主防災組織の育成指導

町は、地域防災活動の推進を図るため、各地区及び各施設を中心とした自主防災組織の育成を推進する。

また、町は、自主防災組織の活性化を図るため、機会あるごとに、研修会、講習会等を開催し自主防災組織を指導するとともに、リーダー養成のための研修会や資機材整備などによりその活動を支援し、育成強化に努めるものとする。

2 地域消防防災活動協力員

町は、町内における元消防団員等の協力を得て被災時には、被害情報の収集、平常時には自主防災組織の育成・指導等に関する支援等の業務推進を図るものとする。

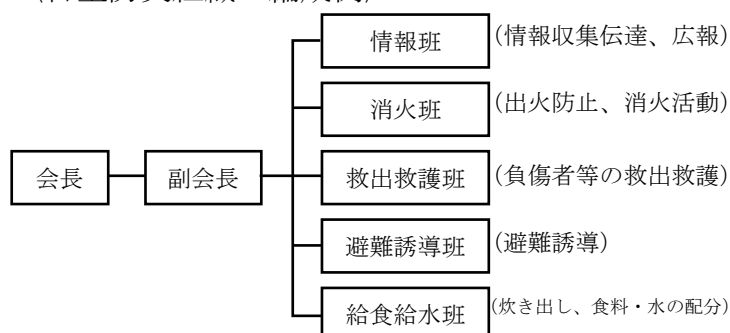
3 自主防災組織の機能の充実

自主防災組織の組織化率 100%を踏まえ、機能の充実を図るものとする。

(1) 組織編成の充実

会長、副会長等の設定のほか、会員を各班に編成し、それぞれ日常的な活動と災害時の活動内容の充実を図るものとする。

〈自主防災組織の編成例〉



(2) 平常時又は災害時の活動内容の充実

ア 平常時の活動例

対策	内容	担当
消火対策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	消火班
救出対策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請	救出救護班
救護対策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班
情報対策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 町内防災関係機関や隣接区会との連絡方法の確立	情報班
避難対策	1 避難対象地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な者のリストアップ	避難誘導班
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	給食給水班
防火訓練	1 個別訓練の随時実施 2 町が行う防災訓練への参加	各班
備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各班

イ 災害時の活動例

対象	内容	担当
消 防 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全員 // 消火班
救 出 対 策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救出救護班 //
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者などの医療機関への搬送	各世帯 救出救護班 //
情 報 対 策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と町等への報告 3 隣接町内会との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 町への地域住民の安否、入院先、疎開先等の情報提供	各世帯 情報班 // // //

避難対策	1 避難路の安全確認	避難誘導班
	2 避難者の誘導（組織的避難の実施）	〃
	3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	〃
給食給水対策	1 飲料水の確保	給食給水班
	2 炊出しの実施	〃
	3 飲料水、食料などの公平配分	〃

4 地域コミュニティにおける防災活動

- (1) 町は、地域コミュニティを町民防災運動の最も重要な啓発対象と捉え、広く地域住民に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助・互助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導助言など支援に努める。その際、障害者、高齢者等の要配慮者や女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 災対法第42条第3項に基づき、本町地域防災計画を参考に地区ごとの特性に応じた地区防災計画を作成することも必要との認識から、本町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の地区内住民等から提案を受け、本町防災会議において必要があると認めるときは、本町地域防災計画に定めるものとする。
また、地区防災計画を地区等が作成するにあたり町としては、作成の援助を行い「自助」「共助」による地区等の防災力向上の促進を図る。

第3 自主防災組織の活動マニュアルの作成

災害は、種類、規模、発生場所及び発生時期、時刻等により、その態様が全く異なるため、第2の3(3)に掲げた組織編成及び活動内容については各地区毎に協議を行い、各地区の実状に合致したものとする。

その際、町は、積極的に協力するものとする。

また、町は、地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し、指導するものとする。

1 平常時の活動

- (1) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
- (2) 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
- (3) 初期消火、救出・救助用の防災資機材等の備蓄
- (4) 家庭及び地域における防災点検の実施
- (5) 地域における高齢者、障がい者等の要配慮者の把握

2 災害時の活動

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止、初期消火の実施
- (3) 避難誘導
- (4) 救出救護の実施
- (5) 給食、給水
- (6) 高齢者、障がい者等の要配慮者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施
- (7) 炊き出しの実施及び協力
- (8) 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

第11節 ボランティア受入体制の整備及び運用計画

阪神・淡路大震災など、近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目された。

発災に伴い人や公共施設等をはじめとして多種多様な被災が発生することが想定され、これに対応するためには、平常時から専門知識を有するボランティアを確保し、この計画についても策定しておく必要がある。

このため、町は、大規模災害時におけるボランティア活動が、速やかに立ち上がり効果的に生かされるよう、平常時からボランティアの受入体制等の整備に努めるものとする。

第1 ボランティアの種類及び活動内容

災害救援ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

区分	一般ボランティア登録者	専門ボランティア登録者
活動内容	<ul style="list-style-type: none">・ 救援物資の整理、仕分け、配分・ 避難所の運営補助・ 炊き出し、配送・ 要配慮者等への生活支援・ 清掃、防疫等の手伝い・ その他危険のない軽作業	<ul style="list-style-type: none">・ 医療看護（医師、薬剤師、看護師等）・ 福祉（手話通訳、要約筆記、介護等）・ 技能（大工、木工、水道、ガス配管資格等）・ 情報（アマチュア無線、インターネット等）・ 特殊車両操作（大型重機等）・ 災害救援（救助活動、初期消火活動等）・ その他特殊な技術を要する者

第2 平常時におけるボランティア体制の整備

町は、地域における的確なボランティア活動の展開を図るため、ボランティア活動者の育成、ボランティアの組織化、ボランティアコーディネーター及びボランティアリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時の具体的な活動指針を示したマニュアルの策定等により体制づくりを推進するものとする。

1 ボランティアの育成

勝浦町社会福祉協議会は、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成に努める。

(1) ボランティア広報誌の発行

(2) ボランティアの養成・研修事業の実施

2 専門ボランティアの活動への支援等

町は、医療、救護など専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、活動体制の整備に努める。

また、土砂災害に係る啓発や危険箇所の点検などの災害防止活動に取り組んでいる砂防ボランティア、及び森林災害の原因となる異常兆候や集中豪雨等による森林被害・治山施設の被災状況を把握し、被害を受けた箇所の監視活動を行う山地防災ヘルパーについても、その育成を図り、活動を支援する。

第3 災害時におけるボランティア活動の支援調整

災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に全国から参集することが予想される数多くのボランティアの活動を支援・調整するため、関係機関との連携による体制の整備を図る。

1 ボランティア窓口の設置

町は町社会福祉協議会にボランティア情報の専門担当部門を設置し、被災地におけるボランティアニーズの収集把握に努め、県や報道機関の協力を得ながらボランティア活動参加希望者等に対して、広く情報発信を行う。

また、この組織においては、全国から寄せられる救援救護活動への参加を希望するボランティア等の問い合わせに対しても統一的に対応するものとする。

2 関係機関との連携

町は、県社会福祉協議会、県ボランティア連絡協議会、日本赤十字社徳島県支部、その他のボランティア関係機関・団体との連携を図り、ボランティアの受入れをはじめとして、救援救護活動の実施、避難場所や在宅における要配慮者への支援等の分野におけるボランティアの円滑な参加が図れるよう努める。

第12節 企業防災の促進

自然災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、地元企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図るものとする。また、企業は防災力を高めるため、「事業継続計画（BCP）」を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの企業の防災活動の推進に努めるものとする。

第1 周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定・運用を行うよう、県と連携して、こうした取り組みに資する情報提供を進めるため、講習会開催紹介や広報などを実施するものとする。

第2 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

県と連携して、企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組むとともに、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携の中で自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言などの支援に努めるものとする。

第13節 避難行動要支援者対策計画

災害時には高齢者、傷病者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人など災害対応能力の弱い要配慮者への十分な支援が必要となる。

要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に考慮すべき点があることなどから、浸水や土砂災害の情報伝達や避難対策などが重要となる。

このため、次により各種対策を実施し、災害時の要配慮者の安全確保を図るものとする。その際、災害時における要配慮者の特性に十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

注) これまで使われていた「災害時要援護者」のかわりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

第1 避難行動要支援者支援体制の確保

1 避難行動要支援者支援マニュアルの作成

町は、県の避難行動要支援者支援マニュアルを参考に、町のマニュアルの整備に努める。

2 避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

町は、福祉担当部局と連携のもと、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、民生委員、児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握・共有し、避難行動要支援者名簿（台帳）の作成に努める。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

3 個別避難計画の作成

(1) 町は、総務防災課や福祉課など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害等の避難方法等の変更等を適切に反映したものになるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 町は、消防団、小松島警察署、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

4 支援体制の整備

町は、個別避難計画の作成の有無に関わらず、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

5 福祉避難所

(1) 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

町は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努めるものとする。

(2) 福祉避難所の指定

町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。

(3) 福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

町は、関係機関等の協力を得て、福祉避難所の運営人員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調達・確保に努めるものとする。

(4) 福祉避難所の周知

町は、福祉避難所に関する指定状況や役割について、事前の受け入れ対象者の特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努めるものとする。

(5) 福祉避難所の運営

町は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成のうえ、訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、円滑な運営管理体制の構築に努める。

(6) 福祉避難所における感染症対策

町は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対策編）」等を参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた円滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努める。

資料編	○福祉避難所	P 2 8
-----	--------	-------

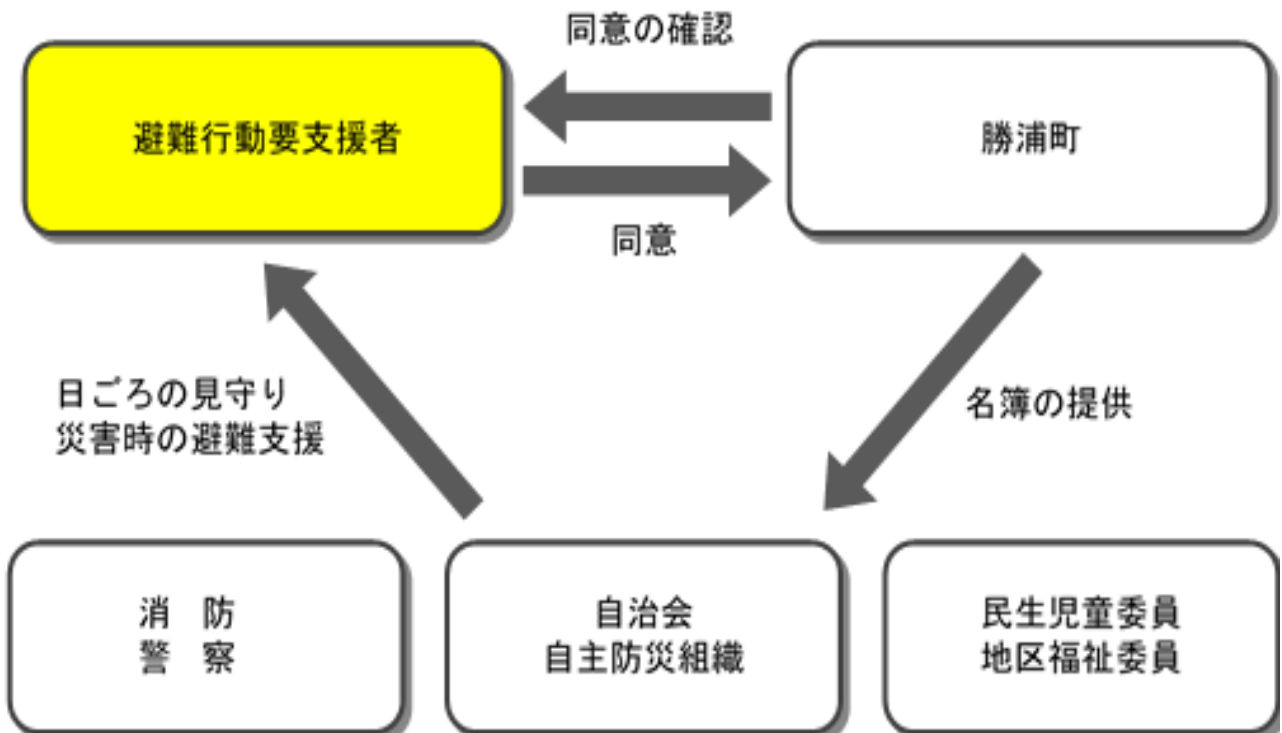
第2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を行うため、町は、各地区ごとの災害特性等を踏まえつつ、自治会等と連携して避難行動要支援者の避難支援要領について整備する。

1 避難支援等関係者の決定

全体計画の策定にあたっては、地域の実情に応じた実効性のある避難支援を計画する。そのため、避難支援等関係者の決定においては、消防機関、県警察、民生委員、児童委員、町社会福祉協議会、自治会、福祉事業者、自主防災組織に限定せずに、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から、避難支援者を決めることが必要である。また、より多くの避難支援等関係者を確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る必要がある。

以下に、町における避難支援等関係者の枠組みを示す。



2 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援を行うための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」を作成する。（災害対策基本法第49条の10第1項）

(1) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

また、町で把握していない情報については、徳島県その他の関係機関に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

(3) 避難行動要支援者の範囲

町は、名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を下記に設定する。

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- ・避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めることができる
- ・形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めることができる。

自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者）

自宅で生活している者で、災害時に自力で避難することが難しく、何らかの手助け（支援）を必要とし、次の要件のいずれかに該当する者

- (ア) 介護保険の要介護度1以上に該当する者
- (イ) 身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者
- (ウ) 療育手帳A判定に該当する者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級に該当する者
- (オ) 難病を患っている者
- (カ) 65歳以上の高齢者のみで構成する世帯に属する者
- (キ) その他支援を必要とする者

3 名簿の管理

(1) 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき遵守を徹底する。

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

(2) 名簿の更新と情報の共有

町は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持する。また更新された情報は、町及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。

4 名簿情報の提供及び漏えい防止

町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、名簿情報の提供にあたっては、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明したうえで、意思確認を行うものとする。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の適切な措置を講ずるよう指導する。

- (1) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- (2) 災対法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- (3) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること

- (4) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- (6) 名簿情報の取扱状況を報告させること
- (7) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

5 避難のための情報伝達

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」等の避難準備情報、避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を適時適切に発令し、関係機関及び町民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線（同報系）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活で使用しているテレビ、ラジオ、SNS等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

町等は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。

第3 社会福祉施設等対策

1 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の利用者の大半は、寝たきり高齢者や障がい者、傷病者等のいわゆる要配慮者であることから、施設の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高め、また耐震性の確保に配慮するとともに、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講ずるものとする。

また、スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。

さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図るものとする。

また、町は、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等に存在する社会福祉施設等の保

全のため、治山、砂防、地すべり、急傾斜の各事業の実施を県に働きかけるとともに、施設管理者に対し、危険箇所、避難場所等の情報を提供し、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

2 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、県及び国の中央防災会議が実施している各種調査結果や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努めるものとする。

3 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあつては、職員が手薄になる夜間を想定した防災訓練や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等、地域の特性を配慮した防災訓練などについても実施するものとする。

また、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの避難対策を確立するものとする。

4 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めるものとする。

第4 在宅者対策

1 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるものとする。

2 避難誘導・救出・救護体制の確立

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や民生委員、福祉関係者との連携強化により避難行動要支援者の状況を把握し、その名簿を整備するなど、実態把握に努める。

なお、把握した情報については、個人情報等の保護を厳守し、関係機関において共有するとともに、支援の必要性の高い者から優先的、重点的に、各避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び活用を図る。

また、町は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、区会等を中心とした自主防災組織の育成についても促進を図るものとする。

3 的確な情報伝達活動

町は、避難行動要支援者に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、防災行政無線のほか、民生委員や地域住民等の連携による伝達など多様な伝達体制を整備する。

第5 避難所における要配慮者対策

避難所においては、一般の避難者が行動の不自由な要配慮者に協力し、共同で生活を行っていくのが望ましいが、中には一般の避難所で生活を行うのが困難な要配慮者の存在も予想される。

町は、必要に応じて要配慮者専用のスペースを確保するなど要配慮者に配慮した体制を検討しておくものとする。

第6 外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加の推進に努めるとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努めるものとする。

1 防災知識の普及啓発

町は、外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを作成・配布するとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及啓発に努める。

町は、住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

2 避難施設案内板の外国語併記等の推進

町は、避難場所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

第14節 帰宅困難者等対策計画

第1 方針

災害時には、遠距離通勤者や来町者等が帰宅困難となる恐れがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要がある。徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）によると、町の帰宅困難者数は280～400人と想定されている。町は、県と連携して、こうした人々に対して適切に対応できる体制を確保するよう努める。

第2 内容

1 住民への普及啓発

町は、住民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅困難者支援ステーション」等について対応策の普及啓発に努めるものとする。

2 企業等への普及啓発

町は、企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及啓発に努めるものとする。

3 安否確認手段の支援

町は、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」、携帯電話の「災害用伝言板」、すだちくんメール（県が構築した災害時の安否確認サービス）等）について、普及啓発に努めるものとする。

4 帰宅困難者への情報提供等支援

町は、大規模災害が発生し、交通が途絶えた場合に、帰宅困難者に対し、次のような支援を可能な範囲で行う。

- (1) テレビやラジオ等で収集した被災情報の提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの提供
- (4) 休息スペースの提供
- (5) 地域の避難所情報の提供

第15節 広域応援・受援計画

町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして、広域的な応援・受援体制を確立しておくものとする。

第1 消防機関の相互応援

大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に適切に対応できるよう、既に締結している「徳島県市町村消防相互応援協定」を踏まえ、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等消防広域応援体制の強化を図っている。

なお、町は、上勝町及び佐那河内村と「消防相互応援協定」を締結している。

資料編	○徳島県市町村消防相互応援協定	P 3 8
	○消防相互応援協定書（上勝町）	P 4 1
	○消防相互応援協定書（佐那河内村）	P 4 3

第2 応援の受入れ体制、応援体制の整備

1 受援体制の整備

町は、災害発生時に他市町村等からの応援が円滑に受け入れられるよう、受援のための体制や役割分担、具体的な活動拠点、連絡・要請手順、対象業務、応援業務従事職員の宿舎の確保等について取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整え、実効性の確保に努めるものとする。特に、庁舎全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

2 応援体制の整備

- (1) 町は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備するものとする。
また、職員を派遣する場合、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努めるものとする。
- (2) 「徳島県広域避難ガイドライン」により、南海トラフ巨大地震等の広域的な大規模災害が発生した場合、小松島市の避難先として勝浦町がマッチングされているため、小松島市が被災し各避難所において避難者を収容しきれず、避難者の生活環境が不十分な状態が長期化する可能性がある場合は、市町の圏域を超える広域避難を受け入れ、早期に避難者の生活環境を整える。

第3 他市町村間等の相互応援

町は、大規模災害が発生した場合に円滑な応急対策等が行えるよう、広域的な応援体制の確立に努めるものとする。

資料編	○ 徳島県東部地域における災害時相互応援に関する協定書（徳島市、小松島市、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）	P 4 8
	○ 全国勝浦ネットワーク災害時相互応援協定書（勝浦市、那智勝浦町）	P 4 5

第4 緊急消防援助隊受入れ体制

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内における大規模災害時に人命救助活動等を迅速かつ効果的に実施するため創設された緊急消防援助隊が（消防庁長官の要請により）出動した場合、円滑に活動できるよう受入れ体制を整備する。

第16節 防災施設等整備計画

災害応急対策を円滑に実施するために必要な施設、資機（器）材及び物資の整備、充実に努めるものとする。

第1 情報通信体制の整備

1 町において利用可能な通信施設

本町において、現在利用可能な通信施設は、次のとおりである。

(1) 県総合情報通信ネットワークシステム

県、市町村、消防、主要な防災関係機関、県支部、県主要出先機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、県防災行政無線地上系システムと衛星通信システムの2系統の県防災行政ネットワークが県により整備されている。

(2) 町防災行政無線

ア 固定系 2局

イ 陸上移動系 46局

資料編	○ 町防災行政無線設置状況	P 2 7
-----	---------------	-------

(3) 災害時優先電話

災害時においても一般加入電話を活用して各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況に備え、町はあらかじめ災害時優先電話の登録を行っている。災害時優先電話については、次の措置を行うなど職員への周知徹底を図る。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

資料編 ○ 災害時優先電話設置状況

P 2 8

2 各無線施設等の整備充実

町は、無線施設及び設備についての定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保及び応急用資機材の確保充実を図り、災害時における通信手段の確保に努める。

3 消防救急デジタル無線の整備

消防・救急活動を効果的・効率的に行えるよう、消防救急無線のデジタル化を推進します。

4 アマチュア無線局との協力体制の整備

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合に、町本部の情報連絡体制を補完するため、アマチュア無線局とあらかじめ災害時における協力体制の確立を図る。

5 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をしておくものとする。

第2 防災拠点施設等の整備

本町における防災拠点は、次のとおりである。災害対策上重要な施設として、通信施設の整備増強、耐震化対策等の整備を図っていく。

災害対策拠点		勝浦町役場 農村環境改善センター
避難拠点	⇒	避難場所
救援物資集積拠点	⇒	勝浦町役場
物資輸送拠点（ヘリポート）	⇒	勝浦町星谷運動公園
消防活動拠点	⇒	各消防団詰所
医療拠点	⇒	勝浦病院

第3 ヘリコプター降着場適地の整備

本町におけるヘリコプター降着場適地は、資料編に掲載のとおりである。

町域内には平地が少なく、ヘリコプター降着場を確保するのが困難な状況であるが、道路不通時に孤立する可能性のある地区も存在することから、町はヘリコプター降着場の整備に努めるものとする。

第4 応急物資等の備蓄

1 町による備蓄の推進

家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかったり被災者等のために飲料水や食料、生活必需品などの供給を行うなど地域住民の生活に密接した物資の確保に努めるものとする。したがって、町の特性から必要量を算定し、各地区への備蓄倉庫の建設や物資の備蓄・確保に努めるものとする。

2 住民に対する備蓄の啓発

町は、平素から広報紙、パンフレット等を利用して、住民に対して家族構成等に応じた食料、生活必需品の家庭内備蓄の促進を図るものとする。

第5 給水体制の整備

1 運搬給水の備え

町は、初期段階の応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、非常用電源の確保、その他必要な資材を整備、備蓄するとともに、給水拠点及び避難所、病院、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先と定め、運搬先ごとに運搬給水の水源となる浄・配水池、消火栓、民間の飲用井戸等を定めておくほか、運搬輸送ルートについても定めておくものとする。

また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受け入れ体制を整えておくものとする。

その他、住民への非常用飲料水袋の配布についても図ることとする。

2 拠点給水の整備

町は運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要から、避難所等に給水拠点を配置することとし、また、給水拠点には耐震性貯水槽の設置を図ることとする。

第6 水防に必要な備蓄資材、器材

町は、水防活動に際し、自己の備蓄する資材、器材のみでは不足する場合、県に応急支援を要請する。また、その重要水防区域内堤防延長1,000メートルないし、2,000メートル毎に1棟の割合で面積33平方メートルの水防倉庫を設置し、必要な器材を備えつけるように努めるものとする。

第17節 孤立化予防計画

平成23年台風第12号では、紀伊半島において道路の寸断など孤立集落が発生し、孤立化が予想される中山間地等における防災対策の必要性が改めて認識されたことから、孤立化が予想される地域に対して、次に掲げる事項について、あらかじめ対策を講じておくものとする。

第1 通信手段の確保

中山間地等において、孤立化し通信の途絶が予想される地域について、通信手段の確保に努める。

第2 ヘリコプター駐機スペースの確保

孤立して陸上輸送が不可能となる場合に備え、孤立が予想される地域について、ヘリコプター駐機スペースの想定確保に努める。

第3 食料及び生活必需品の備蓄

孤立化が予想される地域の住民に対し、食料及び生活必需品の備蓄を呼びかけるなど、孤立化対策の啓発に努める。

第18節 危険物等災害予防計画

保安教育の徹底、規制の強化等により災害を未然に防止する。

第1 危険物災害予防対策

危険物による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、自衛消防組織の強化促進、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図るものとする。

第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、輸送その他の自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図るものとする。

第3 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による災害を防止するため施設管理の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他の自主保安体制の整備等指導體制及び保安体制の確立を図るものとする。

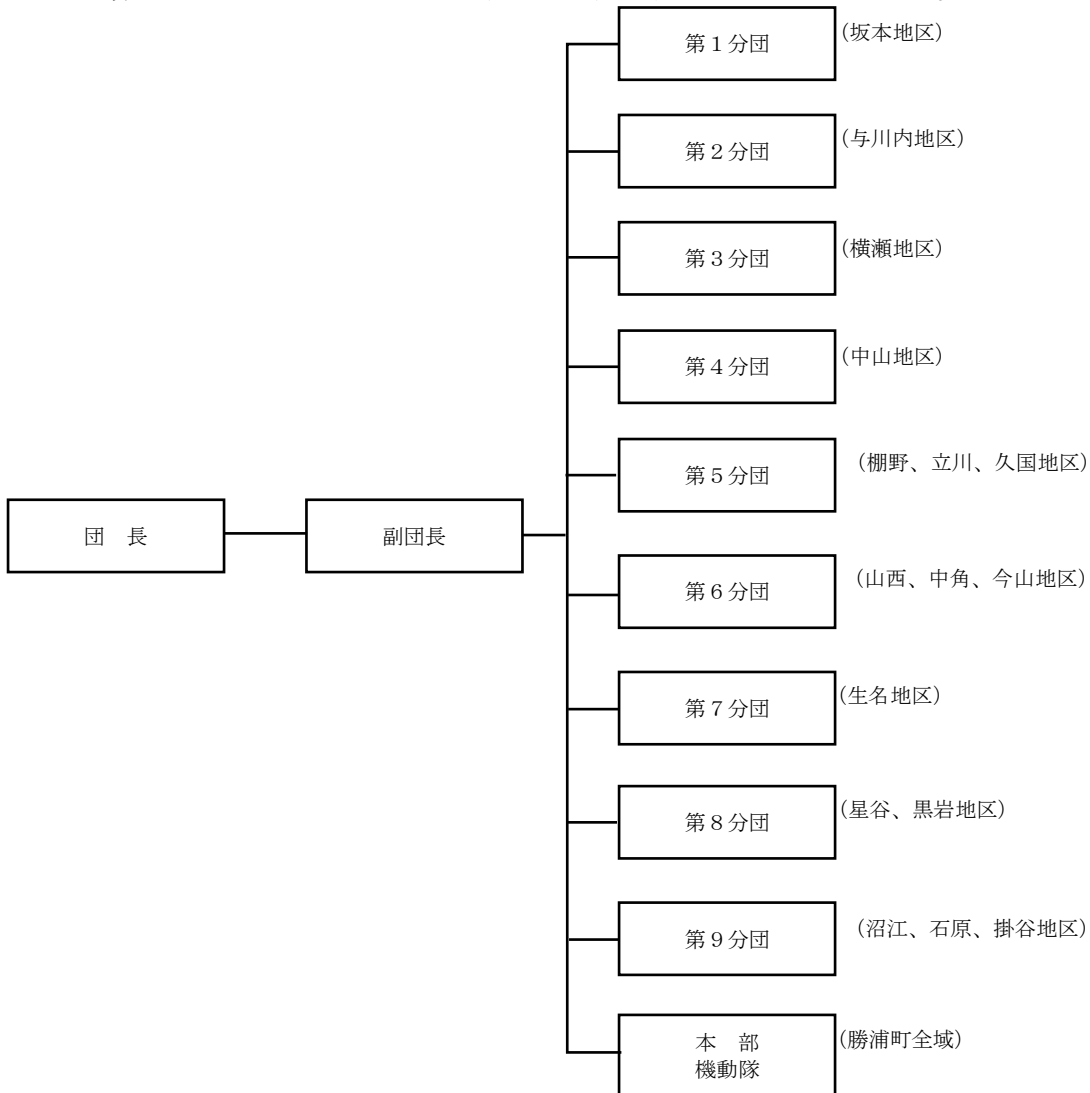
第19節 火災予防計画

防火思想の普及徹底及び消防体制の充実強化によって、火災の被害の未然防止及び軽減を図る。

第1 組織

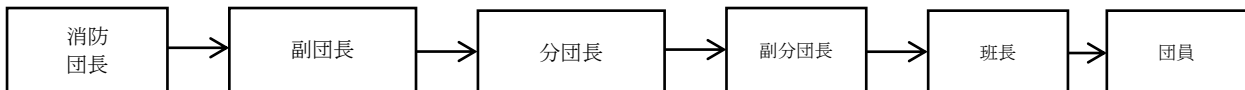
1 勝浦町消防団

勝浦町消防団の組織編成と分担区域は、次のとおりである。



2 伝達方法

連絡系統は、次のとおりであり、電話等により伝達するものとする。



第2 消防力の整備強化

1 消防組織の充実強化

町は、地域の実情を勘案のうえ「消防力の基準」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める。

また、団員の減少や高齢化等の問題に対し、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防施設等の整備充実

町は、「消防力の基準」、「消防水利の基準」及び「消防団の装備の基準」に適合するように、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実について年次計画を立て、その推進を図る。

3 消防水利の確保・整備

大規模災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高い。

このため、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性防火水槽等の設置など多様な水利を確保する。

(1) 消防水利施設の整備

町は、消防活動に必要な水利を確保するため、引き続き消火栓、防火水槽、その他自然水利等の整備充実に努める。

(2) 耐震性防火水槽等の設置

防災拠点整備計画に基づき、庁舎等の災害対策活動拠点、公立学校等の避難拠点について、必要に応じ耐震性防火水槽の整備、プールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

第3 教育訓練

1 一般教育

随時、団員の教養訓練を実施する。

2 委託教育

消防団員を消防学校へ入校させて、消防知識、実務能力のかん養を図る。

3 訓練

(1) 常時訓練

消防団本部の教養訓練計画により実施する。

(2) 各分団通常訓練

各分団の機械運用、放水試験は、月1回以上の通常点検の際に行うものとする。

(3) 消防団操法訓練

随時、町操法大会を行い、その間分団ごとに訓練を実施する。

(4) 非常参集訓練・消防訓練等

本章第8節「防災訓練計画」に定めるとおり実施する。

第4 防火思想の普及

1 一般家庭に対する指導

(1) ガス器具や石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。

(2) 対震自動しゃ断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。

(3) 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。

(4) 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

(5) 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車

による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

- (6) 寝たきりの高齢者、独居高齢者、身体障がい者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について指導を行う。

2 職場に対する指導

- (1) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
(2) 終業時における火気点検の徹底を図る。
(3) 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
(4) 災害発生時における応急措置要領を作成する。
(5) 自主防災組織の育成指導を行う。
(6) 宿泊施設、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
(7) 化学薬品を保有する学校等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
(8) 危険物施設等については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

3 家庭及び事業所の貯溜水の活用

家庭における風呂水、ビルの貯溜水等の活用等について啓発・指導するものとする。

第5 消防相互応援協定の促進

本町では、上勝町及び佐那河内村と消防相互応援協定を締結し、お互いの消防力を補完し合うとともに、県内の市町村及び消防の一部の事務組合と「徳島県市町村消防相互応援協定」を締結している。今後は、さらに大規模火災に対処するため、広域的な消防相互応援協定の締結に努めるものとする。

資料編	○ 徳島県市町村消防相互応援協定	P 3 8
	○ 消防相互応援協定書（上勝町）	P 4 1
	○ 消防相互応援協定書（佐那河内村）	P 4 3

第20節 林野火災予防計画

林野火災を防止するため、気象情報の迅速かつ的確な把握に努め、入山者に対する火災予防措置の徹底を図るほか、防火帯の設置の促進及び消火資機材の備蓄促進を図るものとする。

第1 住民等の防災活動の促進

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱によるものであり、町は、広報活動や消火訓練等を通じて、また登山口や森林レクリエーション施設等に立札等を配置して林野周辺住民、入山者等の防災意識の向上を図るものとする。

第2 林野火災防止のための情報の充実

町長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとする。

第3 林野所有（管理）者への指導

町は、林野所有（管理）者に対して次の事項等について指導し、林野火災発生防止に努めるものとする。

- 1 枯れ草等の刈り取り
- 2 火の後始末の徹底
- 3 消火水利の確保
- 4 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく適正な火入れの実施
- 5 火災多発期における見回りの強化

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 町は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等の消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。町は、次のような消火資機材を保有している。

消 火 資 機 材	
ジェットシューター	20台

- 2 林野火災は、隣接町村に及ぶ場合があるため、隣接町村と協議して林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努めるものとする。
- 3 林野火災等の大規模火災に対処するため、ヘリコプターを活用した空中消火について、あらかじめ検討しておくものとする。

資料編	○ 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定書	P54
	○ 徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（抜粋）	P56

4 被災者等への的確な情報伝達への備え

町は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくとともに、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

5 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第3章 災害応急対策計画

災害応急対策の主な流れ

町が被災した場合、被災地である町の時間・空間は有限の資源であることから、災害対応の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を、住民も防災関係機関も共に理解し、行動しなければならない。

また、災害の進捗状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

なお、町は迅速かつ円滑な応急対策を実施するために、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の災害応急対策活動マニュアル等の整備を推進する。

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動態勢を整備するものとする。

第1 組織

1 勝浦町防災会議

地域における防災行政を総合的に運営するため、災対法及び勝浦町防災会議条例（昭和38年条例第2号）に基づき、勝浦町防災会議を設置する。

その組織及び所掌事務等は、次のとおりである。

(1) 組織

ア 会長（勝浦町長）

イ 委員

(ア) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

(イ) 徳島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(ウ) 徳島県の警察の警察官のうちから町長が任命する者

(エ) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(オ) 教育長

(カ) 消防長及び消防団長

(キ) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(ク) 自主防災組織を構成する者のうち町長が任命する者

(2) 所掌事務

ア 勝浦町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

イ 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(3) 勝浦町防災会議の運営

勝浦町防災会議条例の定めるところによる。

資料編 ○ 勝浦町防災会議条例

P 6 5

2 勝浦町災害対策本部

(1) 勝浦町災害対策本部の設置

勝浦町内に災害が発生し、又は発生するおそれが生じ、その対策を総合的かつ迅速に行う必要があると認めるとき、町長は勝浦町災害対策本部条例（昭和38年条例第

4号)に基づき、勝浦町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置するものとする。

(2) 町本部設置の基準

町本部の設置の基準は、次のとおりとする。

ア 自動設置

震度6弱以上の地震が発生又は、大雨特別警報が発令されたとき。

イ 判断設置

- (ア) 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。
- (イ) 町内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (ウ) 暴風、大雨、洪水警報が発令され、大規模な被害の発生が予想される時
- (エ) 台風が接近し、本町あるいは本町近辺を通過し暴風圏に入ることが確実とされるとき。
- (オ) 河川の増水により水位が氾濫注意水位を超えるおそれが生じ、大規模な被害の発生が予想される時
- (カ) 人的被害、家屋被害が相当数発生したとき、又はそれが予知される時
- (キ) その他通常の町行政組織により、災害応急対策が不可能と判断される特殊な災害が発生したとき。

(3) 閉鎖の基準

町本部長は、災害の危険性がなくなり、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を閉鎖するものとする。

(4) 町本部の設置及び閉鎖の公表

町本部を設置し、又は閉鎖したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、防災行政無線、電話、広報車その他迅速的確な方法で周知するものとする。

公表先	連絡方法
庁内各課	庁内放送、電話、口頭
防災会議委員	電話、電報、FAX、口頭
県知事	電話、県総合情報通信ネットワークシステム、FAX、災害時情報共有システム
小松島警察署	電話、電報、FAX
町内各駐在所（横瀬、生比奈）	電話、電報、連絡員
隣接の市町村長	電話、県総合情報通信ネットワークシステム、FAX、口頭、災害時情報共有システム
町の関係機関	口頭、電話、FAX
報道機関	口頭、文書、電話、FAX、電報、県総合情報通信ネットワークシステム
各区長	電話、町防災行政無線（同報系）
住民一般	町防災行政無線（同報系）、広報車、口頭

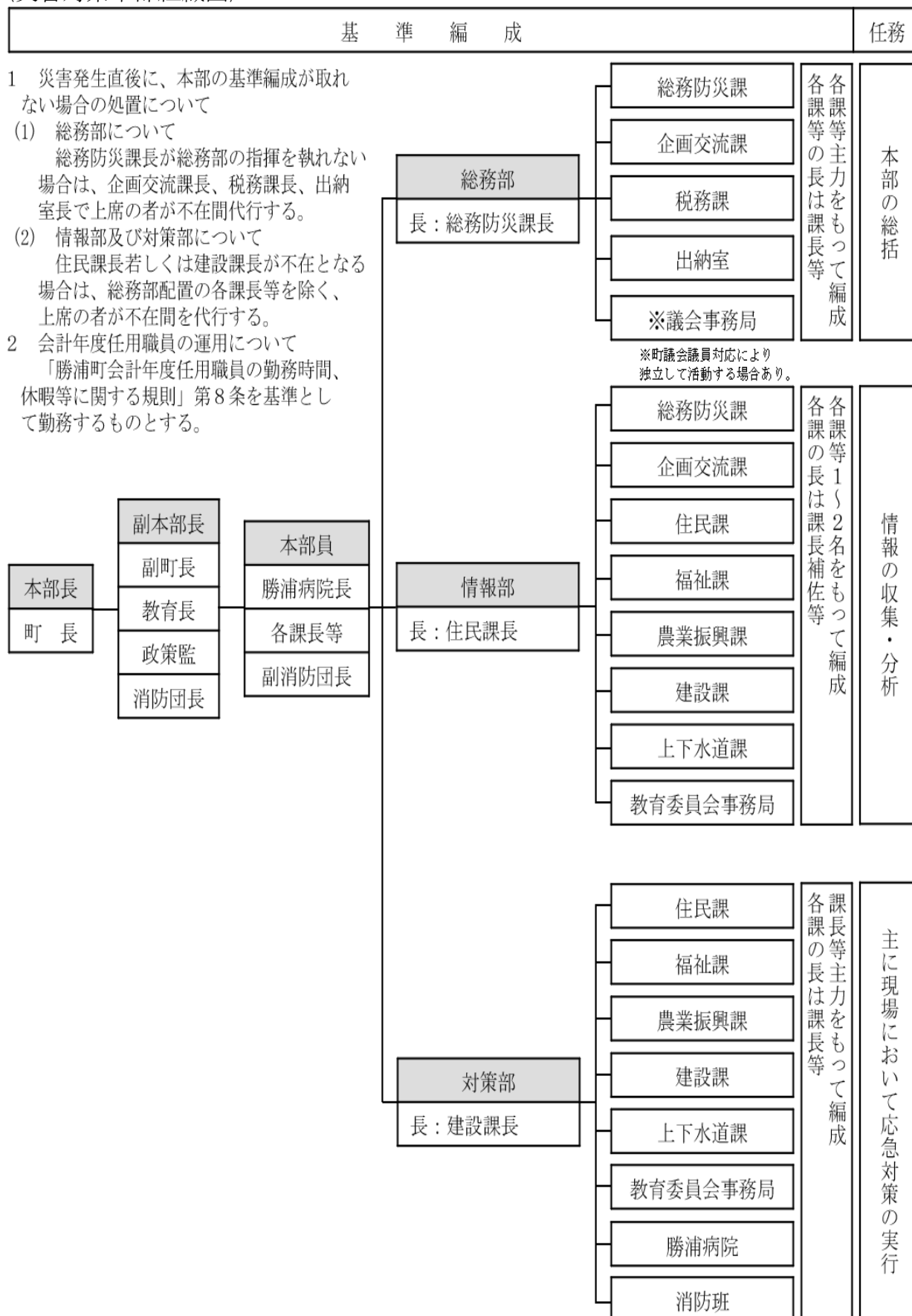
(5) 本部長の職務代理者の決定

災害対策本部長（町長）並びに災害対策副本部長（副町長、教育長、消防団長）が通信の途絶、交通障害等により登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者の順位は、次のように定めておくものとする。この順位は、災害対策本部設置前の段階においても同様とする。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 政策監
- 第4順位 総務防災課長

(6) 町本部の組織と担当事務

〈災害対策本部組織図〉



〈災害対策各部等の担当任務〉

時間	1	24	48	72	72時間以降
発災	<p>□第3非常体制(全職員登庁)</p> <p>□参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等)</p> <p>□テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集</p> <p>□職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p>□庁舎等の被害状況の把握</p> <p>□発電機の準備、電話設備等通信機能の確認</p> <p>□防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保</p> <p>□県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整</p> <p>□住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達</p> <p>□災害対策本部開設</p> <p>□本部長に被害状況の報告</p>	<p>□災害対策本部設置の公表</p> <p>□災害救助法の適用・申請</p> <p>□自衛隊の出動要請、広域応援要請</p> <p>□消防団の出動命令及び配備、連携</p> <p>□町防災会議との連絡調整</p> <p>□住民等からの問い合わせ対応</p> <p>□報道対応</p> <p>□テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集</p> <p>□職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p>□県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整</p> <p>□住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達</p> <p>□災害対策本部会議準備・開催</p> <p>□職員の休憩所、仮眠所の確保・開設</p> <p>□現地災害対策本部の設置・運営の有無</p>	<p>□電算システムの復旧</p> <p>□受援体制の確立(他の自治体等からの応援要員の振り分け)</p> <p>□職員の労務調整</p> <p>□町防災会議との連絡調整</p> <p>□住民等からの問い合わせ対応</p> <p>□報道対応</p> <p>□職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p>□県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整</p> <p>□住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達</p> <p>□災害対策本部会議準備・開催</p> <p>□災害対策の財源措置</p>	<p>□電算システムの復旧</p> <p>□宅地等の応急危険度判定(地震の場合)</p> <p>□家屋被害認定調査(地震の場合)</p> <p>□応急仮設住宅に関する業務(建設用地の確保)</p> <p>□報道対応</p> <p>□災害復旧計画策定</p> <p>□災害対策の財源措置</p> <p>□通常業務への復旧</p>	
総務部	総務防災課				

時間	1	24	48	72 72時間以降
総務部 企画交流課	発災 <input type="checkbox"/> 第3非常体制（全職員登庁） <input type="checkbox"/> 参集時に町の状況を把握（町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等） <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認（家族含む。参集の可否） <input type="checkbox"/> 庁舎等の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 発電機の準備、電話設備等通信機能の確認 <input type="checkbox"/> 防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保 <input type="checkbox"/> 県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達 <input type="checkbox"/> 災害対策本部開設 <input type="checkbox"/> 本部長に被害状況の報告	<input type="checkbox"/> 住民等からの問い合わせ対応、相談窓口開設 <input type="checkbox"/> 報道対応 <input type="checkbox"/> 災害広報 <input type="checkbox"/> 災害対応の記録 <input type="checkbox"/> 災害対策用自動車の確保及び配車 <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 初期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水の確保、調達 <input type="checkbox"/> 職員安否確認（家族含む。参集の可否） <input type="checkbox"/> 職員の休憩所、仮眠所の確保、開設	<input type="checkbox"/> 報道機関に対する災害情報の提供及び連絡調整・取材ルールの取り決め <input type="checkbox"/> アマチュア無線への協力要請 <input type="checkbox"/> 住民等からの問い合わせ対応、相談窓口開設 <input type="checkbox"/> 報道対応 <input type="checkbox"/> 災害広報 <input type="checkbox"/> 災害対応の記録 <input type="checkbox"/> 職員安否確認（家族含む。参集の可否） <input type="checkbox"/> 被災者支援情報（給水、炊き出し、入浴等）の提供	<input type="checkbox"/> 宅地等の応急危険度判定（地震の場合） <input type="checkbox"/> 家屋被害認定調査（地震の場合） <input type="checkbox"/> 災害復旧計画策定 <input type="checkbox"/> 住民等からの問い合わせ対応、相談窓口開設 <input type="checkbox"/> 報道対応 <input type="checkbox"/> 災害広報 <input type="checkbox"/> 災害対応の記録 <input type="checkbox"/> 被災者支援情報（給水、炊き出し、入浴等）の提供 <input type="checkbox"/> 通常業務への復旧

時間	1	24	48	72	72時間以降
総務部	<p>発災</p> <p><input type="checkbox"/>第3非常体制(全職員登庁)</p> <p><input type="checkbox"/>参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等)</p> <p><input type="checkbox"/>テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集</p> <p><input type="checkbox"/>職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p><input type="checkbox"/>庁舎等の被害状況の把握</p> <p><input type="checkbox"/>発電機の準備、電話設備等通信機能の確認</p> <p><input type="checkbox"/>防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保</p> <p><input type="checkbox"/>県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整</p> <p><input type="checkbox"/>住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達</p> <p><input type="checkbox"/>災害対策本部開設</p> <p><input type="checkbox"/>本部長に被害状況の報告</p>	<p><input type="checkbox"/>テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集</p> <p><input type="checkbox"/>職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p><input type="checkbox"/>避難所開設・運営の支援</p>	<p><input type="checkbox"/>避難所運営支援</p> <p><input type="checkbox"/>職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p>	<p><input type="checkbox"/>宅地等の応急危険度判定(地震の場合)</p> <p><input type="checkbox"/>災害に伴う町税等の措置</p> <p><input type="checkbox"/>避難所運営支援</p> <p><input type="checkbox"/>職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p>	<p><input type="checkbox"/>宅地等の応急危険度判定(地震の場合)</p> <p><input type="checkbox"/>家屋被害認定調査(地震の場合)</p> <p><input type="checkbox"/>窓口業務の一部復旧</p> <p><input type="checkbox"/>罹災証明書の発行</p> <p><input type="checkbox"/>災害に伴う町税等の措置</p> <p><input type="checkbox"/>義援金の受付、出納、保管</p> <p><input type="checkbox"/>災害復旧計画策定</p> <p><input type="checkbox"/>通常業務への復旧</p>

時間	1	24	48	72	72時間以降
総務部	<p>発災</p> <p>□第3非常体制(全職員登庁)</p> <p>□参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等)</p> <p>□テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況の把握</p> <p>□職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p>□庁舎等の被害状況の把握</p> <p>□発電機の準備、電話設備等通信機能の確認</p> <p>□防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保</p> <p>□県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整</p> <p>□住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達</p> <p>□災害対策本部開設</p> <p>□本部長に被害状況の報告</p>	<p>□テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集</p> <p>□職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p>□応急借財措置</p> <p>□災害関係経費の出納</p> <p>□初期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水の確保、調達の確保</p> <p>□職員の休憩所、仮眠所の確保・開設</p>	<p>□救援救助物資の把握及び受付並びに支払い</p> <p>□町有財産の管理</p> <p>□応急借財措置</p> <p>□災害関係経費の出納</p>	<p>□救援救助物資の把握及び受付並びに支払い</p> <p>□町有財産の管理</p> <p>□応急借財措置</p> <p>□災害関係経費の出納</p> <p>□他部署のニーズ把握及び業務資源等の確保</p>	<p>□災害復旧計画策定</p> <p>□救援救助物資の把握及び受付並びに支払い</p> <p>□町有財産の管理</p> <p>□応急借財措置</p> <p>□災害関係経費の出納</p> <p>□他部署のニーズ把握及び業務資源等の確保</p> <p>□通常業務への復旧</p>

時間	議会事務局 総務部			
発災	I	24	48	72 72時間以降
<input type="checkbox"/> 第3非常体制(全職員登庁) <input type="checkbox"/> 参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等) <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集可否) <input type="checkbox"/> 庁舎等の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 発電機の準備、電話設備等通信機能の確認 <input type="checkbox"/> 防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保 <input type="checkbox"/> 県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達 <input type="checkbox"/> 災害対策本部開設 <input type="checkbox"/> 本部長に被害状況の報告	<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集可否) <input type="checkbox"/> 町議会議員との連携 <input type="checkbox"/> 初動期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達 <input type="checkbox"/> 職員の休憩所、仮眠所の確保・開設	<input type="checkbox"/> 町議会議員との連携	<input type="checkbox"/> 災害見舞い及び視察者対応 <input type="checkbox"/> 町議会議員との連携	<input type="checkbox"/> 災害復旧計画策定 <input type="checkbox"/> 災害見舞い及び視察者対応 <input type="checkbox"/> 町議会議員との連携 <input type="checkbox"/> 通常業務への復旧

時間	1	24	48	72	72時間以降
総務防災課 情報部	1 発災 <input type="checkbox"/> 第3非常体制(全職員登庁) <input type="checkbox"/> 参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等) <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 庁舎等の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 発電機の準備、電話設備等通信機能の確認 <input type="checkbox"/> 防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保 <input type="checkbox"/> 県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達 <input type="checkbox"/> 災害対策本部開設 <input type="checkbox"/> 本部長に被害状況の報告	<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 気象情報の収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 初期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達	<input type="checkbox"/> 被害状況の集約 <input type="checkbox"/> 気象情報の収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集	<input type="checkbox"/> 復旧の情報収集・集約 <input type="checkbox"/> 通常業務への復旧	

時間	1	24	48	72	72時間以降
発災	<input type="checkbox"/> 第3非常体制(全職員登庁) <input type="checkbox"/> 参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等) <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況、被災状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 庁舎等の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 発電機の準備、電話設備等通信機能の確認 <input type="checkbox"/> 防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保 <input type="checkbox"/> 県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達 <input type="checkbox"/> 災害対策本部開設 <input type="checkbox"/> 本部長に被害状況の報告	<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 商工業関係の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者の情報収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 初期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達	<input type="checkbox"/> 商工業関係の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者の情報収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 被災者支援情報の収集(給水、炊き出し、入浴等)	<input type="checkbox"/> 商工業関係の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者の情報収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 被災者支援情報の収集(給水、炊き出し、入浴等)	<input type="checkbox"/> 復旧の情報収集 <input type="checkbox"/> 被災者支援情報の収集(給水、炊き出し、入浴等) <input type="checkbox"/> 通常業務への復旧
	企画交流課				
	情報部				

時間	1	24	48	72	72時間以降
<p> <input type="checkbox"/> 第3非常体制(全職員登庁) <input type="checkbox"/> 参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等) <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 庁舎等の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 発電機の準備、電話設備等通信機能の確認 <input type="checkbox"/> 防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保 <input type="checkbox"/> 県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達 <input type="checkbox"/> 災害対策本部開設 <input type="checkbox"/> 本部長に被害状況の報告 </p>	<p> <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 被災者(身元調査)及び被災世帯の調査 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者の情報収集 <input type="checkbox"/> ゴミ処理施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 住家等被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 安否不明者等の情報収集 <input type="checkbox"/> 安否不明者等の公表名簿の作成、県に報告 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 不審者等の警戒情報の収集 </p>	<p> <input type="checkbox"/> 被災者(身元調査)及び被災世帯の調査 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者の情報収集 <input type="checkbox"/> ゴミ処理施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 住家等被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 安否不明者等の情報収集 <input type="checkbox"/> 安否不明者等の公表名簿の作成、県に報告 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 不審者等の警戒情報の収集 </p>	<p> <input type="checkbox"/> 被災者(身元調査)及び被災世帯の調査 <input type="checkbox"/> 帰宅困難者の情報収集 <input type="checkbox"/> ゴミ処理施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 住家等被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 不審者等の警戒情報の収集 <input type="checkbox"/> 被災者のニーズ等の情報収集及び分析 </p>	<p> <input type="checkbox"/> 復旧の情報収集 <input type="checkbox"/> 不審者等の警戒情報の収集 <input type="checkbox"/> 被災者のニーズ等の情報収集及び分析 <input type="checkbox"/> 通常業務への復旧 </p>	
住民情報部課					

時間	発災	1	24	48	72	72時間以降
情報部	<input type="checkbox"/> 第3非常体制（全職員登庁） <input type="checkbox"/> 参集時に町の状況を把握（町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等） <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 職員の安全確認（家族含む。参集の可否） <input type="checkbox"/> 庁舎等の被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員の安全確認（家族含む。参集の可否） <input type="checkbox"/> 庁舎等の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 発電機の準備、電話設備等通信機能の確認 <input type="checkbox"/> 防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保 <input type="checkbox"/> 県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達 <input type="checkbox"/> 災害対策本部開設 <input type="checkbox"/> 本部長に被害状況の報告	<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安全確認（家族含む。参集の可否） <input type="checkbox"/> 被害（要配慮者）情報の収集 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難状況の把握 <input type="checkbox"/> 被災者（要配慮者）の調査 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 初期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達	<input type="checkbox"/> 被害（要配慮者）情報の収集 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難状況の把握 <input type="checkbox"/> 被災者（要配慮者）の調査 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集	<input type="checkbox"/> 被害（要配慮者）情報の収集 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難状況の把握 <input type="checkbox"/> 被災者（要配慮者）の調査 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集	<input type="checkbox"/> 復旧の情報収集 <input type="checkbox"/> 通常業務への復旧	

時間					
<p>農業振興課 情報部</p>	<p>1 1 1 <input type="checkbox"/> 非常体制(全職員登庁) <input type="checkbox"/> 非常時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等) <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 庁舎等の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 発電機の準備、電話設備等通信機能の確認 <input type="checkbox"/> 防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保 <input type="checkbox"/> 県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達 <input type="checkbox"/> 災害対策本部開設 <input type="checkbox"/> 本部長に被害状況の報告</p>	<p>24 1 <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 農林水畜産関係の被害状況収集 <input type="checkbox"/> 土地改良区関係の被害状況収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 初期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達</p>	<p>48 1 <input type="checkbox"/> 農林水畜産関係の被害状況収集 <input type="checkbox"/> 土地改良区関係の被害状況収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集</p>	<p>48 1 <input type="checkbox"/> 農林水畜産関係の被害状況収集 <input type="checkbox"/> 土地改良区関係の被害状況収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 緊急仮設住宅建設場所の情報収集</p>	<p>72 1 <input type="checkbox"/> 復旧の情報収集 <input type="checkbox"/> 通常業務への復旧の情報収集 <input type="checkbox"/> 緊急仮設住宅建設場所の情報収集</p>

時間	1	24	48	72	72時間以降
発災	<input type="checkbox"/> 第3非常体制(全職員登庁) <input type="checkbox"/> 参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等) <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 道路(橋梁)、河川、土砂災害情報の収集 <input type="checkbox"/> 地すべり、急傾斜、土石流等地震災害の被害状況収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 庁舎等の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 発電機の準備、電話設備等通信機能の確認 <input type="checkbox"/> 防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保 <input type="checkbox"/> 県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達 <input type="checkbox"/> 災害対策本部開設 <input type="checkbox"/> 本部長に被害状況の報告	<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 道路(橋梁)、河川、土砂災害情報の収集 <input type="checkbox"/> 地すべり、急傾斜、土石流等地震災害の被害状況収集 <input type="checkbox"/> 住家等被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 初期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達	<input type="checkbox"/> 道路(橋梁)、河川、土砂災害情報の収集 <input type="checkbox"/> 地すべり、急傾斜、土石流等地震災害の被害状況収集 <input type="checkbox"/> 住家等被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 急傾斜、土石流等地震災害の被害状況収集	<input type="checkbox"/> 復旧の情報収集 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅建設場所の情報収集 <input type="checkbox"/> 通常業務への復旧	
建設情報部					

時間	1	24	48	72	72時間以降
発災	<input type="checkbox"/> 第3非常体制(全職員登庁) <input type="checkbox"/> 参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等) <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参加の可否) <input type="checkbox"/> 断水被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 尿処理施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 初期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達 <input type="checkbox"/> 庁舎等の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 発電機の準備、機能の確認 <input type="checkbox"/> 防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保 <input type="checkbox"/> 県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達 <input type="checkbox"/> 災害対策本部開設 <input type="checkbox"/> 本部長に被害状況の報告	<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参加の可否) <input type="checkbox"/> 断水被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 尿処理施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集	<input type="checkbox"/> 断水被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 尿処理施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 断水被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 尿処理施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 断水被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 尿処理施設の被害状況の収集 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況の収集	<input type="checkbox"/> 復旧の情報収集 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅建設場所の情報収集 <input type="checkbox"/> 通常業務への復旧	<input type="checkbox"/> 復旧の情報収集 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅建設場所の情報収集 <input type="checkbox"/> 通常業務への復旧
	情報部	上下水道課			

時間	教育委員会事務局 情報部			
発災	1	24	48	72 72時間以降
<input type="checkbox"/> 第3非常体制(全職員登庁) <input type="checkbox"/> 参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、片舎、その他ライフライン等) <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 庁舎等の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 発電機の準備、電話設備等通信機能の確認 <input type="checkbox"/> 防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保 <input type="checkbox"/> 県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達 <input type="checkbox"/> 災害対策本部開設 <input type="checkbox"/> 本部長に被害状況の報告	<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 教育施設、文化財等の被害調査 <input type="checkbox"/> 被害者(被災児童等)及び被災世帯の調査 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況収集 <input type="checkbox"/> 初期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達	<input type="checkbox"/> 教育施設、文化財等の被害調査 <input type="checkbox"/> 被害者(被災児童等)及び被災世帯の調査 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況収集	<input type="checkbox"/> 教育施設、文化財等の被害調査 <input type="checkbox"/> 被害者(被災児童等)及び被災世帯の調査 <input type="checkbox"/> 所管施設の被害状況収集	<input type="checkbox"/> 復旧の情報収集 <input type="checkbox"/> 通常業務への復旧

時間	1	48	72	72時間以降
発災 <input type="checkbox"/> 第3非常体制(全職員登庁) <input type="checkbox"/> 参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等) <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 初期期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達 <input type="checkbox"/> 避難所の開設・運営 <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 初動期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達 <input type="checkbox"/> 避難所の開設・運営 <input type="checkbox"/> 遺体の安置その他関連業務 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 住民に対する社会秩序維持(不審者等の警戒情報等)の情報提供	<input type="checkbox"/> 避難所の開設・運営 <input type="checkbox"/> 遺体の安置その他関連業務 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 住民に対する社会秩序維持(不審者等の警戒情報等)の情報提供	<input type="checkbox"/> 避難所の被災者主体への移行 <input type="checkbox"/> 宅地等の応急危険度判定(地震の場合) <input type="checkbox"/> 住民に対する社会秩序維持(不審者等の警戒情報等)の情報提供 <input type="checkbox"/> 被災者のニーズ等への対応 <input type="checkbox"/> ボランティアセンターの設置 <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れ業務 <input type="checkbox"/> 倒壊家屋等の解体撤去に係る事項 <input type="checkbox"/> 障害物の除去に関すること <input type="checkbox"/> 防疫に関すること <input type="checkbox"/> し尿処理、仮設トイレの設置及び管理に関すること <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の受入及び処理	<input type="checkbox"/> 窓口業務の一部復旧 <input type="checkbox"/> 宅地等の応急危険度判定(地震の場合) <input type="checkbox"/> 家屋被害認定調査(地震の場合) <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅に関する業務(建設要請個数の取り纏め、入居手続) <input type="checkbox"/> 災害復旧計画策定 <input type="checkbox"/> 住民に対する社会秩序維持(不審者等の警戒情報等)の情報提供 <input type="checkbox"/> 被災者のニーズ等への対応 <input type="checkbox"/> ボランティアセンターの設置 <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れ業務 <input type="checkbox"/> 倒壊家屋等の解体撤去に係る事項 <input type="checkbox"/> 障害物の除去に関すること <input type="checkbox"/> 防疫に関すること <input type="checkbox"/> し尿処理、仮設トイレの設置及び管理に関すること <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の受入及び処理 <input type="checkbox"/> 空き家等の活用 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅入居手続に関すること	
住民課 対策部				

時間	1	24	48	72	72時間以降
発災	<input type="checkbox"/> 第3非常体制(全職員登庁) <input type="checkbox"/> 参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等) <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者に対する支援者(自主防災組織、民生委員、消防団等)と連携した避難支援及び援護 <input type="checkbox"/> 初期期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達 <input type="checkbox"/> 庁舎等の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 発電機の準備、電話設備等通信機能の確認 <input type="checkbox"/> 防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保 <input type="checkbox"/> 県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達 <input type="checkbox"/> 災害対策本部開設 <input type="checkbox"/> 本部長に被害状況の報告	<input type="checkbox"/> 避難所の開設・運営 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者に対する支援者(自主防災組織、民生委員、消防団等)と連携した避難支援及び援護 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 福祉避難所に関すること <input type="checkbox"/> 感染症対策に関すること	<input type="checkbox"/> 避難所の被災者主体への移行 <input type="checkbox"/> 宅地等の応急危険度判定(地震の場合) <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者に対する支援者(自主防災組織、民生委員、消防団等)と連携した避難支援及び援護 <input type="checkbox"/> 医療・助産の救助業務 <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れ業務 <input type="checkbox"/> 被災者のニーズ等への対応 <input type="checkbox"/> 福祉避難所に関すること <input type="checkbox"/> ボランティアセンターの設置 <input type="checkbox"/> 感染症対策に関すること <input type="checkbox"/> 防疫に関すること	<input type="checkbox"/> 宅地等の応急危険度判定(地震の場合) <input type="checkbox"/> 窓口業務の一部復旧(地震の場合) <input type="checkbox"/> 家屋被害認定調査 <input type="checkbox"/> 罹災証明書発行 <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れ業務 <input type="checkbox"/> 災害復旧計画策定 <input type="checkbox"/> 被災者のニーズ等への対応 <input type="checkbox"/> 福祉避難所に関すること <input type="checkbox"/> 感染症対策に関すること <input type="checkbox"/> 防疫に関すること <input type="checkbox"/> 通常業務への復旧	
福祉課 対策部					

時間	1	24	48	72	72時間以降
<p>発災</p> <p>□第3非常体制(全職員登庁)</p> <p>□参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等)</p> <p>□テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集</p> <p>□職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p>□庁舎等の被害状況の把握</p> <p>□発電機の準備、電話設備等通信機能の確認</p> <p>□防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保</p> <p>□県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整</p> <p>□住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達</p> <p>□災害対策本部開設</p> <p>□本部長に被害状況の報告</p>	<p>□避難所の開設・運営</p> <p>□テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集</p> <p>□職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p>□初期期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達</p>	<p>□避難所の開設・運営</p> <p>□寝具・食料品等生活必需品の確保(家族含む。参集の可否)</p>	<p>□避難所の被災者主体への移行</p> <p>□宅地等の応急危険度判定(地震の場合)</p> <p>□寝具・食料品等生活必需品の確保に関する対応</p> <p>□被災者のニーズ等への対応</p> <p>□し尿処理、仮設トイレの設置及び管理に関すること</p>	<p>□宅地等の応急危険度判定(地震の場合)</p> <p>□家屋被害認定調査(地震の場合)</p> <p>□災害救助物資、義援物資等の受け入れ、配分、確保、保管</p> <p>□応急仮設住宅の建設</p> <p>□寝具・食料品等生活必需品の確保に関すること</p> <p>□災害復旧計画策定</p> <p>□被災者のニーズ等への対応</p> <p>□し尿処理、仮設トイレの設置及び管理に関すること</p> <p>□家畜伝染病対策</p> <p>□通常業務への復旧</p>	
<p>農業振興課</p> <p>対策部</p>					

時間	1	24	48	72	72時間以降
発災	<input type="checkbox"/> 第3非常体制(全職員登庁) <input type="checkbox"/> 参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフレイン等) <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 庁舎等の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 発電機の準備、電話設備等通信機能の確認 <input type="checkbox"/> 防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保 <input type="checkbox"/> 県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達 <input type="checkbox"/> 災害対策本部開設 <input type="checkbox"/> 本部長に被害状況の報告	<input type="checkbox"/> 避難所の開設・運営 <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 <input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否) <input type="checkbox"/> 初動期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達	<input type="checkbox"/> 避難所の開設・運営 <input type="checkbox"/> 住民に対するライフレイン情報の提供 <input type="checkbox"/> 交通規制等の実施 <input type="checkbox"/> 建設業者等の確保	<input type="checkbox"/> 避難所の被災者主体への移行 <input type="checkbox"/> 宅地等の応急危険度判定(地震の場合) <input type="checkbox"/> 住民に対するライフレイン情報の提供 <input type="checkbox"/> 被災者のニーズ等への対応 <input type="checkbox"/> し尿処理、仮設トイレ設置及び管理に関すること <input type="checkbox"/> 建設用地の地権者等への交渉 <input type="checkbox"/> 建設業者等の確保	<input type="checkbox"/> 宅地等の応急危険度判定(地震の場合) <input type="checkbox"/> 家屋被害認定調査(地震の場合) <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅に関する業務(建設用地の確保) <input type="checkbox"/> 災害復旧計画策定 <input type="checkbox"/> 住民に対するライフレイン情報の提供(被害・復旧) <input type="checkbox"/> 被災者のニーズ等への対応 <input type="checkbox"/> し尿処理、仮設トイレ設置及び管理に関すること <input type="checkbox"/> 建設用地の地権者等への交渉 <input type="checkbox"/> 通常業務への復旧
建設課					
対策部					

時間	1	24	48	72	72時間以降	
発災	<p>□第3非常体制(全職員登庁)</p> <p>□参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフレイン等)</p> <p>□テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集</p> <p>□職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p>□初期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達</p> <p>□職員の安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p>□庁舎等の被害状況の把握</p> <p>□発電機の準備、通信機能の確認</p> <p>□防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保</p> <p>□県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整</p> <p>□住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達</p> <p>□災害対策本部開設</p> <p>□本部長に被害状況の報告</p>	<p>□避難所の開設・運営</p> <p>□テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集</p> <p>□職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p>□初期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達</p>	<p>□避難所の開設・運営</p> <p>□住民に対するライフレイン情報の提供</p> <p>□水道水源の確保</p> <p>□拠点施設(庁舎、避難所等)の優先復旧</p>	<p>□避難所の被災者主体への移行</p> <p>□宅地等の応急危険度判定(地震の場合)</p> <p>□住民に対するライフレイン情報の提供</p> <p>□被災者のニーズ等への対応</p> <p>□し尿処理、仮設トイレ設置及び管理に関すること</p> <p>□水道水源の確保</p> <p>□拠点施設(庁舎、避難所等)の優先復旧</p>	<p>□宅地等の応急危険度判定(地震の場合)</p> <p>□家屋被害認定調査(地震の場合)</p> <p>□災害復旧計画策定</p> <p>□住民に対するライフレイン情報の提供</p> <p>□被災者のニーズ等への対応</p> <p>□し尿処理、仮設トイレ設置及び管理に関すること</p> <p>□通常業務への復旧</p>	<p>□宅地等の応急危険度判定(地震の場合)</p> <p>□家屋被害認定調査(地震の場合)</p> <p>□災害復旧計画策定</p> <p>□住民に対するライフレイン情報の提供</p> <p>□被災者のニーズ等への対応</p> <p>□し尿処理、仮設トイレ設置及び管理に関すること</p> <p>□通常業務への復旧</p>
	上下水道課					
	対策部					

時間	72 72時間以降			
発災	1	24	48	72
<p>教育委員会事務局 対 策 部</p>	<p>□第3非常体制(全職員登庁) □参集時に町の状況を把握(町民、道路、橋梁、家屋、庁舎、その他ライフライン等) □テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 □職員安否確認(家族含む。参集の可否) □庁舎等の被害状況の把握 □発電機の準備、電話設備等通信機能の確認 □防災行政無線及び情報システム等の通信網の確保 □県、警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整 □住民に対する災害情報等の周知・伝達及び避難指示の伝達 □災害対策本部開設 □本部長に被害状況の報告</p>	<p>□避難所の開設・運営 □テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集 □職員安否確認(家族含む。参集の可否) □児童生徒の避難及び救護 □初期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達</p>	<p>□避難所の開設・運営 □文化財等の災害対策</p>	<p>□避難所の被災者主体への移行 □教育環境の整備 □給食センター復旧</p>
	<p>□災害復旧計画策定 □小・中学校及び給食センターの再開 □応急教育に関すること □簡易給食等の調整及び他自治体への応援要請 □学用品の支給等 □健康管理及び心のケアに関すること</p>			

時間	1	24	48	72	72時間以降
勝浦病院 対策部	<p>発災</p> <p><input type="checkbox"/> 第3非常体制(全職員登庁)</p> <p><input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p><input type="checkbox"/> 病院内施設の被害調査及び応急対策</p> <p><input type="checkbox"/> 医療薬剤及び資材の供給確保</p> <p><input type="checkbox"/> 病院内施設の被害調査及び応急対策</p> <p><input type="checkbox"/> 発電機の準備、電話設備等通信機能の確認</p>	<p><input type="checkbox"/> 職員安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p><input type="checkbox"/> 病院内施設の被害調査及び応急対策</p> <p><input type="checkbox"/> 医療薬剤及び資材の供給確保</p> <p><input type="checkbox"/> 傷病者等の医療救護及び看護</p> <p><input type="checkbox"/> 収容患者の給食の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 遺体の検索</p> <p><input type="checkbox"/> 避難所及び在宅被災者の健康管理に関すること</p>	<p><input type="checkbox"/> 医療薬剤及び資材の供給確保</p> <p><input type="checkbox"/> 傷病者等の医療救護及び看護</p> <p><input type="checkbox"/> 収容患者の給食の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 遺体の検索</p> <p><input type="checkbox"/> 避難所及び在宅被災者の健康管理に関すること</p>	<p><input type="checkbox"/> 医療薬剤及び資材の供給確保</p> <p><input type="checkbox"/> 傷病者等の医療救護及び看護</p> <p><input type="checkbox"/> 収容患者の給食の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 遺体の検索</p> <p><input type="checkbox"/> 避難所及び在宅被災者の健康管理に関すること</p>	<p><input type="checkbox"/> 病院内施設の被害調査及び復旧対策</p> <p><input type="checkbox"/> 医療薬剤及び資材の供給確保</p> <p><input type="checkbox"/> 傷病者等の医療救護及び看護</p> <p><input type="checkbox"/> 収容患者の給食の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 遺体の検索</p> <p><input type="checkbox"/> 避難所及び在宅被災者の心のケアを含む健康管理</p>
	<p><input type="checkbox"/> 団員相互の安否確認(家族含む。参集の可否)</p> <p><input type="checkbox"/> 消防・水防活動</p> <p><input type="checkbox"/> 災害予防、警戒、防ぎよ、罹災者の救助避難等の援助</p>	消防			

(7) 町本部の設置場所

ア 町本部は、勝浦町役場に置く。ただし、大規模な災害により施設が被災し、使用不能となった場合には、農村環境改善センターに設置する。なお、その際、速やかにその旨を関係機関に連絡するものとする。

イ 町本部には、本部の所在を明確にするため、町役場正面玄関に「勝浦町災害対策本部」の掲示をする。

(8) 本部開設前の措置

ア 総務防災課長は、予警報又は情報等により、災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置する。

(ア) 予警報、情報の収集及び連絡調整

(イ) 人員配備の指示

(ウ) 関係課等との連絡調整

イ 休日又は勤務時間外において、予警報又は異常な情報を受理した当直者は、直ちに総務防災課長に通報して指示を受ける。

(9) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、町本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長、政策監、消防団長）及び本部員（各課等の長、消防団副団長）で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ 本部会議の開催

(ア) 町本部長は、災害応急対策の基本方針及び必要な指示又は各部の総合調整を行うため、本部会議を開催するものとする。

(イ) 本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出るものとする。

ウ 本部会議の協議事項

(ア) 町本部の配備体制に関すること。

(イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施要請及び応援の要請に関すること。

(エ) 災害救助法の適用に関すること。

(オ) その他災害対策に関する重要事項

エ 決定事項の周知

本部員は、本部会議の決定事項を職員に周知させるとともに、各部の連絡調整を図るものとする。

オ 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、総務部が担当する。

4 現地災害対策本部の設置及び閉鎖

(1) 設置

町本部長は、大規模又は激甚な災害が発生した場合に、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災対法第 23 条第 5 項の規定に基づき、現地災害対策本部を置くものとする。

(2) 閉鎖

町本部長は、一応の応急対策が完了したときは、現地災害対策本部を閉鎖するものとする。

第2 職員の配備体制

職員の配備体制及び動員体制は、次によるものとする。

1 風水害

体制区分	配備基準	配備内容	配備要員	本部設置基準
準備体制	1 町域内に大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表され、更に状況の悪化が予想されるとき（警報級の可能性が「高」の時）	情報連絡活動を円滑に行い得る必要最小限の職員を配備	<ul style="list-style-type: none"> ・総務防災課長 ・消防防災担当者 ※災害の度合いが高いと判断される場合は、第1非常体制に移行する。 	災害準備本部を設置する。
	2 勝浦川において氾濫注意情報が発表されたとき			
	3 町長が必要と認めたとき			
第1非常体制	1 町域内に大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、竜巻注意報のいずれかが発表されたとき若しくは発表されることが予想されるとき	<p>1 情報連絡活動を円滑に行い得るとともに高齢者等避難に対応する職員を配備し、状況に応じて速やかに第2非常体制に移行し得る体制とする。</p> <p>2 配備につく職員は、原則として通常の勤務場所において、主として情報連絡活動を行い、入手した情報は確実に共有するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務防災課長 ・住民課長 ・建設課長 ・福祉課長（福祉関係に被害が及ぶと予想される場合） ・消防防災担当者 ・各課若干名（調整による） ※災害の度合いが高いと判断される場合は、第2非常体制に移行する。 	災害連絡本部を設置する。
	2 勝浦川において氾濫警戒情報が発表されたとき若しくは発表されることが予想されるとき			
	3 町長が必要と認めたとき			

第2非常体制	1 土砂災害警戒情報が発表されたとき若しくは発表されることが予想される時	1 災害対策本部を設置した場合に必要な応急対策活動を状況に応じて行い得るとともに避難指示に対応する人員を配備し、速やかに第3非常体制に移行し得る体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> 各課等の長（各課等長の指名する者を含む。避難所の開設に係る人員を確保） 総務防災課全職員 <p>※災害の度合いが高いと判断される場合は、第3非常体制に移行する。</p>	災害警戒本部を設置する。
	2 勝浦川において氾濫危険情報が発表されたとき若しくは発表されることが予想される時			
	3 町長が必要と認めたとき	2 配備につく職員は、原則として通常の勤務場所において、主として情報連絡活動を行う。		
第3非常体制	1 町域内に大雨・大雪・暴風・暴風雪特別警報が発令されたとき若しくは発表されることが予想される時	全員配備体制	・全職員	災害対策本部を設置する。
	2 勝浦川において氾濫が発生したとき			
	3 町長が必要と認めたとき			

2 地震災害

体制区分	配備基準	配備内容	配備要員	本部設置基準
第1非常体制	1 町域内に震度4の地震が発生したとき	1 情報連絡活動を円滑に行い得る必要最小限の職員を配備し状況に応じて速やかに第2非常体制に移行し得る体制とする。 2 配備につく職員は、原則として通常の勤務場所において、主として情報連絡活動を行い、入手した情報は確実に共有するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・総務防災課長 ・住民課長 ・建設課長 ・消防防災担当者 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が長期にわたる場合は、交代をする。 	災害連絡本部を設置する。
	2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき			
第2非常体制	1 町域内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき	災害対策本部を設置した場合に必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備し、速やかに第3非常体制に移行し得る体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・副町長 ・各課等の長（各課等長の指名する者を含む。） ・総務防災課全職員 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は警戒）が長期にわたる場合は、主に夜間勤務を交代する。 	災害警戒本部を設置する。
	2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は警戒）が発表されたとき			
第3非常体制	町域内に南海トラフ地震を含む震度6弱以上の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部を設置 2 全員配備体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 	災害対策本部を設置する。

3 林野火災等

体制区分	配備基準	配備内容	配備要員	本部設置基準
第1非常体制	1 直接的ではないものの町に隣接する地域において林野火災等が発生し、町に影響を及ぼす可能性があるとき	1 情報連絡活動を円滑に行い得る必要最小限の職員を配備 2 消防団との連絡手段を確保	・総務防災課長 ・農業振興課長 ・消防防災担当者	災害連絡本部を設置する。
	2 その他、町長が必要と認めた場合			
第2非常体制	1 町域内において林野火災等が発生したとき	1 情報連絡活動を引き続き実施するとともに災害の度合いが高まった場合に災害対策本部を設置し必要な応急対策活動を行う状況に応じて行い得る人員を配備 2 消防団に対する出動命令 3 防災へりに連絡	・総務防災課長 ・住民課長 ・建設課長 ・農業振興課長 ・総務防災課全職員 ・状況により4役 ※被害状況によりその他の課長等及び職員についても参集する可能性がある。	災害警戒本部を設置する。
	2 その他、町長が必要と認めた場合			
第3非常体制	1 町域内における林野火災等が人命等に甚大な被害を与えることが予想されるとき	1 情報連絡活動の引き続き実施 2 町民の避難誘導、避難所の開設に必要な人員を確保	・4役 ・各課等の長（各課等長の指名するものを含む。） ・総務防災課全職員 ※被害状況により全職員を参集する可能性がある。	災害対策本部を設置する。
	2 その他、町長が必要と認めた場合			

第3 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次の動員計画により動員を行うものとする。

1 職員の動員計画

職員の動員は、「第2 職員の配備体制」の基準に従って、所属長の指示により行うものとする。

2 消防団の動員計画

消防団の動員については、総務部長（総務防災課長）は町長の指示に基づき、災害の態様、災害応急対策実施状況等に応じて、消防団長と連絡を密にして行うものとする。

また、消防団については、責任分担区域を定め、災害時の配置分担と業務、集合場所等を定めておく。

3 動員配備等の伝達方法

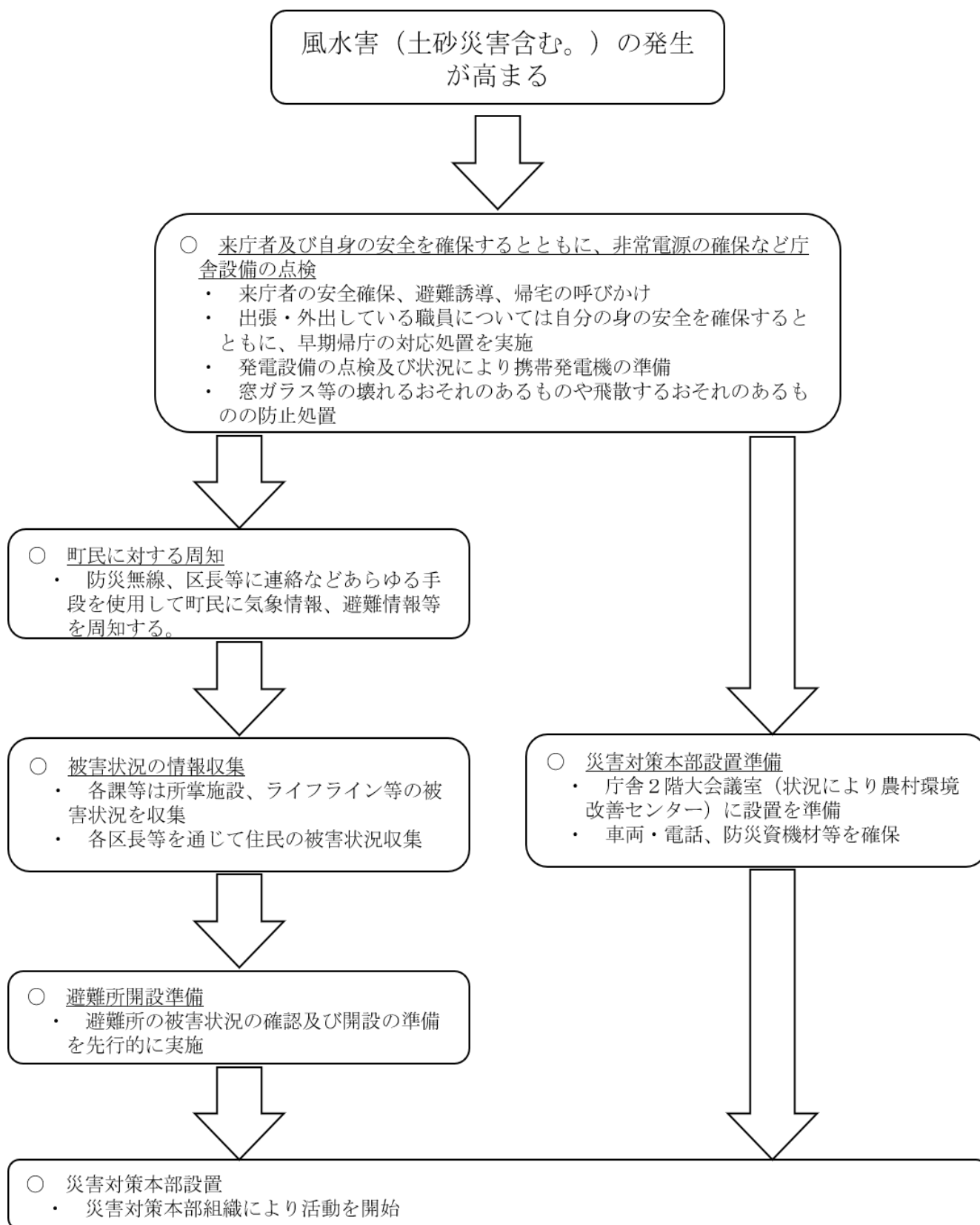
職員等への非常配備の伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達及び配備

ア 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務防災課長は町長の指示により非常配備体制を決定し、各課長等にこれを伝達するとともに庁内放送又は口頭によりこれを徹底する。

イ 各課長等は、直ちに各課等職員に連絡し、所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

ウ 配備時の行動基準



地震発生

- 来庁者及び自身の安全を確保するとともに、非常電源の確保など庁舎設備の点検
 - ・ 自分の身の安全を確保する。（机の下に隠れる等）
 - ・ 来庁者の安全確保、安否確認、避難誘導
 - ・ 庁舎内の火の元等確認及び安全確認
 - ・ 発電設備の点検及び状況により携帯発電機の準備
 - ・ 自分の家族の安否確認・必要であれば一時帰宅（町長の許可を得て）

- 被害状況の情報収集
 - ・ 各課等は所掌施設、ライフライン等の被害状況を収集
 - ・ 各区長等を通じて住民の被害状況収集

- 避難所開設準備
 - ・ 避難所の被害状況の確認及び開設の準備を先行的に実施

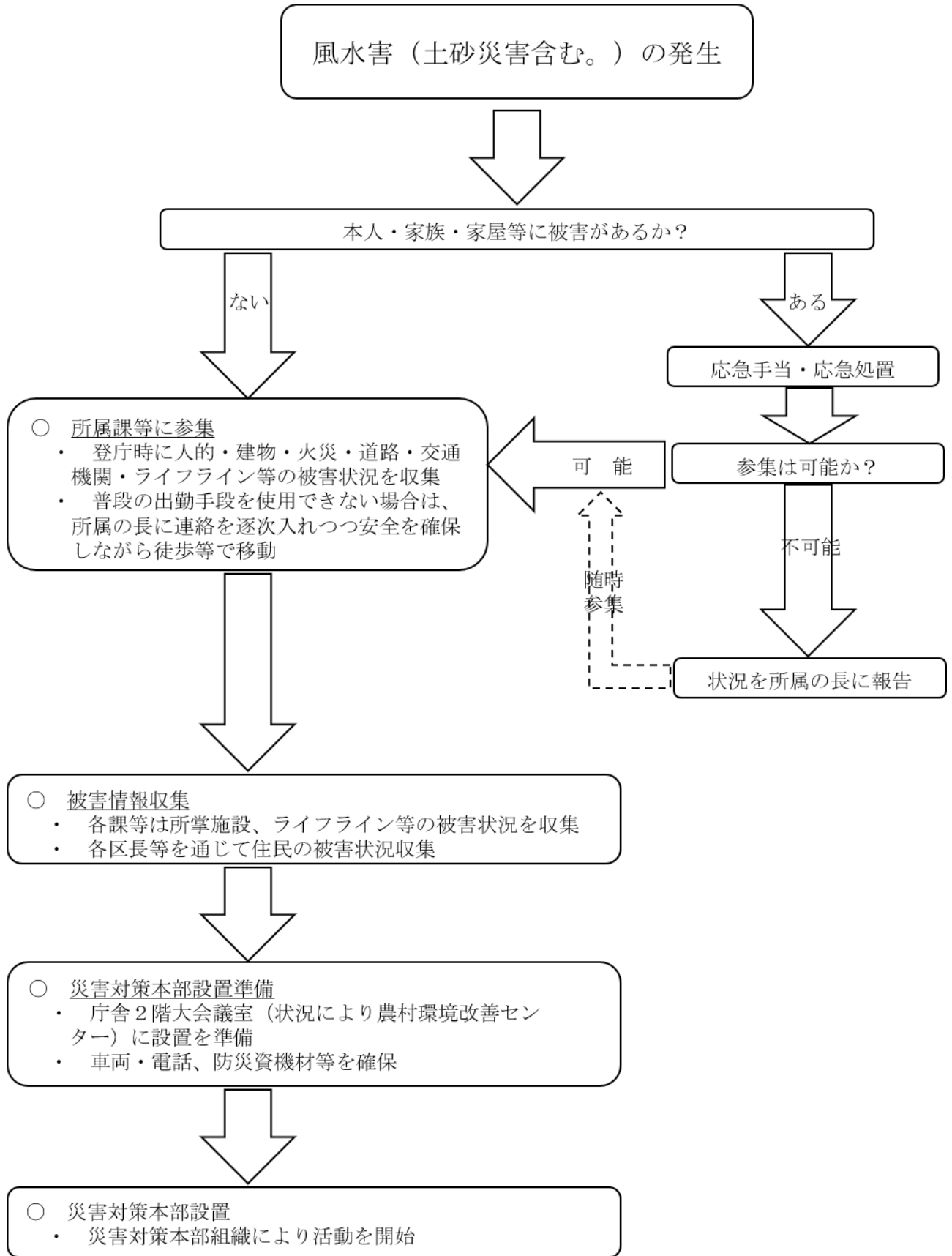
- 災害対策本部設置
 - ・ 災害対策本部組織により活動を開始

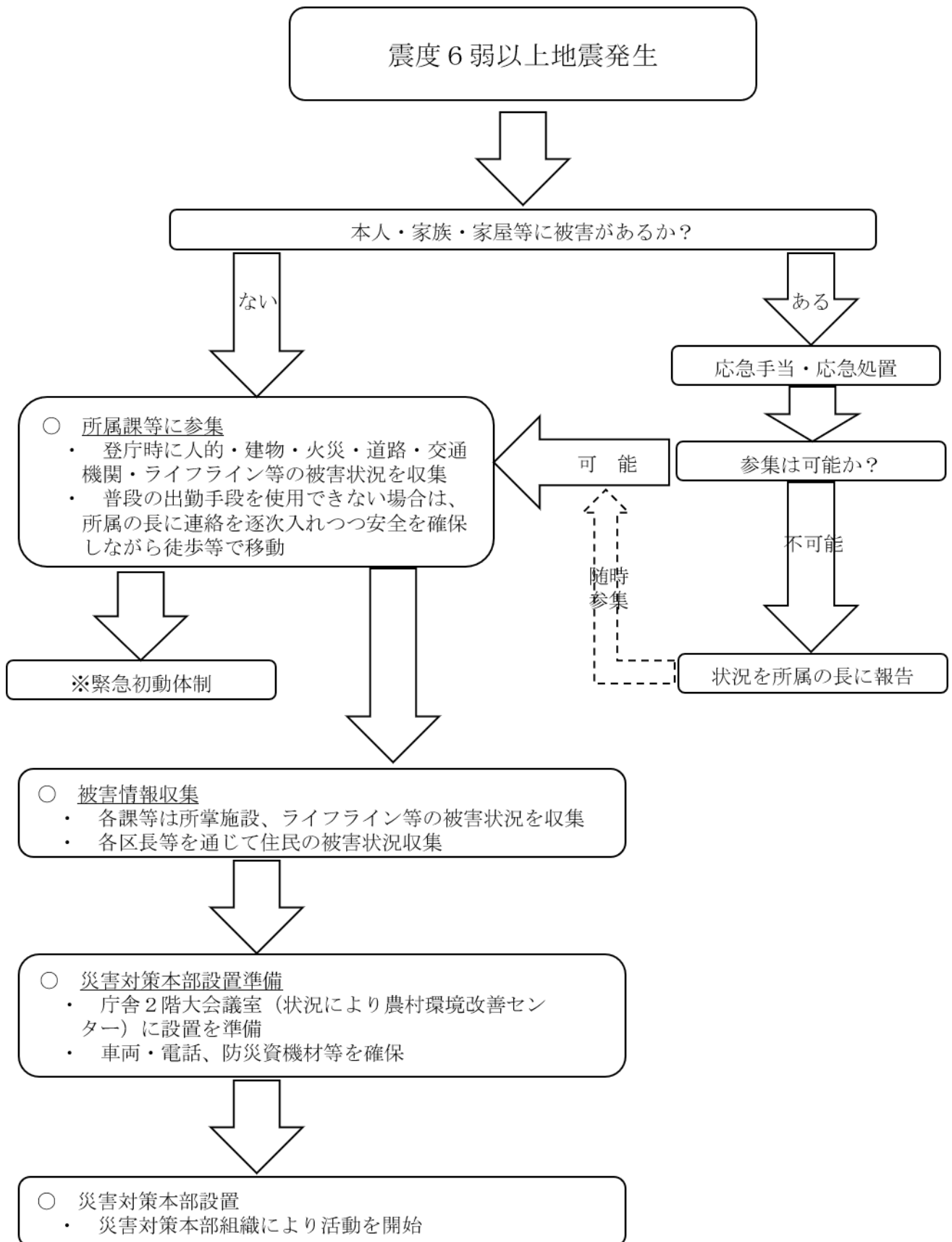
- 災害対策本部設置準備
 - ・ 庁舎2階大会議室（状況により農村環境改善センター）に設置を準備
 - ・ 車両・電話、防災資機材等を確保

(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- ア 当直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに総務防災課長に連絡するものとする。
- イ 総務防災課長は町長、副町長、教育長及び消防団長に連絡する。
- ウ 総務防災課長は町長から配備体制の指示を受けた場合は、各課長等に伝達する。
- エ 各課長等は、速やかに各課等職員に伝達する。
- オ 連絡を受けた職員は、災害発生後の情報等の収集に積極的に努め、職員の配備体制に基づき参集する。なお、交通機関等の途絶、火災等により勤務場所に参集することが困難な場合は、本部に連絡して指示を受けるか、最寄りの避難所等公共施設に参集するものとする。

カ 参集時の行動基準





※ 緊急初動体制

休日など勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生し、ライフライン、交通機関などに障害が発生したときは、参集可能な職員が全員揃うまでの間、災害対応人員が不足することが予想される。このため、災害対策本部の体制が確立するまでの間、参集状況や災害状況により臨機応変な編成により対応する体制が必要となる。これを緊急初動体制と位置づけ、一時的に現有人員の総力をもって柔軟に任務に対応する体制を構築する。

緊急初動体制時の任務は、原則として、災害対策本部体制と同様とするが、参集した職員から災害直後の緊急業務として、優先して緊急初動体制における業務を実施し、災害対策本部の確立へ向けた諸活動を実施する。

● 緊急初動体制での対応

緊急初動体制では、参集した職員から、各自の任務とは異なった諸活動を実施する必要がある。

従って、参集した職員から次の活動要領により、災害対策本部を確立するための諸活動に着手する。

○ 参集場所

休日など勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合、参集した職員は庁舎2階大会議室前付近で点呼をとったのち、室内に入室する。

この際、早期に参集できた職員が勝浦町役場職員配置図等を用いて点呼を行う。

○ 指揮命令権者

緊急初動体制時の指揮命令権者は、原則、町長とするが、町長が登庁するまでの間は、参集できた者のうち、最上席の者を長とし、各部の統括責任を執る。

なお、活動中において上席の者が参集した場合には、指揮命令権を上席の者に引き継ぐものとする。

役場に本部を設置できないときは、農村環境改善センターに本部を設置する。

この際、電話等、建物への張り紙により、全職員に周知する

○ 活動要領

職員は、参集した者から速やかに次の緊急初動活動を開始する。

テレビ、ラジオ、SNS等で地震情報、被害状況等の情報収集を行う。

庁舎や各施設等の災害による被害状況の把握を行う。

※ 危険箇所については、立ち入り禁止の措置を行う。

停電の場合は、非常時発電機の準備・発電

電話設備の通信機能を確認する。

職員の参集状況の把握と参集すべき職員へ動員要請を行う。

避難所の開設準備及び逐次開設のため現地に前進し安全確認の実施

職員が現地に前進できない場合は、区長等と連絡調整し、安全確認の依頼

避難所の開設及び防災無線等により開設場所を周知

本部設置のための準備

本部運営に必要な物品の搬入・配置

警察署、消防団、関係公共団体等の関係機関との連絡調整を行う。

初動期の災害対策活動を実施するために必要な防災資機材、非常食・水等の確保、調達

住民やマスコミからの問い合わせ、情報提供等の対応を行う。

● 災害対策本部の運営

緊急初動期で、参集者が少ない場合は、各部に分かれることなく、主に庁舎や各施設の安全確認や災害に関する情報収集から優先して、次の活動を実施する。

なお、災害対策は、時間の経過とともに活動量が増大し、内容も複雑となってくることから、職員の参集人員が増加し、各部での活動が可能となってきた時点で、災害対策本部による災害対策活動に移行する。

○ 総務部の業務

- 参集職員の把握及び安否確認（職員の家族含む。）
- 参集時に視認した被害情報を情報部に通報
- 町本部設置の公表
- 災害対策本部会議の開催準備
- 災害対策本部を設置した場合は、各関係機関に連絡
- 車両の調達、一元管理（車両・燃料の確保）
- 被害状況の県等への報告
- 各部の活動状況を把握
- 災害対策本部会議の開催
- 町民に対する避難指示の周知
- 一部をもって避難所開設の支援
- 必要に応じて応援要請の実施
- 必要に応じて自衛隊の派遣要請

○ 情報部の業務

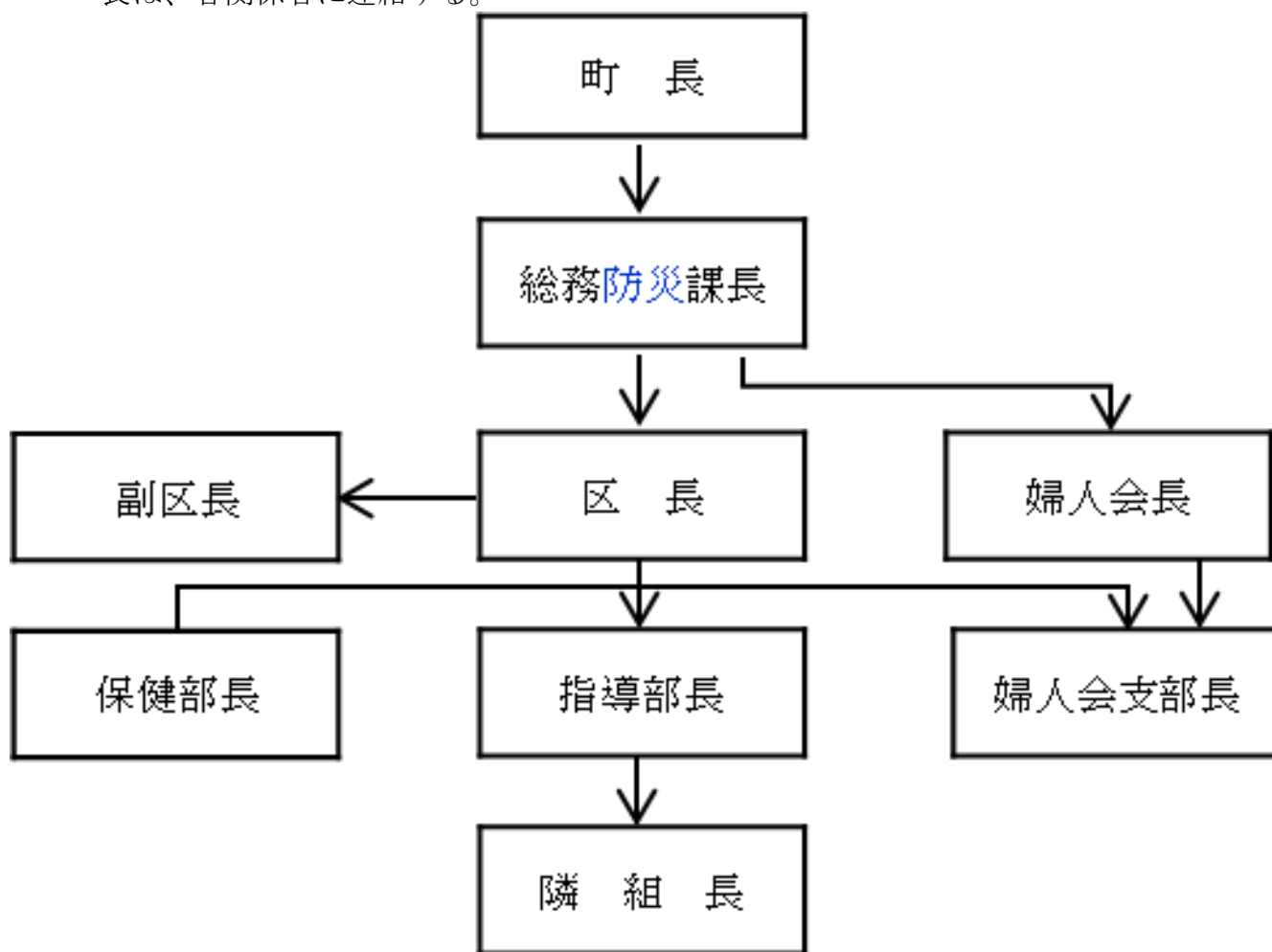
- 参集職員の把握及び安否確認（職員の家族含む。）
- 気象（天気、余震、南海トラフの場合は、西側に対する地震発生の可能性）等情報の収集、伝達、集約
- 各部からの被害情報を集約
- 災害情報の収集
- 負傷者等被害状況の集約
- 災害対応物資等の必要数の把握
- 総務部の車両・燃料の確保について支援

○ 対策部の業務

- 参集職員の把握及び安否確認（職員の家族含む。）
- 参集時に視認した被害情報を情報部に通報
- 初動期は、全力で避難所の開設
- 災害対応物資等の必要数の把握
- 救援物資の調達、手配

(3) 地区への連絡

町長から指示を受けた総務防災課長は、区長及び婦人会長に連絡し、区長・婦人会長は、各関係者に連絡する。



4 職員の緊急参集

職員は、ラジオ、テレビ等により、突発的な災害等が発生し、若しくは発生するおそれがあることを自ら知ったときは、動員命令を待たずに直ちに登庁するものとする。

第2節 相互応援協力要請計画

災害時には、町自らの所掌事務又は業務に従って応急対策活動を実施するものとするが、必要に応じ他の機関の協力を求め実施の円滑を期すものとする。そのため、平素から法令又は本計画の定めるところにより、関係機関と協議し、協力体制を確立するものとする。

第1 実施責任者

県等への応援要請は、町長が実施する。

第2 資料の相互交換

町は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果をあらかじめ県及び防災関係機関と相互に交換するものとする。

第3 応援協力等の要請

1 消防相互応援協定に基づく応援要請

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

町長は、災害時において、緊急消防援助隊等を受け入れることとなった場合に備え、県との連絡体制、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。

消防相互応援協定の締結状況は、第2章 第13節「広域応援要請計画」による。

2 他の市町村への応援要請

町長は、災害が発生した場合において、応急対策を実施するため、必要があると認めるときには、災対法第67条の規定に基づき、他の市町村長に応援を求め、災害対策の万全を期すものとする。

3 県への応援要請等又は職員派遣のあっせんの要請

町長は、県に対し応援を求める場合、又は指定地方行政機関等の応援のあっせんを県に求める場合には、知事に次の事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

ア 災害救助法の適用

(ア) 災害発生の日時及び場所

(イ) 災害の原因及び被害の状況

(ウ) 適用を要請する理由

(エ) 適用を必要とする期間

(オ) 既にとった救助措置及びとろうとする措置

(カ) その他必要な事項

イ 被災者の他地区への移送要請

(ア) 移送要請の理由

(イ) 移送を必要とする被災者の数

(ウ) 希望する移送先

(エ) 被災者の収容期間

ウ 県の応援要請又は応急措置の実施の要請

(ア) 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を求める理由

(イ) 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量

(ウ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）

(オ) その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関等、他の市町村、他府県等の職員派遣のあっせんを求める場合

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の条件

オ その他参考となるべき事項

4 指定地方行政機関の長、他の市町村、府県等に対する職員の派遣要請

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

第4 自衛隊派遣要請

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し、その旨依頼する。なお、詳細については、本章第7節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

第5 公共的団体等との協力体制の確立

町は、町の所掌事務又は業務に係る公共的団体及び防災組織に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制の確立を推進するものとする。

1 公共的団体とは次のものをいう。

日赤奉仕団、医師会、農業協同組合、商工会、婦人会、青年団、アマチュア無線クラブ等

2 協力体制の確立

町は、公共的団体と災害時における協力業務、協力の方法等についてあらかじめ協議しておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- (2) 災害時における広報等に協力すること。
- (3) 出火の防止、初期消火に協力すること。
- (4) 避難誘導、避難場所での救助に協力すること。
- (5) 被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 炊き出し、救助物資の調達配分に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。

第3節 情報通信計画

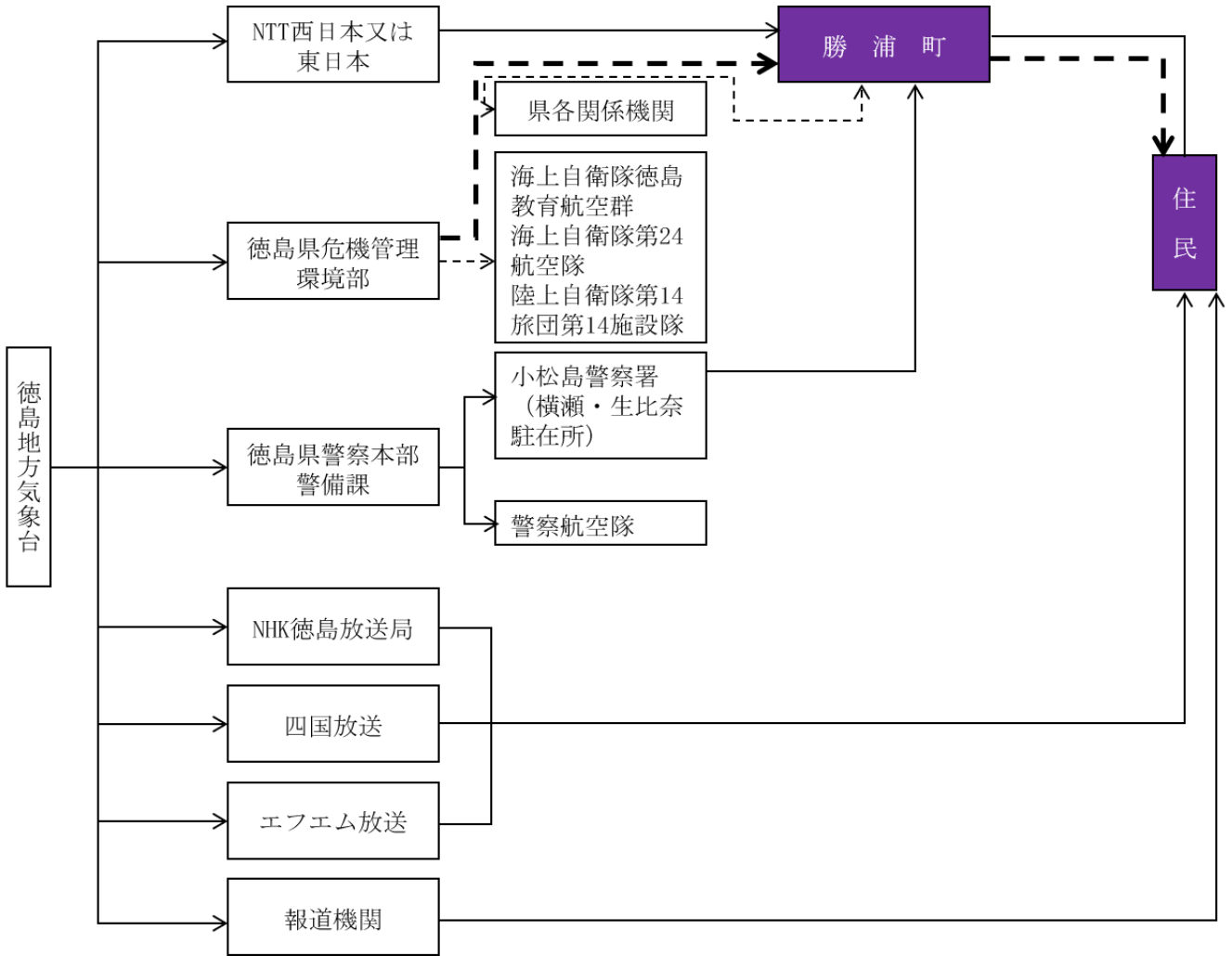
予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常無線通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害通信連絡

1 気象、地象及び水象に関する警報、注意報及び情報の伝達

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象、地象及び水象に関する警報、注意報及び情報の通信連絡は、次の伝達系統により、迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を図るものとする。

(1) 気象に関する警報・注意報・情報の伝達系統



注1 NTT系統へは、警報とその解除だけを通知する。

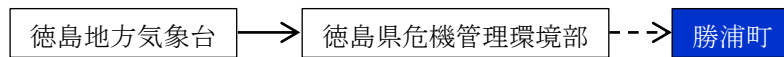
2 -----> は総合情報通信ネットワークによる県庁統制局一斉通信を示す。以下各図とも同じ。

3 太枠は発表官署、機関を示す。以下各図とも同じ。

4 -> 点線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

(2) 火災気象・警報の伝達系統

ア 火災気象通報の伝達系統



イ 火災警報の伝達系統



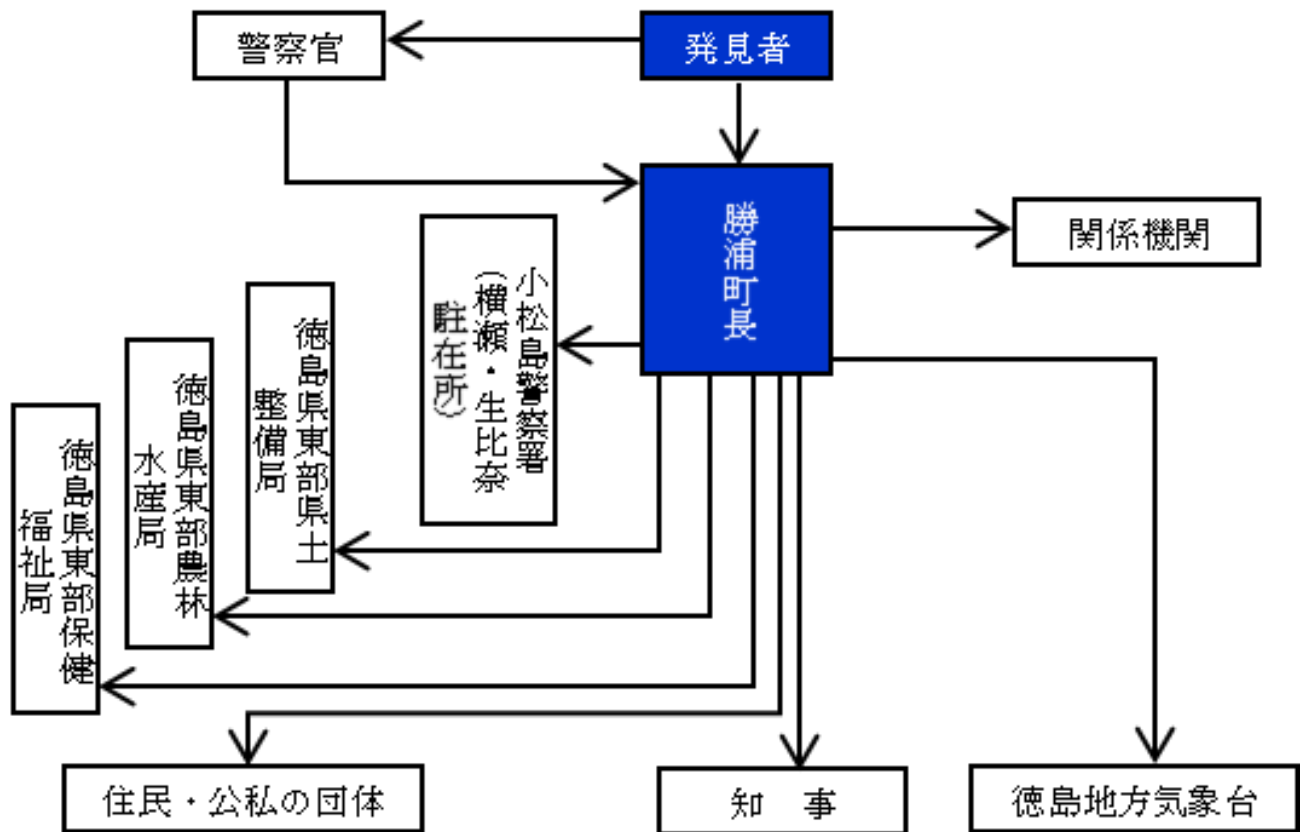
注1 火災警報は、町長がアの通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険と認めたときに発令することができる。

2 -> は通知、⇨は連絡

2 異常な現象発見時の通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。
- (3) (1)又は(2)により通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。
 - ア 徳島地方気象台
 - イ 知事（県災害対策本部が設置されているときは同本部長）
 - ウ 徳島県東部保健福祉局、徳島県東部農林水産局、徳島県東部県土整備局、小松島警察署（横瀬・生比奈各駐在所）及びその他の関係機関
- (4) 町長は、(3)による通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。

〈異常現象通報系統〉



第2 災害時における通信方法

災害時における防災関係機関との通信は、一般加入電話により行うものとするが、一般加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合は、防災行政無線を有効に活用するものとする。

また、災対法第57条の規定に基づき、緊急を要するため特に必要があるときは、他の機関が設置する専用通信設備を利用して通信することができるので、平常時から災害時における通信の確保を図るよう配慮しておくものとする。

関係機関との連絡方法は、次のとおりとする。

町	県	=電話・県総合情報通信ネットワークシステム・FAX
町	警察署各駐在所	=電話・防災行政無線・FAX・連絡員
町	消防団	=電話・防災行政無線・広報車・口頭
町	住民	=電話・防災行政無線・広報車・口頭

第3 町防災行政無線

災害に関する情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速かつ正確に行うため、町防災行政無線を最高度に活用し、通信体制の強化を期する。

- 1 固定系
2 局
- 2 陸上移動系
46 局

資料編	○町防災行政無線設置状況	P 2 7
-----	--------------	-------

第4 災害時優先電話の活用

防災関係機関との通信連絡は、一般加入電話により速やかに行うものとするが、災害時には加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難となることが予想される。

町は、非常・緊急事態が発生した場合には、あらかじめNTT西日本に登録してある災害時優先電話により指定避難場所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、送信用のみに使用することを徹底する。

資料編	○災害時優先電話設置状況	P 2 8
-----	--------------	-------

第5 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定された西日本電信電話(株)徳島支店に「非常電報」であることを申し出ること。なお電報料金は、無料である。

第6 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、電力事業を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

機 関 名	
徳島県警察本部	小松島警察署 横瀬・生比奈各警察駐在所
四国電力（株）	徳島支店
四国電力送配電（株）	徳島支社

第7 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信することができるので、平常時から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。

1 非常通信の要件

非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合である。

2 非常通信の依頼手続

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙にカタカナで書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、住所、氏名及び分かれば電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する。

3 非常通信の料金

- (1) 西日本電信電話(株)以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) 西日本電信電話(株)の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において西日本電信電話株式会社の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第8 放送の要請

町長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能がマヒしたとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、あらかじめ協議で定めた手続により、放送局に放送を要請することができる。

県においては、日本放送協会徳島放送局及び四国放送(株)並びに(株)エフエム徳島に放送を要請することに関して、知事と日本放送協会徳島放送局長及び四国放送社長並びにエフエム徳島社長との間に「災害時における放送要請に関する協定」を結んであり、町においてはこの協定を準用して放送を要請することができるので、これに関する取扱いの円滑な実施を図るため、平常時から関係放送局と十分協議しておくものとする。

第9 アマチュア無線

災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合は、本部の情報連絡体制を補完するため、アマチュア無線局に協力を要請する。

第10 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡を行うものとする。なお、道路の不通が予想されるので、あらかじめ連絡内容等を具体的に定め、要員を確保しておくものとする。

第4節 災害情報収集・伝達計画

町は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し、速やかに関係機関に伝達を行う。

第1 実施責任者

実施責任者は、町本部長（町長）とする。

第2 情報の収集・伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する括弧的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

第3 収集、伝達すべき内容等

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであるが、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

- 1 緊急要請事項
- 2 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
- 3 被害状況
- 4 災害応急対策実施状況
- 5 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
- 6 水道、電気等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- 7 避難状況
- 8 医療救護活動状況
- 9 住民の動静
- 10 その他応急対策の実施に際し必要な事項

第4 情報の収集方法

情報の収集に当たっては、広報車、防災行政無線等を活用するほか、職員及び消防団員を被災地等に派遣することにより、また、各地区長、住民組織等の協力を得て、迅速かつ的確に災害状況等を把握するよう努める。

なお、被害状況を早期に把握するため、119番通報の殺到状況の確認、活用に努める。

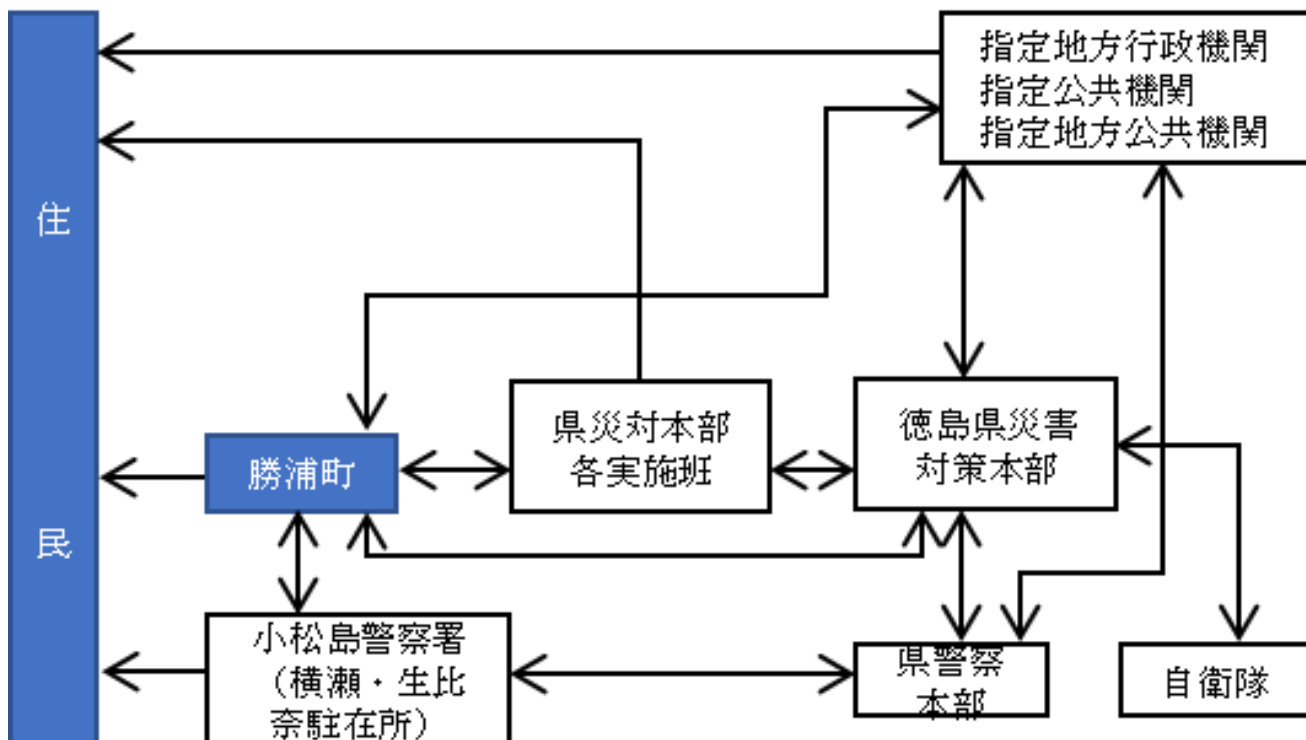
また、広報資料の収集には、以下について努める。

- 1 現地に派遣された者は災害現場写真を撮影する。
- 2 本部各部班は災害現場写真を収集する。

第5 情報の収集、伝達系統

町は、おおむね次の系統により防災関係機関と相互に情報の収集、伝達を行う。

〈情報の一般的収集、伝達系統図〉



第6 被害状況等の報告

災対法第53条の規定に基づき、町長は主に次のような災害が生じた場合には速やかに知事に被害状況等の報告を行うものとする。なお、報告に当たっては別記「災害報告記入要領」により行うものとする。

1 報告の基準

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 町災害対策本部を設置した災害
- (3) 災害による被害が軽微であっても、(1)、(2)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (4) 地震が発生し、町の区域内で震度4以上を記録したもの
- (5) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (6) 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (7) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (8) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- (9) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

2 調査方法

- (1) 被害状況の調査は、町が関係機関、公共的団体及び各地区長等の協力を得て実施する。

被害等の区分	担当部課	調査事項	協力機関等
被害の総括	情報部総務防災課	総合被害	消防団 団長 施設の長
人的被害	情報部住民課 情報部福祉課	死亡者・負傷者数の把握	警察署
町有財産被害	総務部出納室	町有財産被害の総括	各施設管理者
商工業関係被害	情報部企画交流課	商工業の被害状況	商工会 JA東とくしま各支所
医療施設被害	対策部勝浦病院	医療施設の被害状況	病院長
社会福祉施設被害	情報部福祉課	児童・社会福祉施設の被害状況	民生委員 社会福祉協議会
し尿処理・ごみ処理施設被害	情報部住民課 情報部下水道課	し尿処理・ごみ処理施設の被害状況	
住家等一般被害	情報部住民課 情報部建設課	住家等一般被害状況	区長
土木施設被害	情報部建設課	土木被害状況	区長
農林業関係被害	情報部農業振興課	農作物、農地、林業被害状況、農林水産業施設、畑舎施設の被害状況	農業委員会 JA東とくしま各支所 勝浦土地改良区
水道関係被害	情報部上下水道課	水道施設被害状況	簡易水道組合長、区長
教育関係被害	情報部教育委員会事務局	学校・教育施設被害状況	各施設の長

(2) 被害状況調査の集約

各部で行った被害状況の調査結果は、情報部総務防災課に集約する。

情報部長は、集約した結果を町本部長に報告するものとする。

(3) 被害が甚大等により、町において調査が不可能なときは、県に応援を求めて実施する。

3 被害報告の種類

被害状況の報告は、次のとおりとする。

(1) 災害速報

災害が発生したとき直ちに行う。

(2) 中間報告

発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。

(3) 確定報告

応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

4 報告の方法

(1) 災害速報及び中間報告は、原則として別紙様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムにより速やかに報告するものとし、更に災害時情報共有シス

テムへ入力することにより県知事及び隣接市町村との情報共有を図る。また、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。

(2) 確定報告は、必ず別紙様式により文書で報告するものとする。

5 被害報告責任者

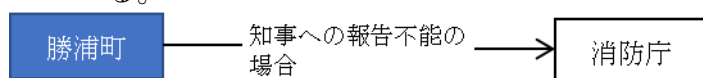
(1) 被害報告責任者は、町本部長（町長）とする。

(2) 各部長は、本町内に災害が発生したときは、速やかに災害による被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を総務部長に報告する。総務部長は、被害状況等を取りまとめ町本部長に報告し、町本部長は、別紙様式により知事に報告する。

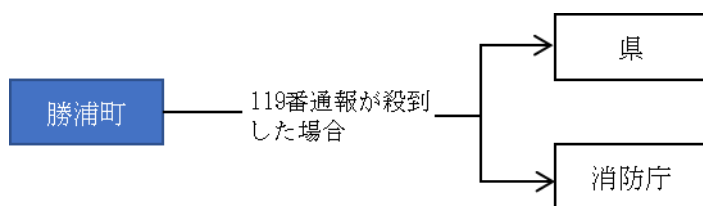
(3) 町長の町防災会議構成機関に対する通報については、町長は必要に応じ被害状況及び応急対策等を町防災会議構成機関に通報するものとする。

6 消防庁への報告

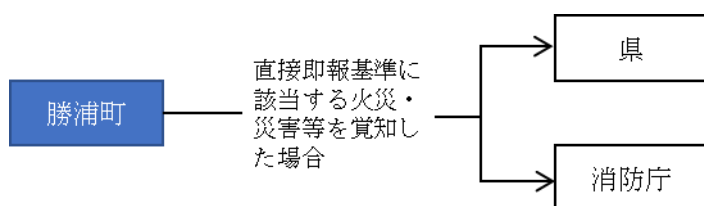
(1) 町長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、国（消防庁）に対し直接報告をするものとし、報告後速やかにその内容について知事に対し連絡するものとする。



(2) 災害発生に伴い、消防機関への 119 番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。



(3) 「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。



7 連絡窓口

(1) 消防庁

平日（9：30～17：45）

広域応援室 TEL 03-5253-7527

FAX 03-5253-7537

衛星系 TEL 0-048-500-49013

FAX 0-048-500-49033

上記以外
 宿直室 TEL 03-5253-7777
 FAX 03-5253-7553
 衛星系 TEL 0-048-500-49103
 FAX 0-048-500-49036

(2) 徳島県危機管理環境部

県ネットワーク無線

TEL 088-621-2281
 FAX 088-621-2987
 TEL 0-211-7101
 FAX 0-211-2-2987

(3) 県報告時の留意点

町長は、県が組織する活動体制に留意して、次表に従って報告する。

発信者	報告する内容		受領者
町長	県が災害対策本部を設置しない場合	県出先機関の所管に属しない町の被害の災害発生報告、災害確定報告（以下「災害報告」という。）	知事 （関係各課長）
		県出先機関の所管に係る町の災害報告	各県出先機関の長
	県が災害対策本部を設置した場合	県実施班の所管に属しない町の災害報告	本部長 （知事）
		県実施班の所管に係る町の災害報告	各県実施班長
	県が災害対策支部を設置した場合	すべての災害報告	県災害対策支部長
	県現地災害対策本部を設置した場合	すべての災害報告	県現地災害対策本部長

別記

災害報告記入要領

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。（なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。）
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供

する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

(1) 「田の流失・埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流失・埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。

(6) 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

(9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12) 「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運用する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18) 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊、及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19) 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (5) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (6) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (7) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (8) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
- (9) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (10) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

別紙様式

災害中間報告・災害確定報告

災害中間報告・災害確定報告

市町村名又は郡名	月 日 時 確定		区分		被害	被害	区分		被害	被害	名称	設置
	年 月 日	時	田	畑			流出・埋没	ha				
災害名	月 日 時 確定		田	畑	流出・埋没	ha	公立文庫施設	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
報告者名	月 日 時 確定		田	畑	流出・埋没	ha	公立文庫施設	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
人的被害	死者	人	学校	冠水	冠水	ha	その他の公共施設	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
	死者のうち 災害関連死者	人	病院	冠水	冠水	ha	小計	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
人的被害	行方不明者	人	道路	冠水	冠水	ha	公共施設被害 市町村数	団体	被害	災害発生年月日	名称	設置
	負傷者	人	橋りよう	冠水	冠水	ha	農産被害	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
人的被害	重傷	人	河川	冠水	冠水	ha	林産被害	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
	軽傷	人	港湾	冠水	冠水	ha	畜産被害	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
人的被害	全壊	棟	砂防	冠水	冠水	ha	水産被害	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
	半壊	世帯	清掃施設	冠水	冠水	ha	商工被害	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
人的被害	全壊	棟	産くずれ	冠水	冠水	ha	その他	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
	半壊	世帯	鉄道不通	冠水	冠水	ha	被害総額	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
人的被害	全壊	棟	被害船舶	冠水	冠水	ha	災害発生場所	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
	半壊	世帯	水道	冠水	冠水	ha	災害発生年月日	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
人的被害	全壊	棟	電話	冠水	冠水	ha	災害の概況	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
	半壊	世帯	電気	冠水	冠水	ha	備 考	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
人的被害	全壊	棟	ガス	冠水	冠水	ha	消防機関の活動状況	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
	半壊	世帯	プロック障害	冠水	冠水	ha	その他(避難指示の状況)	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
人的被害	全壊	棟	罹災世帯数	冠水	冠水	ha	備 考	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
	半壊	世帯	罹災者数	冠水	冠水	ha	備 考	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
人的被害	全壊	棟	建物	冠水	冠水	ha	備 考	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
	半壊	世帯	危険物	冠水	冠水	ha	備 考	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
人的被害	全壊	棟	その他	冠水	冠水	ha	備 考	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置
	半壊	世帯	その他	冠水	冠水	ha	備 考	千円	被害	災害発生年月日	名称	設置

第5節 災害広報計画

災害時において、被害状況、その他災害情報を適切かつ迅速に周知し、一般住民及び関係機関に迅速かつ正確な広報を実施することにより、被災地域住民の的確な行動を促し、人心の安定と社会秩序の維持を図る。なお、その際高齢者、障がい者等要配慮者、女性、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うよう努めるものとする。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮し、ホームページやSNS等の多様な手段の整備に努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

第1 実施責任者

実施責任者は、町本部長（町長）とする。

第2 情報の収集

総務部は、本章第4節「情報収集・伝達計画」に定めるところにより、各部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対し広報活動を行うものとする。

対象機関	広報手段
報道機関	口頭、文書、FAX、電話
各関係機関	電話、FAX、町防災行政無線、連絡員
一般住民、被災者	電話、町防災行政無線、広報車、口頭
庁内各課	庁内放送、庁内電話
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）

第3 広報の手段

1 防災行政無線、広報車等による広報

防災行政無線、広報車及び電話等を通じて迅速に広報するとともに、被害の大要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

なお、広報の実施に当たっては、ひとり暮らし高齢者等の要配慮者に特に配慮し、状況によっては、民生委員等の協力を得るなど正確な情報の提供に努めるものとする。

2 職員による広報

広報車の活動不能な地域又は特に必要と認められる地域に対しては、職員を派遣しハンドマイク、掲示板等への掲示、広報ニュース発行等により広報を行うものとする。

第4 広報資料の収集

通常は、本編本章第4節「情報収集・伝達計画」によるものとするが、総務部は、災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。また、災害現場写真等の資料は、

関係部等が撮影したものを収集する。

第5 広報事項

防災機関及び住民に対して実施する広報活動は、おおむね次の事項を重点とする。

- 1 災害時における町民の注意事項
- 2 災害に係る情報及び被害の状況の周知
- 3 町等が実施しつつある災害対策の概要
- 4 避難時の災害に適した指定緊急避難場所の選択、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等の避難方法についての周知
- 5 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難所での心得
- 6 指定避難所の開設状況や混雑状況
- 7 災害復旧の見通し
- 8 電気、ガス、水道供給の状況
- 9 その他必要事項

第6 報道機関への情報発表

報道機関は、極めて広範囲に、かつ、迅速に伝達できるため、総務部企画交流課は、被害状況、災害応急対策の実施状況、住民及び被災者に対する注意事項等の広報資料を取りまとめ、報道機関に対して発表する。

報道機関への発表責任者は、総務部長とする。

総務部長は、事態の軽重、緊急性等を検討したうえで報道機関へ発表する。

第7 広聴活動

町は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせや要望に対応する相談窓口の設置を図る。災害時の臨時相談は、総務部が行う。

また、住民からの要望事項は、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努めるものとする。

なお、相談窓口を開設した場合には、速やかに防災行政無線、広報車等により住民へ周知する。

第8 放送の要請

町長は、緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能がマヒしたとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、県と報道機関が締結した「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きにより、放送局に放送を要請する。放送要請は、原則として県を通じて行う。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図る。

第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ、事態が止むを得ない場合で、おおむね次のとおりとする。

範 囲	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、船艇、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
行方不明者、傷病者等の搜索救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のうの作製、積み込み及び運搬
道路、水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）
応急医療・救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤等は、県又は市町村が準備）
人員物資の輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯及び給水の支援	被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
危険物等の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
消火活動	火災に対して、消防機関に協力しての空中及び地上消火活動
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与
その他	必要により、自衛隊の能力で対処可能な事項（通信支援、宿泊支援等）

第 2 災害派遣要請要領

1 派遣要請

- (1) 町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し、次の内容を載した文書により自衛隊の災害派遣要請を依頼する。ただし、事態が急迫し、文書で依頼するいとまのないときは、電信・電話等で依頼し、事後所定の手続をとるものとする。

〈記載事項〉

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

- (2) 町長は、災害に際して特に緊急を要し、通信途絶等により前記(1)に掲げる依頼を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通知するものとする。

なお、町長は、連絡がつき次第、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

2 自衛隊の自主派遣

大規模な地震等が発生し、通信の途絶等により、町、県、自衛隊間の連絡が不可能である場合、人命救助等の災害応急対策につき、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請がなくても独自の判断で部隊等を派遣することができる。

3 要請窓口

(1) 県

担当課	所在地	電話番号
危機管理環境部	徳島市万代町1-1	088-621-2281 (防災) 088-621-2057 (夜・休日) 0-211-7101 (県ネットワーク無線電話)

(2) 陸上自衛隊第14旅団

担当課	所在地	電話番号
第15即応機動連隊	香川県善通寺市南町2-1-1	第3部 TEL 0877-62-2311 (内線234) 0-037-466-502 (県ネットワーク無線電話)

(3) 海上自衛隊徳島教育航空群司令

担当課	所在地	電話番号
司令部	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	司令部 TEL 088-699-5111 (内線3213) 1-355-3 (県ネットワーク無線電話)

(4) 海上自衛隊第24航空隊司令

担当課	所在地	電話番号
幕僚室	小松島市和田島町字洲端4-3	幕僚室 TEL 0885-37-2111 (内線213) 1-397-3 (県ネットワーク無線電話)

第3 災害派遣部隊の受入れ体制の整備

1 連絡担当窓口の設置

町は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、総務部に連絡窓口を設け、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行うものとする。

2 作業分担計画の作成

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3 資材の準備

町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を準備するものとする。

4 宿泊施設等の準備

町は、災害派遣部隊等が宿泊施設及び野営施設を必要とする場合、公共施設等を整備し、対処するものとする。

5 情報の交換

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、県及び派遣部隊と相互に情報の交換を行う。

第4 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害救助活動の必要がなくなった場合、町長及び派遣部隊の長と協議の上、撤収要請をする。

第5 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとする。

第6 災害対策用ヘリポートの設置

1 本町の災害対策用ヘリポート

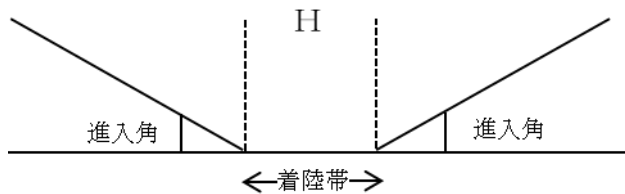
町は、次の「2 選定要領」に基づき、資料編に掲載のとおり災害対策用ヘリポートの降着場を定めている。町長は、あらかじめその場所を県に通知しておくものとする。

資料編 ○ 災害対策用ヘリコプター降着場適地 P34

2 選定要領

- (1) 地表面は平坦でよく整理されていること。
- (2) 回転翼の回転によって、努めて砂塵等があがらない場所であること。
- (3) 所要の地積があること。

〈ヘリポートの基準〉



ヘリポートの最小限所要地積

機種	着陸帯（直径）	進入角	摘 要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から50m以内に10m以上の障害物がないこと。
中型 〃	50m	8°	ヘリポートの外縁から70m以内に10m以上の障害物がないこと。
大型 〃	100m	6°	ヘリポートの外縁から100m以内に10m以上の障害物がないこと。

3 ヘリポート設置上の留意点

- (1) ヘリポートの標示をすること。
 - ア 上空から確認できる風向標示の旗を立てること。
 - イ 着陸地点に石灰、白布等でHまたは、Oの記号を標示すること。

- ウ 夜間に備え、簡易照明施設を用意すること。
- (2) 危険防止に留意すること。
 - ア 離着陸時は、風圧等による危険防止のため関係者以外を接近させないこと。
 - イ 着陸地点附近に物品等異物を放置しないこと。
 - ウ 現地に自衛隊員が不在の場合、でき得れば安全上の監視員を配置すること。
- (3) 生存者の使用する対空目視信号は、次によること。
 - ア 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。
 - ※ 生存者が通常利用できる方法には、細い布、落下傘の材料、木片、石又はそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、又は油で汚すことによつて地上に標識をつけたりするものがある。
 - イ 記号は、25メートル以上とすること。
 - ウ 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。
 - エ 無線機、火煙、反射光のようなその他の方法により注意を引くためにあらゆる努力をすること。

第7節 災害救助法の適用計画

災害に際して、町長が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については、災害救助法の適用を受け、国の機関として徳島県知事が行う救助のうち町長に委任された事項については、町長がこれを実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施し、町長がこれを補助する。ただし、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について、町本部長（町長）が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、町の区域単位にその区域を指定して行うこととし、同一原因の災害により被害の程度が次のいずれかに該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- 1 町の区域内の被害世帯数が、40世帯以上に達したとき。
- 2 住家滅失世帯が県の一部にわたる相当広範囲な地域に発生した場合で、県下の住家滅失世帯数が1,000世帯以上であつて、本町の住家滅失世帯数が20世帯以上に達したとき。
- 3 被害が県下全般にわたる極めて大きな災害で、本町の住家滅失世帯が前記1及び2の基準には達しないが、県下の住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、町の区域内の被害世帯数が多数であるとき。
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 5 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第3 災害救助法の適用手続

- 1 町長は、本町における災害による被害の程度が、前記「第2 災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

- 2 町長は、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

第4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について知事を通じ、内閣総理大臣と協議する。

資料編	○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	P70
-----	-----------------------------	-----

第8節 水防計画

洪水、雨水出水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図ることを目的とする。その内容及び実施については、水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定及び徳島県水防計画によるものとする。

第1 水防責任

1 水防管理団体の責務

町は、水防法（昭和24年法律第193号）第3条に基づき、水防管理団体としてその区域内の水防を十分に果たすべき責任を有するため、消防機関が水防にあたるものとする。

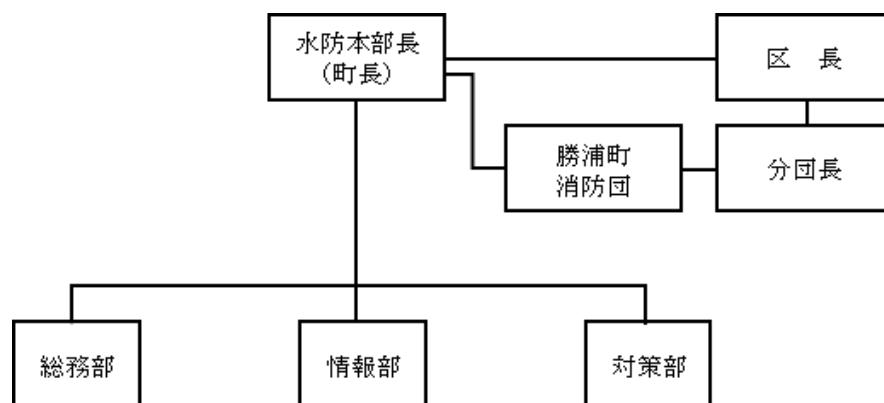
2 一般住民の義務

水防法第17条に基づき、常に気象状況、出水状況に注意し水災が予想される場合は、進んで水防に協力しなければならない。

第2 水防組織

- 1 町に水防本部を置き事態を処理する。また、事務局は総務防災課に設置する。
- 2 水防本部を設置する時期は、徳島地方気象台から水防に関する予報又は警報が発せられたとき、又は町長が水防本部を設置する必要があると認めたときとする。
- 3 水防組織
 - (1) 水防業務を処理する水防の機関は、消防団をもってあてる。
 - (2) 本町の水防本部の組織は、次のとおりである。

〈水防本部の組織〉



4 任務分担

水防本部は、災害対策本部が設置されたときは同本部に統轄されるものとし、任務分担についても、本章第1節「活動体制計画」の災害対策本部の組織、分掌事務に準ずるものとする。

第3 重要水防区域

本町の重要水防区域は、資料編に掲げるとおりである。

第4 監視、警戒

1 監視、警戒

町長は、徳島東部県土整備局から気象状況の通知を受けたとき、又は必要があると認めるときは、出水前に必ず巡視員を堤防の巡視にあたらせるものとする。この巡視は建設課の職員をもってあてることとする。

(1) 巡視の結果、水防上危険と認められる箇所、交通不能となる場合は、速やかに住民に周知するとともに、徳島東部県土整備局、警察署等関係者に通報するものとする。

(2) 水位が警戒水位に達したと認めた場合は、速やかに徳島東部県土整備局、警察署等関係者に通報し警戒水位が下がったときも同様とする。

2 決潰等の通報

急激な水位上昇や、堤防その他の施設が決潰した場合、町長は直ちに地区住民に急報するとともに、徳島東部県土整備局、警察署、氾濫する方向の市に通報する。

3 避難の指示

(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合は、町長は必要な区域の居住者に立退きを指示、勧告する。

(2) 避難の指示・勧告は警鐘、サイレン、防災行政無線その他の方法により伝達する。

警鐘、サイレンなどの水防信号は、水防法第13条の規定により次のとおり定められており、町役場で行う。

〈水防信号〉

区分	信号の内容	警 鐘 信 号	サイレン号
第1信号	河川の水量等が警戒水位に達した場合	○休止 ○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒 ○ー 休止 ○ー
第2信号	水防関係者が直ちに出勤すべき場合	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 6秒 5秒 ○ー 休止 ○ー
第3信号	居住者が全員出勤すべき場合	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	10秒 5秒 10秒 ○ー 休止 ○ー
第4信号	区域の居住者に避難のための立退きを指示する場合	乱打	1分 5秒 1分 ○ー 休止 ○ー

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
 2 必要あれば警鐘とサイレンの併用することを妨げないこと。
 3 危険が去った場合は、防災行政無線、口頭伝達等により周知させること。

第5 器具、資材及び設備の整備等

1 器具、資材及び設備の整備

- (1) 本町における水防資材、資器材の備蓄状況は、資料編に掲載のとおりである。
 (2) 水防資材は腐敗、破損しないよう管理者が保管するものとする。

資料編 ○ 備蓄資器材保有状況	P 3 1
-----------------	-------

2 水防資材の要請

町長は、水防活動により資材が不足した場合は、県の管理する水防資材を徳島東部県土整備局に要請するものとする。

徳島東部県土整備局	電話	088—653—8811（昼間） 088—653—8813（夜間） 1-361-2-1210（県ネットワーク無線）
-----------	----	--

3 水防資器材の補完

町は自己の資器材を使用してなお不足したとき、又は不足が予測される場合は、次の購入先に手配して所要量を確保するもの

調 達 先	連 絡 先	購入可能品名及び数量
J A 東とくしま 勝浦支所	(08854) 2-2521	ビニール・アサ袋 (1, 000)、縄 (500)
〃 生比奈支所	〃 2-2351	ビニール (500)、縄 (500)
丸福製材所	〃 2-2057	杭 (1, 000)

4 輸送の確保

水防資材及び人員の調達、輸送のため使用する車両は、産業建設部所属の車両をあてるものとする。

第6 水防活動

1 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

町長は、次の事態に至ったときは、直ちに徳島東部県土整備局を経由し、県河川課に報告するものとする。

- (1) 警戒水位に達したとき。
- (2) 消防団が出動したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）。

2 非常配備

町長が職員を非常配備につかせるための指令を発する基準は、第1節 活動体制計画 第2 職員の配置体制による。また、消防団員についても、これに準じるものとする。

3 消防団（水防団）が出動するときは、次の基準による。

(1) 待機

待機の指令は、水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発せられたとき、又は町長が必要と認めたときとする。

(2) 準備

河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、消防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は、下記によるものとする。

ア 消防団の幹部及び団員は、所属分団（部）の詰所、器具置場等所定の場所に集合する。

イ 水防資器材の整備点検及び作業員の配備計画等を行う。

ウ 水門、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

資料編	○ 水防上重要な樋門	P 3 1
-----	------------	-------

エ 堤防巡視のため一部団員を出動させる。

(3) 出動

河川の水位が警戒水位に達したとき、水防警報（出動）の通報を受けたとき、又は水防管理者（町長）が出動の必要と認めたときは、直ちに消防団をあらかじめ定めた計画に従い警戒配置につかせる。

出動の要領は、下記による。

第1次出動

消防団の一部が出動して堤防の巡視に当たるとともに、危険箇所の早期水防等を行う。

第2次出動

消防団の一部が出動、水防活動に入る。

第3次出動

消防団の全員が出動して水防活動に入る。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、町長が危険度に適合するように定めるものとする。

(4) 解除

河川の水位が下降し危険のおそれなくなったとき、消防団員に対し水防活動の終了を通知する。

4 警戒区域の設定

(1) 消防団長又は消防団員（これらの者が不在のときは警察官）は、水防の万全を期するため、緊急に必要な場所について、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止、制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(2) (1)の措置を実施する場合、命令を発する者の責任を明確にし、避難場所等の指示に当たっては具体的に誘導者を設ける等の措置を必要とする。事後処理は水防関係機関に通報し処理する。

5 水防記録

町長は、水防活動が終了したときは水防記録を作成する。その様式は、県水防計画に定めるところによる。

6 住民の水防協力

町長又は水防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、町の行政区域内に住む者又は水防の現場にいる者を水防に従事させることができる。

7 公用負担

(1) 水防のため緊急の必要あるときは、水防管理者、水防団長又は河川管理者は、次の権限を行使することができる。（水防法第 21 条、河川法第 22 条第 1 項）

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他資材の使用
- ウ 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- エ 車馬、その他の運搬具又は器具の使用
- オ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使するものは、町長又は消防団長（水防団長）にあつてはその身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書

〇〇水防団〇〇部長
何 某

上記の者に、
の区域における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明します。

年 月 日

勝浦町長
何 某^印

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)

公 用 負 担 金			
目的物	種	類	
負担内容	使用、収用、処分等		
年	月	日	
			町 長 何 某 [㊟] 事務取扱者 何 某 [㊟]
○ ○	殿		

8 避難のための立退

- (1) 水防法第29条の規定により本部長（町長）又はその命を受けた職員は、必要があるときは広報車その他の方法によって区域の居住者に対し立退き又は準備を指示することができる。
- (2) 本部長（町長）は、水防警報解除のあったとき、及び水位が警戒水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったときは水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、徳島東部県土整備局長にその旨報告するものとする。

第7 優先通行

水防のために出動する自動車等は、知事の定める標識を付して優先通行するものとする。

第8 協力応援

- 1 町内の水防活動は地元消防団を中心に行うものとするが、消防団のみでは対処不可能なときは、消防相互応援協定を締結している上勝町及び佐那河内村へ、消防団の協力応援を要請する。
- 2 町長は、必要があるときは、警察、自衛隊に応援を要請することができる。

第9 惨事ストレス対策

水防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第9節 避難計画

災害時において住民の生命、身体の安全を確保するため、町長その他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に、町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難の伝達を行うものとする。

また、町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

第1 実施責任者及び基準

	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長 (災対法56条)	要配慮者等へ避難を求める	災害の発生が高まった場合において要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難する必要が認められるとき
避難の指示	町長 (災対法60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災対法60条)	立退き及び立退き先の指示	町が災対法第60条の事務を行うことができないとき。
	知事又はその命を受けた職員 (水防法29条地すべり等防止法25条)	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災対法61条警察官職務執行法4条)	立退き及び立退き先の指示	(1) 町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 町長から要求があったとき。
		警告及び避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
自衛官	警告及び避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、	

	(災対法 63 条自衛隊法 94 条)		警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に対し避難について必要な措置をとることができる。
緊急安全確保措置の指示	町長 (災対法 60 条)	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きをおこなうことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 (災対法 60 条)		町が災対法 60 条の事務を行うことができないとき。
	警察官 (災対法 61 条)		町長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。

第2 高齢者等避難の伝達、避難の指示等

実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、高齢者等避難の伝達、避難の指示を行うものとする。なお、避難のための立ち退きがかえって危険を招くおそれがある場合は、住民に対して屋内での退避等の安全確保措置を指示するものとする。

1 災害一般の避難の指示等

- (1) 町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に情報を伝達する。
- (2) 町は、避難指示等の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- (3) 町は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、計画された避難場所への避難を求めるものとする。
- (4) 町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。
- (5) 町は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン」及び県が策定した「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。
また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (6) 県は、町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うものとする。
- (7) 徳島地方气象台及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、時機を失することなく避難指示等が

発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

2 洪水についての避難指示

- (1) 町長は必要に応じて災対法に基づく避難のための立退きの指示をする。
また、状況に応じて屋内退避等の安全確保措置を指示するものとする。
- (2) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、水防法に基づき、立退きを指示することができる。水防管理者が指示する場合には、小松島警察署長にその旨を通知するものとする。

3 地すべりにおいての避難指示

- (1) 町長は、必要に応じて災対法に基づく避難のために立退きの指示をする。
- (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、地すべり等防止法に基づき、必要と認める区域内の居住者に対し、立退きを指示することができる。この場合、小松島警察署長にその旨を通知するものとする。

4 土砂災害警戒情報の活用

町長は、「土砂災害警戒情報の発表」を避難指示等の発令の判断基準とする。

5 急傾斜地崩壊危険区域の避難指示

町長は急傾斜地の崩壊危険が切迫していると認められるときは、災対法に基づき避難のための立退きの指示をするものとする。この場合、小松島警察署長に協力要請等のため、その旨を通知するものとする。

6 避難の指示の内容

町長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他必要な事項

第3 警戒区域の設定等

1 警戒区域の設定

- (1) 町長は、災害の発生により住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずるものとする。
- (2) 町長及びその職務を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は、町長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、町長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

第4 避難者の誘導

1 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、警察等関係機関と協力して実施するものとするが、誘導に当たっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に、できる限り集団で行うものとする。

また、避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携の下、町に協力して避難誘導を実施するよう努めるものとする。

なお、町は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

2 住民の避難誘導體制

(1) 町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(2) 町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から指定緊急避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとする。

(3) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

3 避難行動要支援者への配慮

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

資料編 ○要配慮者者利用施設等一覧

P 3 2

第5 避難所の開設

町長は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その災害の態様に応じ、安全かつ適切な避難所を選定し開設するとともに、管理要員として職員を派遣するものとする。この場合、避難所が県の管理する施設であるときは、県に開設の協力を要請するものとする。

また、町長は、避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知するものとする。

第6 本町の避難所及び収容方法

町は、あらかじめ土砂災害危険箇所等の立地条件などを踏まえ、避難所となる施設の管理者の同意を得た上で、避難所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。

1 本町の避難所

災害時の避難をより適切、有効なものにするため避難場所の選定については、災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるがその選定基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 洪水の場合は、低地、川沿等を避けた高地

(2) 土砂災害の場合は土砂災害のおそれのある危険地の区域外に存在する場所

(3) 大火災を防除できる面積等を備えた場所
本町の避難所は、次のとおりである。

(指定避難所及び指定緊急避難場所一覧)

地区	No.	名称	収容人数	水害 避難 可能 人数	電話番号	I P 電話	災害種別		管理者
							水害	地震	
石原	①	石原集会所※	23	59		050-3438-8073	○	○	区長
沼江	②	沼江コミュニティセンター※	20			050-3438-9556	×	○	区長
	3	胎蔵寺	30		42-3545	050-3438-8891	×	○	寺
	④	勝浦町子育て交流支援センター*	32	99	44-2026	050-3438-9813	○	○	町長
掛谷	⑤	掛谷集会所※	17			050-3438-9643	×	○	区長
	6	善入寺	10		42-2885	050-3438-7227	×	○	寺
山西	⑦	山西集会所	18			050-3438-8559	×	○	区長
	⑧	かつうら国土と未来振興協会事務所	102	80	42-1055		○ 3階	×	社団法人
今山	⑨	今山ふれあい交流館※	27		42-3958	050-3438-8633	×	○	区長
	10	今宮神社	11				×	○	神社
	11	慈林寺	30		42-2912	050-3438-7264	×	○	寺
黒岩	⑫	教育集会所	38	54	42-2007		○ 2階	○	館長
中角	13	生比奈小学校	435		42-3004	050-3438-8787	×	○	学校長
	⑭	生比奈小学校体育館	270		42-3004		×	○	学校長
	⑮	玉の木・五十田公会堂※	22		42-3586	050-3438-9922	×	○	住宅管理者
	⑯	中角集会所※	45			050-3438-8833	×	○	区長
生名	⑰	生名コミュニティセンター※	27	13		050-3438-8763	○ 2階	○	区長
	18	生名集会所(東林庵)	12				×	○	区長
	19	生名センター(観正寺)	19	45			○	○	総代
	20	道の駅ひなの里かつうら	100		44-0112	050-3438-7444	×	○	町長
星谷	⑳	星谷集会所※	42	97		050-3438-7770	○	○	区長
	22	星谷運動公園	1,000				×	○	町長
	23	大宮神社	25	25	42-3182		○	○	神社
	24	神宮寺	30	30	42-3880	050-3438-8740	○	○	寺

地区	No.	名称	収容人数	水害 避難 可能 人数	電話番号	I P 電話	災害種別		管理者
							水害	地震	
久国	25	小松島西高校勝浦校	349		42-2526		×	○	学校長
	㉔	住民福祉センター	110	401	42-2515	050-3438-8457	○ 2階 以上	○	町長
	27	勝浦中学校	570		42-2591	050-3438-7662	×	○	学校長
	㉖	勝浦中学校体育館	210		42-2591		×	○	学校長
	㉗	久国集会所※	25	79		050-3438-8799	○	○	区長
棚野	㉘	棚野集会所※	42			050-3438-7092	×	○	区長
	31	円城寺	60	60	42-2099	050-3438-9778	○	○	寺
横瀬	㉙	東とくしま農業協同組合勝浦支所	121		42-2521	050-3438-9400	×	○	支所長
	33	横瀬小学校	390	439	42-2009	050-3438-8430	○ 3階	○	学校長
	㉚	横瀬小学校体育館	190		42-2009		×	○	学校長
	㉛	横瀬集会所※	48			050-3438-9726	×	○	区長
	㉜	勝浦町民体育館	240	498	42-3671	050-3438-8305	○	○	教育長
	37	勝浦町農村環境改善センター 1階多目的ホール		255	42-3300	050-3438-9930	○	○	町長
中山	38	妙音寺	8	12			○	○	寺
	㉝	徳島医療福祉専門学校体育館	200	593	42-4810		○	○	理事長
	㉞	中山集会所	34			050-3438-9868	×	○	区長
与川内	㉟	与川内集会所※	28	68		050-3438-9172	○	○	区長
	42	市の江集会所	15			050-3438-7165	×	○	区長
坂本	㊱	坂本集会所※	51	126	42-2486		○	○	区長
	44	三崎集会所	5	8			○	○	区長
	45	坂本八幡神社	6	12			○	○	神社
立川	㊲	立川集会所※	10			050-3438-9969	×	○	区長

(注) 水害 × … 最大規模浸水想定区域、土砂災害危険区域等は浸水、土砂災害の可能性
があるため避難所として使用できないが鉄筋コンクリート構造建物等は2階
以上などの条件付きの開設ができる施設がある。

地震 ○ … 施設の安全性などを確認し、避難所として開設する。

○付数字は指定避難所 26 箇所（指定緊急避難場所を兼ねる）、その他は指定緊急避難
場所 20 箇所

※ 災害時優先電話（発信専用の電話）あり。

* 指定避難所に使用する場合は乳幼児世帯を優先する。

2 収容方法

- (1) 収容場所は、あらかじめ定めてある避難所とする。その際、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえるものとする。これら指定避難所が使用不可能なときは野外に仮設物等を仮設し、又はテントを設置するものとする。
- (2) 災害の状況により、予定した避難所が使用できないときは、町長は、知事又は隣接市町村長と協議して所要の措置を講ずるものとする。
- (3) 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、町ホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

第7 避難所の運営

1 避難所の運営・管理

- (1) 避難所の運営は、関係機関の協力のもと、町が適切に行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、地域住民、自主防災組織等の協力が得られるように努める。
- (2) 町は、避難所運営マニュアルを作成し、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及啓発に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季に熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防が対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (3) 町は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション（テント）等の活用状況、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

特に、女性用トイレの快適な環境、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

なお、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとする。

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努めるものとする。

- (4) 町は、指定避難場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全性に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

2 要配慮者への配慮

町は、避難所での高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームへ

ルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。

また、各避難所において要配慮者専用のスペースの確保に努めるほか、要配慮者専用の施設や備品等を検討し、備蓄や入手ルートの確保を図る等、対策を講じるものとする。

県及び町は、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

3 学校を避難所とする場合の配慮

町は、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

4 避難所における感染症対策

(1) 県及び町は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(2) 町は、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、テント泊や車中泊等の活用についても検討する。

(3) 町は、避難所運営マニュアルを作成するとともに、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努めるものとする。

(4) 町は、テント、パーティション（テント）、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるものとする。

(5) 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第8 避難の周知徹底

1 避難場所等の周知

(1) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適とであることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

(2) 町長は、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を防災マップ等により住民にあらかじめ周知徹底させておくものとする。

(3) 町長は、避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、経路、避難の心得及び次の事項をあらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。また、道路の幅員も十分ではない本町の道路状況に鑑み、災害時における緊急車両の通行の確保を図るため、避難に当たっては、自家用車の使用は極力避けるよう、広報に努めるものとする。

ア 火気等の危険物の始末を完全にすること。

- イ 家屋の補強（雨戸、門などの完備）を行い、家財は高い場所に移動させること。
- ウ 食料、水筒、タオル、ティッシュペーパー、最小限の着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、印鑑等を携行すること。

なお、携行する物品等はあらかじめ非常用の標示をした袋（リュック等）に入れておくこと。

- エ 服装はできるだけ軽装とするが、素足は避け必ず帽子、頭巾等を着し、季節によって、雨合羽又は外とう等防雨、防寒用具を携行すること。

2 避難路の検討

災害時における安全な避難は、避難所の整備と避難路の適切な設定にある。本町の道路は必ずしも十分な幅員を持っておらず、災害時における道路閉塞の可能性は高い。したがって町では、より適切な避難路の検討が必要となり、さらに複数ルートの避難路の設定に努めるものとする。

3 避難指示等の周知徹底等

避難実施責任者が、避難の指示をする場合は、その内容につき、防災行政無線、広報車、警鐘、サイレンによる信号等により、地域住民に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

なお、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織や、民生委員等の福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努めるものとする。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生のおそれがある場合、「自らを守るのは自らである」との原則により、自主防災組織など地域住民は、避難の指示等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努めるものとする。

4 避難終了後の確認

(1) 避難の指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。

(2) 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

第9 知事に対する報告

町長は、自ら避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したとき、並びに緊急安全確保措置の指示及び警察官から避難のための立退きの指示又は、緊急安全確保措置の指示について通知を受けたときは、速やかに知事に対し次の事項を報告するものとする。

- 1 避難指示、緊急安全確保措置又は立退き先の指示の区分
- 2 避難指示をした日時及び対象区域
- 3 対象世帯数及び人員

第10 災害救助法に基づく措置

1 避難所の開設

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、公会堂、公民館、神社、仏閣、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に収容し保護する。

2 収容対象者

災害により現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者

3 被災者に対する通知

町長は避難所を開設したときは、被災者に周知し、収容すべき者を誘導し保護するものとする。

4 知事に対する報告

町長は避難所を開設したときは、直ちに知事に対し次の事項を報告するものとする。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込

5 開設期間

原則として災害発生の日から7日以内とする。

6 避難所開設ための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、次の金額の範囲内で支出するものとする。

ただし、高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉（専用）避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

		避難所設置費	備考
夏季	4月～9月	「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。	避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含むものとする。
冬季	10月～3月	別に定める額を加算する。	

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

P70

第10節 救助計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等に対する捜索又は救助の実施は、次に定めるところによるものとする。

第1 実施責任者

被災者の救助及び捜索等は、原則として町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から権限を委任されたときは知事の補助機関として町長が行うものとする。

第2 救助の方法

救出は災害の条件によって異なるが、関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出作業を行う。

1 被災者の救助及び捜索等は、消防団を主体とした救出班が小松島警察署とともに実施するものとする。

- 2 被災地域が広域にわたる場合は、会社、工場などの協力を求めるほか、一般住民の協力を求める。
- 3 救出した負傷者は、応急措置をした後、医療機関に収容する。
- 4 救出・救護活動は、本編本章第12節「医療及び助産計画」に準じて実施するものとする。

第3 応援要請

町のみでは救助及び救出が不可能なとき、又は被災者が流出等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、県及び隣接市町村に応援の要請を行う。

その場合においては、次の事項を明示して行うものとする。

- 1 被災者が埋没又は漂着していると思われる場所
- 2 被災者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持ち物等
- 3 応援を求めたい人数又は舟艇、機材器具等
- 4 その他必要と思われる事項

また、町において、被災その他の事情により、救助及び救出ができない場合は県を通じて自衛隊の派遣要請を行う。

第4 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される救出の基準は、次のとおりである。

- 1 救出の対象者
 - (1) 災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
 - (2) 災害のため、生死不明の状態にある者
- 2 救出期間
災害発生の日から3日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）
- 3 救出のための費用
舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

P70

第5 惨事ストレス対策

町は、救助・救急活動を実施する消防団員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第11節 消防防災ヘリコプターの出動要請計画

町は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、災害応急対策の充実強化を図る。

第1 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの性能、機能、機動性等を活かし、災害発生時等において、主に次のような活動を行う。

- 1 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療機材等の搬送）
- 2 救助活動（孤立者等の搜索・救助）

- 3 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送）
- 4 火災防衛活動（被害状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、火災等の消火）
- 5 その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

第2 消防防災ヘリコプターの出動要請

町長は、災害の状況により消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要と判断した場合には、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めにより要請を行う。

〈消防防災ヘリコプターの出動要請連絡先〉

- 1 勤務時間内の連絡先
徳島県消防防災航空隊事務所
電 話 088—683—4119
F A X 088—683—4121
- 2 勤務時間外（17：15～8：30）における連絡先
徳島県庁衛視室
電 話 088—621—2057
- 3 県ネットワーク無線
0—211—2—2057

第3 飛行場外離着陸場の確保

町は県と連携しながら、災害時において県消防防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるよう、活動の現場での拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努めるものとする。

資料編	○ 災害対策用ヘリコプター降着場適地	P 3 4
	○ 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定書	P 5 4
	○ 徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（抜粋）	P 5 6

第12節 医療及び助産計画

災害のため、町の地域の医療機能がなくなり、又は著しく不足若しくは医療機関が混乱した場合には、関係機関の協力を得て、迅速かつ的確に医療助産活動を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は町長が行うものとし、勝浦病院及び民間医療機関の協力により応急医療を実施する。ただし、町で対処できないときは、隣接市町村、県又はその他の医療機関の応援を要請し実施する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から権限を委任されたときは、町長が行うものとする。

第2 医療救護所の設置

町は、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性等を考慮の上、避難所、小中学校等公共機関、災害現場等に救護所を設置する。

なお、医療救護所を設置したときは、その旨を防災行政無線放送及び標識の掲示等により住民に周知する。

第3 救護班の編成

- 1 災害発生により救護活動を実施する必要がある場合、町は、町内医療機関及び小松島市医師会と連携し、災害救助援護部を中心に救護班を編成する。
町は、必要に応じ小松島市医師会と災害・事故等時の医療救護に関する協定に基づき医療救護活動班の派遣を要請するものとする。
医療救護班の編成は、おおむね次のとおりとする。

〈医療救護班の編成〉

医師 1名
看護師 2名
連絡員（運転用務含む。） 1名

資料編	○ 町内医療機関一覧	P 2 9
-----	------------	-------

- 2 医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請するものとする。
 - (1) 必要人員
 - (2) 期間
 - (3) 派遣場所
 - (4) その他必要事項
- 3 救護所において、医療救護班は、次の業務を重点的に実施するものとする。
 - (1) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務＝トリアージ）
 - (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (3) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
 - (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
 - (5) 助産
 - (6) 記録及び災害対策本部への状況報告

第4 後方医療救護体制

- 1 医療救護所に対応できない中・重症患者は、各救急医療圏ごとの2次救急医療機関（救急告示医療機関）に原則として収容する。
- 2 2次救急医療機関に対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）に収容する。

資料編	○ 救急病院等一覧	P 2 9
-----	-----------	-------

第5 傷病者の搬送

- 1 傷病者の医療機関への搬送は、原則として町が実施するものとする。町は、速やかに搬送車両を確保する。
なお、本町は次の場所に患者輸送車を保有している。

種別	台数	定置場所	所有者	電話番号
患者輸送車	1	勝浦町役場	勝浦町	(0855) 42-2500

- 2 医療救護所から医療機関、医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で、町で対応できない場合は、県、日本赤十字社徳島県支部及びその他の関係機関に応援を要請するものとする。
- 3 道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、必要に応じ消防防災ヘリコプター等による空輸を県に要請するものとする。

第6 医薬品、医療資器材の調達

町長は、医療及び助産救護活動に必要な医薬品等を町内薬局より調達するものとする。不足する場合は、知事に応援を要請する。

第7 災害救助法による実施基準

1 実施体制

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護所において行うものとするが、やむを得ない場合は病院において医療を行うことがある。

2 医療及び助産の対象

- (1) 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害の発生日以前又は以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者

3 医療及び助産の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
- (4) 病院等への収容
- (5) 分べんの介助
- (6) 分べん前及び分べん後の処置
- (7) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

4 医療及び助産の期間

- (1) 医療の実施期間は、災害発生の日から14日以内とする。(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
- (2) 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)

第8 災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）による調整

町長は、被災地域において、医療、保健衛生、介護福祉、薬務分野の各種支援が円滑に実施されるよう、当該4分野で構成される災害時コーディネーターを活用し、刻々と変化する被災者、避難所及び医療救護所等の状況を的確に把握し、人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

- (1) 避難所における被災者のニーズ及び医療に関する需要の把握
- (2) 医療救護所の設置運営の総合調整
- (3) 保健師活動の総合調整
- (4) 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- (5) 介護士等の活動の総合調整
- (6) 県内・県外からの支援の受入及び配置調整

第13節 遺体の捜索及び火葬等計画

災害により既に死亡していると推定される者の捜索、見分、検視及び災害の際死亡した者に対する処理及び火葬又は埋葬について、次により応急的な対策を実施するものとする。

第1 実施責任者

遺体の捜索、収容及び火葬又は埋葬は、町長が警察、消防団及びボランティア等の協力を得て行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が実施するが、知事から委任を受けた場合は町長が実施するものとする。

第2 遺体の捜索

遺体の捜索は、次の方法により行うものとする。

1 対象者

遺体の捜索は、災害により行方不明の状態にあり、かつ、災害の規模、被災地域の状況等の事情により、すでに死亡していると推定される者の捜索を行うものとする。

2 実施方法

- (1) 小松島警察署、消防団、ボランティアの協力を得て行方不明者の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。
- (2) 遺体の捜索は、町長が救出に必要な舟艇その他の機械器具を借り上げて実施するものとする。

第3 応援の要請等

町において、被災その他の事情により捜索が実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、県及び隣接市町村に応援の要請を行う。その場合においては、次の事項を明示して行うものとする。

- 1 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- 2 遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持ち物等
- 3 応援を求めたい人数又は舟艇、器具等
- 4 その他必要と思われる事項

第4 遺体の見分処理

遺体を発見したときは、速やかに小松島警察署に連絡し、その見分を待って次の方法により処理するものとする。

- 1 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処理
- 2 遺体の一時保存
- 3 検案（遺体についての死因その他医学的検査を行う。）

第5 遺体の収容、安置

- 1 町は、寺院、公共建物又は公園等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容（安置）所を開設するものとする。
- 2 遺体収容（安置）所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。
- 3 葬祭業者の協力により、遺体収容所に必要な葬祭用品を調達する。

第6 遺体の火葬等

災害により死亡した者で、町長が必要と認めたときは、応急的に土葬又は火葬に付するものとする。

なお、火葬又は埋葬の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- 1 事故死等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後火葬又は埋葬する。
- 2 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後火葬又は埋葬するものとする。
- 3 被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の火葬又は埋葬は、行旅死亡人としての取扱いの例により実施する。

第7 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される遺体の搜索、収容、火葬又は埋葬の実施基準は、次のとおりである。

1 遺体の搜索

(1) 搜索の対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の期間

災害発生の日から10日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

(3) 費用の範囲

舟艇その他搜索のため使用する機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費、輸送費、賃金職員等雇上費とし、当該地域における通常の実費とする。

2 遺体の処理

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡したものについて遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

(2) 処理の方法

現物給付として遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一時保存、検案を行う。

(3) 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

(4) 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内

(5) 遺体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	遺体1体当たり「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。
遺体の一時保存	(1) 既存建物利用の場合 通常の実費 (2) 既存建物が利用できない場合 1体当たり「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。 (3) 遺体の一時保存にドライアイス等の購入費等の経費が必要な場合においては、当該地域における通常の実費を加算
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は、費用を必要としないが、救護班でない場合は地域の慣行料金とする。

3 遺体の火葬又は埋葬

(1) 遺体の埋葬を行う場合

ア 災害時に混乱の際に死亡した者であること。

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 費用の限度額

大 人 (12歳以上)	小 人 (12歳未満)	備考
1体当たり 「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。	1体当たり 「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。	棺(附属品を含む。)、骨つぼ及び骨箱、埋葬又は火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含む。

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

P70

第14節 障害物の除去計画

災害により、道路、河川、住居等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して被災者の保護及び交通路の確保を図るものとする。

第1 実施責任者

- 1 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、町長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が実施するが、知事から委任されたときは、町長が行うものとする。
- 2 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者(町長)又は消防団長が行うものとする。
- 3 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。

- 4 山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、長が行うものとし、町のみでは実施が困難のときは知事に対し応援、協力を要請するものとする。
- 5 その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行うものとする。

第2 実施方法

障害物の大小によるが、原則として機械により除去し、機械による除去が不適當な場合は人力により除去する。また、障害物を除去するために必要な資材等は、必要数量を確保するよう借用先を選定し、あらかじめ借用契約等を行うものとする。

第3 障害物の保管場所等

- 1 障害物の大小によるが、原則として人命、財産に被害を与えない場所
- 2 道路交通の障害とならない場所
- 3 盗難等の危険のない場所

第4 所要人員の確保

災害時の障害物の除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもってあてるものとするが、不足する場合は町内建設業者等から人員の供給を受けるものとする。

このほか、本章第15節「労務供給計画」に定めるところによるが、必要に応じ地区住民への協力、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するものとする。

第5 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

1 障害物除去の対象

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること
- (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- (5) 応急措置の支障となるもので緊急を要するもの

2 除去の実施期間及び費用の限度額

実施機関	費用の限度額	備考
災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	1戸当たり 「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。	除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費

第15節 労務供給計画

災害応急対策に必要な要員の確保を図り、円滑な応急対策活動を実施する。

第1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者等の雇上げについては、町長が行う。

第2 動員の順序

災害対策要員は、おおむね次の順序で動員などを行うものとする。

- 1 奉仕団の動員
- 2 労務者の雇用
- 3 労務者等の強制従事

第3 奉仕団

奉仕団の編成と活動内容は、次のとおりである。

- 1 奉仕団の編成
 - (1) 勝浦町婦人会
 - (2) 勝浦町青年会
 - (3) 各種団体
 - (4) その他の有志
- 2 奉仕団の活動内容
 - (1) 炊出し、その他災害救助活動の協力
 - (2) 清掃と防疫
 - (3) 災害応急対策用物資、資材の輸送
 - (4) 応急復旧作業現場の危険を伴わない軽易な作業

第4 応援要請

災害の程度により奉仕団又は労務者などによる作業が不可能なとき又は不足するときは、次の事項を明示し県等に応援又は派遣の要請を求めるものとする。

- 1 応援を必要とする理由
- 2 従事場所
- 3 作業内容
- 4 人員
- 5 従事期間
- 6 集合場所
- 7 その他参考事項

第5 災害救助法を適用した場合の要員の確保

県、町職員の労力だけでは、応急対策に効果をあげることが困難な場合、次の基準により救助の実施に必要な労働者を雇い上げ、救助活動の万全を期する。

- 1 雇上げの範囲
 - (1) 罹災者を避難させるための賃金職員
 - (2) 医療及び助産における賃金職員
 - (3) 罹災者の救出及びその救出に要する機械等の資材の操作又は後始末するための賃金職員
 - (4) 飲料水を供給するための賃金職員

- (5) 遺体の捜索及び処理のための賃金職員
- (6) 救済用物資の整理及び配分するための賃金職員

2 実施期間

前項の各救助の実施が認められる期間。
ただし(1)については1日程度

3 費用の限度額

救出のために支出する費用は、当該地域における通常の実費とする。

第6 従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、災対法、災害救助法、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、消防法及び水防法の定めるところにより、従事命令又は協力命令を発するものとする。

〈従事命令・協力命令の種類と執行者〉

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災対法第65条第1項	町長 警察官
		〃 第65条第2項	
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	〃 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災対法第71条第1項	知事 町長 (委任を受けた場合)
	協力命令		
災害救助対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者 水防団長

第16節 給水計画

災害時における飲料水の確保、供給体制を確立して、被災者に対して円滑な飲料水供給の実施を図る。

第1 実施責任者

- 1 被災者に対する飲料水供給の実施は、町長が行う。また、災害救助法が適用されたときは知事が実施するが、知事から委任を受けた場合は町長が行うものとする。
- 2 被害が甚大で、あるいは広域にわたり町のみで対応できない場合は、県又は隣接市町村の応援、協力により実施するものとする。

第2 応急給水

1 飲料水の確保

- (1) 町は、水道事業者等に要請して、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。
- (2) 町等は、災害の発生に備え、災害用ろ水機を購入するとともに、ろ水機の管理は、その機器が常に良好な状態を保つよう、定期的の使用点検等を行う。

2 確保水量

被災者に対する応急給水は、おおむね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日目から復旧の段階に応じて増加させ、発災後4週を目処に被災前の水準にまで回復させるよう努めるものとする。

- (1) 第1段階（災害発生から3日目）
最低給水量は、生命維持に必要な量として1人1日3リットル
- (2) 第2段階（発災後4日目から）
食料水・炊事用水・トイレ用水
- (3) 第3段階（発災後4週を目処に）
飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯水

3 給水方法

応急給水は、次の方法により実施する。

- (1) 町内全域にわたる災害の場合は、避難所、社会福祉施設、医療機関等に対する給水を優先させる。
- (2) 災害の規模により、1戸当たりの給水量を制限し、多くの住民に公平にいきわたるように努める。
- (3) 給水場所、給水時間等を町防災無線、広報車等により周知を図る。

4 水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については、使用前に洗浄するよう努め、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認することとする。

特に、井戸水又は渓流水を供給する場合には、煮沸や、塩素消毒の処置をするものとする。

第3 応急給水体制の整備

1 運搬給水体制の整備

町は、目標水量の応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、その他必要な資材を整備、備蓄するとともに、給水拠点及び避難所、病院、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設を運搬給水先と定め、運搬先ごとに運搬給水の水源となる配水場、消火栓、民間の飲用井戸等を定めておくほか、運搬輸送ルートについても定めておく。

また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受け入れ体制を整えておく。その他、住民への非常用飲料水袋の配布についても図ることとする。

2 拠点給水体制の整備

町は、運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要から、避難所等に給水拠点を配置することとし、また、給水拠点には耐震性貯水槽の設置を図ることとする。

また、飲料水安全確保のためのろ過器、残留塩素濃度測定器、塩素殺菌用薬品を備蓄することとする。

第4 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される給水の実施基準は、次のとおりである。

- 1 給水の対象者
災害のため現に飲料水を得ることができない者
- 2 給水の費用及び期間

費 用	機 関
水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表	P 7 0
----------------------------------	-------

第17節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料等の調達、供給体制を確立して、被災者等に対して円滑な食料の供給並びに炊き出しの実施を図る。

第1 実施責任者

食料供給の実施は町長が行う。ただし、町で対処できないときは、町長は他市町村又は県に応援を要請する。

なお、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任された場合には町長が行うものとする。

第2 災害時における食料の供給

- 1 炊き出しの対象者
 - (1) 被災者
 - (2) 災害応急対策従事者
 - (3) 供給機構が混乱し、食料の確保ができない者

2 食料の調達配給方法

- (1) 米穀及び乾パン
 - ア 町長は知事に対して応急食料の要請をすることができる。知事は、中国四国農政局徳島農政事務所長と連絡をとり、米穀及び乾パンの応急売却の措置を講ずるものとする。
 - イ 町内の米穀販売業者は、非常災害に備えて、いつでも町の要請に基づいて、備蓄米の配給を行うものとする。
 - ウ 災害救助法適用の場合については、災害時における食料の緊急引渡し手続きに基づき、町長は知事の指示により政府米指定倉庫に対し、引渡し要請を行い、直接引渡しを受けるものとする。

(2) 副食、調味料等

ア 商工会及び食料販売業者は、非常災害に備えて、町の要請に基づき副食、調味料等の供給を行うものとする。

イ 町長は、町において副食・調味料の調達が不可能又は困難なときは、知事にその斡旋を依頼するものとする。

ウ 知事は、町長から依頼を受けたときは、関係団体に対し出荷の要請を行う。

第3 炊き出し

1 炊き出しの実施

炊き出しの必要があるときは、町職員のほか、奉仕団（婦人会等）、日赤奉仕団、地域住民、ボランティア等の応援を求めて行う。

2 炊き出し予定場所

炊き出しの実施は、避難場所にできるだけ近い適当な場所で行うものとする。

3 応援要請

町長は、町において炊き出しを実施することが不可能若しくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に依頼するものとする。

第4 災害時における食料集積場所

町長は、県等から輸送される食料の集積場所は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○ 救援物資集積場所	P 2 9
-----	------------	-------

第5 住民への食料備蓄の推進

町は、食料の調達体制の確立を推進するものとするが、住民に対し「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に則り、平素から3日分の食料の備蓄を図るよう、広報紙等で啓発するものとする。

第6 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助施行細則に示される炊き出しその他による食品の給与の実施基準は、次のとおりである。

1 炊き出し対象者

(1) 避難所に収容された者

(2) 住家に被害を受けて炊事のできない者

(3) 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者

2 食品給与費用として国庫負担の対象となる経費

(1) 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

(2) 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等についてはなんら制限はない）

(3) 燃料費（品目、数量についてなんら制限はない。）

(4) 雑費（器物〔炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等〕の使用謝金又は借上料、握飯を包むアルミホイル等の包装類、茶、はし、紐等）

3 炊き出しの費用及び期間

費用	機 関
一人1日当たり「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。	災害発生の日から7日以内

資料編 ○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

P70

第18節 生活必需品等供給計画

災害時における被服、寝具その他生活必需品等の確保、給与（貸与）体制を確立して、被災者に対して円滑な生活必需品等の供給を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に調達の要請又は斡旋の要請を行う。

なお、災害救助法が適用されたときは知事が実施するが、知事から委任された場合は町長が行うものとする。

第2 調達計画

町長は、災害時に被災者に給（貸）与する生活必需品等の調達計画をあらかじめ樹立しておくものとする。

第3 生活必需品の種類

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の品目は、おおむね次のとおりである。

- 1 寝具（毛布、布団等）
- 2 被服（作業衣、婦人服、子供服等）
- 3 肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）
- 4 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- 5 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、バケツ等）
- 6 食器（茶わん、汁わん、皿、はし等）
- 7 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- 8 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

第4 物資の調達及び配分

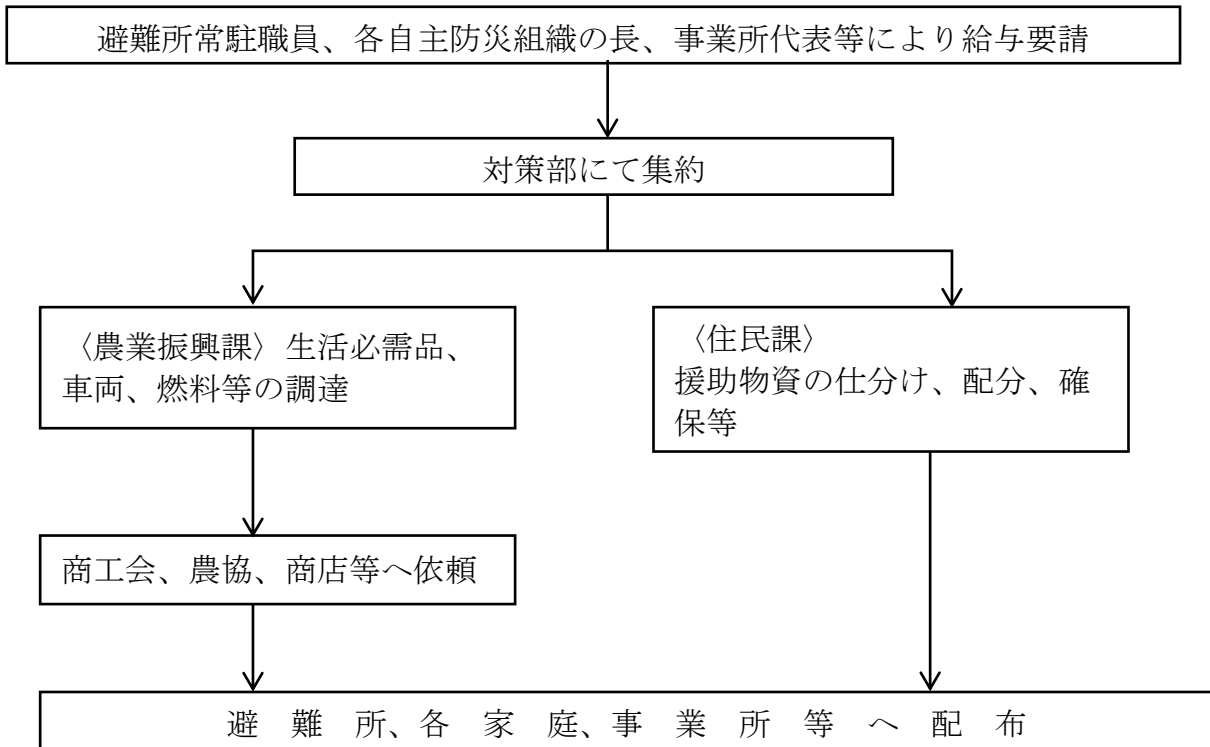
1 町内業者からの調達

町は、必要品目、必要数量を把握し、町内小売業者、JA東とくしま、勝浦町商工会等に協力を依頼して調達する。

2 調達及び配分の要領

知事から引渡しを受けた救援物資や他市町村から送られてきた救援物資は、被災者名簿により速やかに配分するものとする。

なお、物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、仕分け及び配送については日赤奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。



第5 救援物資集積場所

救援物資集積場所は資料編に掲げるとおりであるが、円滑に仕分け、配送が行えるよう努めるものとする。

資料編	○ 救援物資集積場所	P 2 9
-----	------------	-------

第6 住民への備蓄の推進

町は、住民に対し平素から懐中電灯、下着等必要最小限のものを非常袋などに備蓄するよう、広報紙等で啓発するものとする。

第7 災害救助法による実施基準

徳島県災害救助法施行細則に示される供給の実施基準は、次のとおりである。

1 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上に浸水し、生活上必要最小限の家財等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対し行うものとする。

2 支給物資

支給される物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとする。

被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料

3 供給の費用及び期間

費 用	期 間
「徳島県災害救助法施行細則」に定める額とする。	災害発生の日から 10 日以内

第 1 9 節 防疫・保健・食品衛生計画

災害時における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等によって生じる心身の不調や感染症に対処するとともに、被災住民の健康保持を図るために、町は県と協力して的確な防疫・保健衛生対策を実施するものとする。

第 1 防疫対策

災害の発生地における防疫応急対策を迅速かつ的確に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下この節において「法」という。）及び予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定するところにより実施し、感染症の発生及び流行等による被害の軽減並びに防止を図り、発生後は速やかに防疫活動を行うものとする。

1 実施責任者

災害地における防疫は、町長が県知事と連携して実施する。

2 防疫活動担当班

防疫活動は、衛生班が徳島保健所と緊密な連絡のもとに、実施するものとする。

3 防疫活動の実施

町は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、知事の指示に従い、次の消毒等の措置を行うものとする。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第 27 条）

町は、次に定める場所を消毒するものとする。

ア 感染症の患者がいる場所又はいた場所

イ 感染症により死亡した者の遺体がある場所又はあった場所

ウ 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除（法第 28 条）

(3) 物件に係る措置（法第 29 条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について消毒又は滅菌するものとする。

(4) 生活用水の供給（法第 31 条）

知事が感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給するものとする。

(5) 感染症患者が発生した場合は、医療機関を通じて、徳島保健所に連絡するものとする。

(6) 防疫上必要と認める場合は、予防接種法第 6 条の規定に基づき、知事の指示により臨時の予防接種を行う。

4 防疫活動に必要な資材

防疫活動に必要な資材は、次に掲げるものとし、必要に応じ資材取扱業者から緊急調達をするものとする。

5 報告

町長は警察、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省定）により徳島保健所を經由して知事に報告するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動の状況
- (3) 災害防疫所要見込経費
- (4) その他

第2 健康管理、心のケア

町は、被災地における被災住民の健康維持を図るために、的確な保健対策の実施を図るものとする。

1 健康相談等

町は、徳島保健所と連携して避難所等を巡回して、被災者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者、障がい者などの要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行うものとする。

2 精神保健相談等

町は、県、医療機関等と密接な連携を行い、被災者等のこころのケアを図るため、精神科医、臨床心理士、保健師等による精神保健に関する相談、カウンセリング、診察等を行うものとする。

第3 食品衛生対策

被災地における給食施設（炊き出し施設を含む。）の被災状況等を把握するとともに、応急食料（支援食品を含む。）の配布等の状況を調査し、次により安全な食品の供給を行う。

1 給食施設

関係機関と連絡を密にし、施設の実態を把握するとともに、気温等の状況に応じた指導を行い、食中毒等の事故の発生を防止する。

また、浸水被害を受けた施設については、清掃消毒の徹底を指導する。

2 応急食料

応急食料については、可能な限り保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを確保する。

3 住民に対する啓発指導

関係機関と連携し、次の事項について啓発指導を行う。

- (1) 手洗い、消毒の励行
- (2) 食器、器具の消毒
- (3) 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- (4) 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

第4 感染症対策

県及び町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生拡大がみられる場合は、総務部総務防災課と対策部福祉課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、対策部福祉課は、総務部総務防災課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

第20節 廃棄物の処理計画

災害地から排出されたごみ、し尿等汚物の収集処理を適切に行うため、次により清掃活動を行うものとする。

第1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は町長が行うものとするが、被害甚大で町で処理不可能の場合は、他市町村及び県の応援を求めて実施する。

第2 実施方法

ごみ処理は、町で環境に留意しながら実施するものとする。また、ごみ、し尿、死亡獣畜処理に伴う清掃班の編成及び運搬車、所要器具等の手配は、環境衛生部において実施するものとする。

1 ごみの処理

- (1) 災害ごみは、可燃物、粗大物、埋立物にできる限り分類して、臨時収集場へ集積する。集積場は、消毒等を実施し環境の保全に努める。
- (2) 分別収集された災害ごみは原則として、それぞれ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分施設で処理処分する。
- (3) 町で保有する車両及び人員で収集能力が不足する場合には、他の自治体または民間事業者に協力を要請するとともに、ボランティア等に委託する。

〈ゴミ処理施設〉

施設名	所在地	電話番号
小松島市環境衛生センター	小松島市芝生町字花谷3番地	0885-32-8290
勝浦町不燃物ストックヤード	勝浦町棚野字奥立川3	0885-42-4218

2 し尿の処理

- (1) し尿の処理は、原則として小松島市外三町村衛生組合で行うものとするが、必要に応じて、環境衛生上支障のないよう処理を行う。
- (2) 避難所等で既存の便所が不足するときは、仮設トイレを設置する。

3 災害廃棄物の処理

町長は、災害廃棄物を適正に処理するため、処理計画を速やかに策定するとともに、それらが大量に発生した場合は、保健衛生上適当と思われる場所に仮置場を設定する。

なお、計画策定に当たっては適正処分を確保するため、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。

また、アスベスト等の有害物質の適切な処理にも努めるものとする。

第21節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害のため住家に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の確保ができない者及び応急修理をすることができない者等に対して、応急仮設住宅の建設及び応急修理を実施し、被災者の一時的な住居の確保を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は知事が実施するが、知事から権限を委任された場合は町長が行うものとする。

第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

1 対象者

災害のため住宅が滅失又は半壊（半焼）した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保又は修理できない者に対し、一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

2 応急仮設住宅

(1) 建設用地

町は、応急仮設住宅の建設用地を災害時の状況により、次のうちから選定し、建設は土木建設班が実施する。

また、激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため、あらかじめ建設予定地のリストを作成し、建設可能戸数等の状況を把握するものとする。

ア 電気、水道等の供給施設が敷設可能な場所

イ 交通機関、医療機関、教育機関等

公共的施設の利用に便利な場所

(2) 災害救助法適用時の基準

ア 収容の対象

(ア) 住宅が全壊（焼）又は流失した世帯であって、居住する住宅がないもの

(イ) 自らの資力では住宅を建築することのできない世帯

イ 住宅の種類

(ア) 一般向け

(イ) 高齢者、障がい者向け

ウ 建設の時期

災害が発生した日から20日以内に着工（ただし、厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり）

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

3 ライフラインの整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、知事の委任により町長が行う。

4 災害救助法適用時の住宅の応急修理の基準

(1) 対象者

住宅が半壊・準半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない世帯

(2) 期間

災害発生の日から3か月以内

(3) 範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分

第3 住宅の建設及び修理資材の確保

住宅の建設及び修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県又は町が確保についてあっせんを行うものとする。

第4 労務及び資材の提供に関する協力体制

町は、労務及び資材の提供に関し、あらかじめ関係団体との協力体制を整えておく。

第5 要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際には、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第6 野外収容施設の設置

野外収容施設の設置は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するため、付近に適当な収容施設があっても被害者の全員を収容し得ないときは、必要に応じ臨時に付近の適当な場所にテントその他野外収容施設を設置するものとする。

第7 公営住宅及び民間賃貸住宅の空き住宅の確保

町は、応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った世帯に対し、公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに、近隣市町村の公営住宅の空き住宅への入居あっせんを依頼する等、住宅の確保に努めるものとする。

第8 被災建築物に対する指導・相談

- 1 町長は、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士及び被災宅地の危険度を判定する危険度判定士の養成及び被災時を想定した訓練を行うとともに、緊急時に対応できる体制を整備する。
- 2 建設班は、被災した住宅、事務所その他各種建築物の応急措置・応急復旧に際しての技術的相談、指導を行う。
- 3 倒壊のおそれのある建築物（工事中のものも含む。）、脱落等のおそれのある屋外取付物等の危害防止に関する相談・指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を総務部情報広報班へ要請する。
- 4 電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼する。
- 5 被災建築物の復旧に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置し、次の相談を行う。なお、窓口へ担当職員を派遣するなど、緊密な連携を図るものとする。
 - (1) 復旧に関する技術的指導及び相談
 - (2) 復旧の助成に関する相談

第22節 義援金品配分計画

一般県民及び他府県等から被災者あてに寄託された義援金品を确实、迅速、公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る。

第1 実施責任者

被災者への義援金品の配分は、町長が行う。

第2 義援物資の取扱いに関する広報

町は、必要に応じ、県や関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先を国の非常災害対策本部並びに報道機関等を通じて公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努めるものとする。

第3 義援金品の受付

義援金品は、財務経理班において受け付けるものとする。

第4 義援金品の配分

知事又は日本赤十字社から配分を委託された義援金品は、財務経理班の職員のほか各種団体の協力を得て、被災者に適正に配分する。

第5 義援品の保管場所

寄託義援品を直ちに被災者へ配分することが困難な場合の一時保管場所については、資料編に掲げるとおりである。なお、被災者を多数収容している場合は、他に集積可能な保管場所を応急的に確保するものとする。

なお、飲料水や生鮮食料品等の腐敗変質のおそれのある物品は、なるべく着荷と同時に配分できるよう、衛生面に十分注意して保管場所及び管理体制を整備する。

資料編	○ 救援物資集積場所	P 2 9
-----	------------	-------

第23節 ボランティア団体等支援計画

大規模災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、災害応急対策を実施するうえで必要な人員を確保するための各種ボランティア団体等の協力体制を整備し、救援救護活動、被災者の生活支援を効果的に進める方策を講じる。

第1 ボランティア団体等の協力

町は、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

第2 発災直後の情報提供

町は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県、町社会福祉協議会及び近隣市町の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

第3 ボランティア団体等の活動

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他災害救助活動
- 3 高齢者介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 7 災害応急対策事務の補助
- 8 その他

第4 ボランティア支援体制の確立

町は、必要に応じて勝浦町社会福祉協議会にボランティア救援本部を設置し、被災地におけるボランティアニーズの収集把握に努め、県及び防災関係機関等との連携を密にしながらボランティア支援体制を確立する。

第5 窓口の設置

町は、援護班にボランティア受入れ窓口を設置し、情報提供を行うものとする。

第24節 要配慮者対策計画

災害時において、高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者に対して配慮した災害応急対策を実施するものとする。

第1 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全確保に努める。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入れに努める。
- 3 被災した社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、町及び県等に支援を要請するものとする。
- 4 町は、ライフラインの優先的な復旧や、水、食料品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努める。

第2 障がい者及び高齢者に係る対策

- 1 町は、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- 2 町は、防災行政無線、掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等により、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。
- 3 町は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
また、町のみでは対応できない場合は、県に応援を要請する。
- 4 町は、避難所や在宅における障害者及び高齢者のニーズを把握し、災害派遣福祉チーム（DWA T）の受入や施設への緊急入所等必要な措置を講ずるものとする。

第3 児童に係る対策

- 1 町は、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、県と連携して児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うこととする。
- 2 県は、被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施するので、町は住民、関係機関等に対し周知徹底する。
- 3 町は、掲示板、広報紙等により、また、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

第4 外国人等に対する対策

- 1 町は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
 - 2 町は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
 - 3 町は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等必要な支援に努めるものとする。
- 5 災害時（介護福祉）コーディネーターによる調整
- 町は、被災地域において介護士等の活動が円滑に実施されるよう、県が配置する災害時コーディネーターとの連携・調整を図る。

第25節 緊急輸送計画

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送等に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

被災者、災害応急対策要員の輸送及び救援用物資、応急対策用資機（器）材等の輸送は、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県、各輸送機関に車両、要員等の応援を要請する。

第2 緊急輸送等の対象

緊急輸送等の対象となるものは、次のとおりである。

- 1 医療、助産その他救護のため輸送を必要とする者
- 2 医薬品、医療用資機材
- 3 食料、飲料水等の救護物資
- 4 応急復旧資機材
- 5 災害対策要員
- 6 情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員
- 7 その他必要と認められるもの

第3 道路被害状況の調査

災害が発生した場合には、速やかに道路、橋梁の被害調査を実施し、危険箇所や道路上の障害物の状況を把握するとともに、小松島警察署、徳島東部県土整備局、徳島河川国道事務所から交通規制状況、道路被害情報を収集するものとする。

第4 輸送力の確保

町は、次の方法をもって、輸送力の確保を行うものとする。

1 町有車両の利用

災害が発生した場合には、町有車両は救助班が集中管理する。

救助班は、各部より緊急車両を請求された場合には、稼働可能な車両を把握するとともに、運用計画に基づき、各部に配車する。

2 車両の調達

町有車両のみでは不足する場合には、町職員の私有車両や町内輸送業者、建設業者から調達するものとするが、それでも不足する場合は県に応援を要請する。

資料編 ○ 町有車両一覧

P 3 4

3 人力による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合、賃金職員等を雇い上げ人力による輸送を行う。労務の確保は、本章第15節「労務供給計画」によるものとする。

4 ヘリコプターの要請

町長は、輸送手段としてヘリコプターが、必要なときは、知事に対し県消防防災ヘリコプターの派遣を要請する。

また、必要により自衛隊、他府県に対する航空機（ヘリコプターを含む。）の派遣要請を知事に依頼する。

本町におけるヘリコプター降着場は資料編に掲載のとおりであるが、派遣を要請した場合には、速やかに整備を行うものとする。

資料編 ○ 災害対策用ヘリコプター降着場適地

P 3 4

第5 緊急輸送路の指定

本町においては、資料編に掲げる路線が第2次輸送確保路線に指定されており、災害時には優先的に早期復旧が図られることになる。

資料編 ○ 町内緊急輸送路

P 3 4

第26節 交通応急対策計画

災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりとする。

第1 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分により行う。

区 分	実施者	範 囲
交通規制	道路管理者 [国 県 町] 日本道路公団	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
	警 察 [公安委員会 小松島警察署長 警 察 官]	1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するため必要があると認める場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため必要があると認める場合 3 道路の損壊、火災発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合
措置命令	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にはいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合(当該措置をとった場合には、小松島警察署長に報告しなければならない。)

(注) 道路管理者と警察は密接な連絡をとり、適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

第2 実施要領

1 道路管理者

災害により道路、橋梁等の道路施設に危険が予想されるときは、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。

2 警察

(1) 公安委員会

ア 災害の発生が広域にわたる場合又は幹線道路の破損、決壊等のため道路における危険若しくは交通上の障害が広域に及ぶ場合は、災害の規模、迂回路の関係等を総合的に判断して交通規制を実施するものとする。

イ 被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送の円滑を確保するため必要があるときは、緊急の度合いに応じて車両別又は車種別等の交通規制を実施するものとする。

ウ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があるときは、区域又は区間を設定して、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行うものとする。

(2) 警察署長

警察署長は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があるときは、当該道路について必要な交通規制を実施するものとする。

(3) 警察官

ア 出水、道路の損壊、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認

めるときは、必要な限度において一時歩行者又は車両等の通行の禁止又は制限を行うものとする。

イ 通行の禁止、制限の区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあるときは、その管理者等に必要な措置を命ずるものとする。措置をとることを命ぜられた者又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官自らがその措置を行うものとする。

この場合、やむを得ない限度において、車両・その他の物件を破損することができるものとする。

なお、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な同上の措置をとることができる。

第3 道路の巡視

災害のため道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は危険が予想されるとき、対策部建設課は、現地に班員を派遣巡視させ、その早期発見に努めるものとし、派遣した際には、特に災害危険箇所・区域等に重点をおいて実施する。

なお、町内の主要途絶予想箇所及び荷重制限橋梁の状況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編	○ 主要道路交通途絶予想箇所	P 3 6
	○ 荷重制限橋りょうの状況（橋長 15m以上）	P 3 6

第4 交通規制の周知

交通規制の実施責任者は、交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、報道機関（道路交通情報センターを含む。）を通じて交通規制の周知徹底を図るものとする。

第5 緊急通行車両

1 緊急通行車両の確認申請

災対法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定に基づき、知事又は公安委員会は、緊急通行車両の確認手続きを実施する。

町は、緊急通行車両であることの確認を受けようとする場合、「緊急通行車両確認申請書」を県（防災局）又は県公安委員会（県警察本部又は小松島警察署）に提出し、確認（「標章」及び「証明書」の交付）を受けるものとする。

資料編	○ 緊急通行車両の標章	P 3 6
	○ 緊急通行車両確認証明書	P 3 7

2 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会においては、災害発生時の確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を

交付するので、本町においても町有自動車のうち災害対策用の車両については、事前に県公安委員会に確認申請の手続きをしておくものとする。

第6 道路の応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路を速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況に関係機関に報告又は通報するものとする

第7 応援の要請

町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、小松島警察署と連携して交通規制を実施する。ただし、町で対処することができないときは、県に要員及び応急資機材の確保について応援を要請する。

また、町道が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力を求め、啓開に努めるとともに、必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

第27節 文教対策計画

学校施設の被災又は児童生徒等の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は、次に定めるところによるものとする。

第1 実施責任者

- 1 町立学校における応急教育は、町教育委員会が実施するものとする。
- 2 学用品の給与は、災害救助法が適用された場合、知事の委任により町長が行う。

第2 児童生徒の安全確保

- 1 児童生徒の所在及び通学路の安全確認を行うものとする。
- 2 応急教育を行う場所の選定に当たっては、児童生徒の安全確保に努める。
- 3 精神的又は心理的ストレスを受けた児童生徒に対してカウンセリング指導を行う。

第3 文教施設の災害応急対策

- 1 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合
激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は、復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行うものとする。
なお、前記に該当する適当な建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措置を行うものとする。
- 2 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合
屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定を待たず復旧を行うものとする。

第4 応急教育の実施

- 1 学校長は、あらかじめ災害を想定して応急教育の方法についての計画を定めて、町教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底する。
- 2 災害が発生した場合には、町教育委員会は、学校長と密接な連絡のもとに実施計画を定めて、これに基づき応急教育を行うとともに、平常授業の早期再開に向け、努力するものとする。

特に、児童生徒の収容場所を確保するために隣接学校の余裕教室（特別室・講堂・体育館等）利用計画、公民館、神社、寺院等の公共的施設の利用計画を確立するとともに、学校自体が避難所として臨時の利用を申し出られた場合の授業確保計画を樹立しておくものとする。

第5 学校が地域の避難場所となる場合の留意事項

- 1 避難場所に供する施設、設備の安全を確認し、町本部とその利用について必要な協議を行う。
- 2 学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努める。
- 3 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について町本部と必要な協議を行う。

第6 教材・学用品の調達

- 1 各学校において、貸し出し得る教材・学用品のリストを作成しておくものとする。
- 2 町、農協、保護者個人等による教材・学用品の輸送手段を確保しておくものとする。
- 3 教材及び学用品業者へ緊急連絡できる体制を確立しておくものとする。

第7 給食の実施

- 1 物資の確保
県学校給食会の保管する物資の特別配送、一般救援物資の利用等により物資の確保を図るものとする。
- 2 施設・設備の整備
給食施設復旧のための応急対策を立て、学校給食の早期開始に努めるものとする。

第8 教職員の確保対策

災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で、学校内において操作ができないときは、隣接学校に応援を要請し、なお不足する場合はそれぞれの教科に応じ、指導主事等を派遣依頼し教科指導にあたるものとする。

第9 児童生徒の転入学措置

児童生徒が転入学を希望した場合には、受入れ可能な学校において、受入れ手続き等を可能な限り弾力的に取扱い、転入学を円滑に行うものとする。

第10 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、知事が行うが、知事から権限を委任されたときは町長が行うものとする。

- 1 学用品の給与
住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し学用品を給与するものとする。
- 2 配分基準
 - (1) 教科書（教材を含む。）にあつては無償給与
 - (2) 文房具及び通学用品は別に定める金額の範囲内
- 3 期間
教科書については災害発生の日から1箇月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

第11 就学援助費等の支給

町長は、災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった小学校児童及び中学校生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給するものとする。また、既に準要保護に認定された小学校児童及び中学校生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学援助費を再支給するものとする。

第12 文化財の保護

1 被害防止対策

(1) 基本方針

災害発生時における文化財の保護を図るため町教育委員会及び所有者、管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を樹立し、実施するものとする。

(2) 対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会は、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期すよう指導、助言する。

2 被害報告

国、県及び町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会に報告する。

3 応急対策

国、県及び町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図るものとする。

ただし、人命にかかわるような被害が発生した場合は、この限りではない。

第28節 電力施設災害応急対策計画

災害時における四国電力(株)及び四国電力送配電(株)の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

第1 災害時における電力の供給

災害時において、電力供給の異常事態が発生し、又は発生が予想される場合においては、次により供給の安定を図るものとする。

1 県内の需給バランスが確保できる系統構成を施す。

2 需給バランスについて、系統上供給力が不足する場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により、供給力を確保するものとする。

第2 災害時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合は、関係箇所と連絡のうえ、事故の拡大を防止するため当該地域の予防停電を実施するものとする。

予防停電は、被害の状況及び需要家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとるものとする。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な、需要家のブレーカー解放等による電気の安全措置に関する広報を行う。

第3 災害時における応急工事

災害が発生したときは、災害の規模、被災施設の状況に応じ、電力の早期供給を眼目とし、関係箇所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査・把握し、人員、資・機材、機動力等を最大限に活用して、四国電力（株）及び四国電力送配電（株）の「防災業務計画」に定める復旧順位、復旧方法に基づき迅速・適切に復旧するものとする。

1 変電設備

仮設備等により早期の電力供給に努めるとともに被災機器の復旧を図る。

2 送電設備

被害の状況、線路の重要度等を考慮し、必要に応じ仮設備を設置するとともに被害線路の復旧を図る。

3 配電設備

保安上支障のない限り、支持物、電線等の手持資材並びに既設設備の活用によって、仮復旧を行うとともに、他ルートから逆送並びに移動用ケーブル、発電機車等の利用により迅速な復旧送電を図るものとする。

4 通信設備

災害によって通信回線が途絶した場合は、迂回ルートへの切り替えや非常用通信設備の活用により、必要回線の確保を図るものとする。また、通信機械室、電源室等の浸水により、通信機器が使用不能となった場合は、極超短波、超短波帯の移動無線設備等により、これら区間回線の構成に努めるものとする。

支持物が倒壊、折損、流失した場合は、健全な建設物、樹木等により応急的処置を講ずるものとする。

第29節 通信設備の応急対策計画

災害時における西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社NTTドコモ四国支社徳島支店の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

第1 基本の方針

災害時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

第2 応急対策

1 災害が発生し、又は発生が予想される場合は、次の各号の準備を行う。

- (1) 電源の確保
- (2) 予備電源設備、移動電源車の発動
- (3) 移動無線機、移動無線措置局等の発動
- (4) 応急対策用車両、工具の点検
- (5) 応急対策用資機材の把握
- (6) 緊急輸送対策
- (7) 復旧要員の確保
- (8) 通信設備の巡回点検

- 2 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、県、町、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。
- 3 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとる。
 - (1) 重要通信の確保
 - ア 救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して重要回線の確保に努める。
 - イ 事業法に基づき災害復旧に関する通信については優先的に取扱う。そのため必要があるときにはその他の通信の利用規制を行う。
 - (2) 特設公衆電話の設置
 - ア 通信が孤立化した地域で、住民の連絡手段を確保するため特設公衆電話の設置に努める。
 - イ 特設公衆電話の設置場所について、県、及び行政機関と連携し選定する。
 - (3) 災害用専用基地局の運用
 - ア ドコモの大ゾーン基地局を稼動し半径約7km・360度のエリアカバーを目指す。
 - イ 移動基地局車の運用で被災箇所の孤立防止に努る。
- 4 災害のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の各項について周知する。
 - (1) 被災区間又は場所
 - (2) 回復見込み日時
 - (3) 通信途絶、利用制限の理由
 - (4) 通信途絶、利用制限の内容
 - (5) 通信利用者に協力を要請する事項
 - (6) その他の事項
- 5 大規模災害発生時に、被災地に向けた電話が輻輳した場合、安否情報等を確認するための災害用伝言ダイヤル「171」、インターネットによる災害用伝言板「Web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」を開設する。

第3 回線の復旧順位

災害により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

- 1 第1順位の復旧
気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛関係、及び輸送、通信、電力の確保に係る機関に設置されるもの
- 2 第2順位の復旧
ガス、水道の確保に係る機関、新聞、放送等報道機関に設置されるもの
- 3 第3順位の復旧
第1順位、第2順位に該当しないもの

第30節 危険物等災害対策計画

本町には、毒物・劇物取扱施設が2箇所あり、町及び取扱施設は、被害の未然防止又は被害の軽減を図るため、それぞれ応急措置を講じる。

第1 実施責任者

- 1 施設の所有者及び管理者
- 2 町長
- 3 知事

第2 応急措置

- 1 施設の所有者及び管理者の措置
 - (1) 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断するものとする。
 - (2) 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化するものとする。
 - (3) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとする。
- 2 知事又は町長の措置
 - (1) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関との緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をするものとする。
 - (2) 災害の防御は、消防団がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等の機関の応援を受けるものとする。
 - (3) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の禁止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。
 - (4) 漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置するものとする。

第31節 消防計画

火災から住民の生命、身体及び財産を保護し、又は被害の軽減を図るため、通常からの教育及び訓練、消防施設の整備点検並びに災害発生時の応急措置等に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

- 1 町長は、災害が発生した場合には勝浦町消防団を動員し、「勝浦町消防団の運営に関する規程（昭和42年訓令第7号）」に基づき、消防活動を実施する。
- 2 町長は、町に火災等が発生し必要と認めるときは、近隣市町村に応援を求めるとともに、状況により知事に対し、県消防防災航空隊、自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。

第2 組織

本町の消防団は、本部、9分団、1機動隊、団員240名（平成19年4月1日現在）で編成されている。しかしながら、農業人口の減少、町外通勤者の増加などにより昼間不在の消防団員も多く、昼火事の出動可能人員を確保するよう努めるものとする。

今後は団員個々の実働能力、年齢等を勘案し、再編成を行っていくとともに教育訓練の充

実・強化をなお一層推進していく必要がある。

資料編	○ 勝浦町消防団の構成	P 3 3
-----	-------------	-------

第3 消防団員の招集及び出動

1 非常招集

- (1) 招集は消防信号により行う。消防団員が電話、サイレン、防災行政無線により火を覚知したときは、所属分団は各詰所へ緊急出動し配備につくものとする。
- (2) 火災が発生した場合には、必要があるときは本団の命令を受けることなく分団員について所属分団長が命令を発することができる。

2 集結場所

団員は、各部詰所に集結するものとする。

3 人員報告

消防団長は、非常招集発令から完了までの間、そのつど招集人員及び集結場所を本部長に速報すること。

第4 応援要請

1 相互応援協定に基づく要請

大規模火災時等で、自らの消防力では災害への対応が困難な場合は、相互応援協定に基づき、上勝町、佐那河内村、他市町村等に応援を要請するものとする。

資料編	○ 徳島県市町村消防相互応援協定	P 3 8
	○ 消防相互応援協定書（上勝町）	P 4 1
	○ 消防相互応援協定書（佐那河内村）	P 4 3

2 県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊等の出動要請

- (1) 大規模火災が発生し、火災の状況から空中偵察、消火活動、負傷者の緊急搬送を行う必要があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うものとする。

県消防防災ヘリコプターの出動要請については、本章第11節「消防防災ヘリコプター要請計画」に定めるところによる。

- (2) 県消防防災ヘリコプターだけでは対処できない場合には、県に対し、他県等の消防防災ヘリコプターの派遣要請や緊急消防援助隊の要請依頼を行う。

3 自衛隊の派遣要請依頼

町は、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

自衛隊の派遣要請の依頼については、本章第7節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

第32節 土地改良区等における災害応急計画

ため池、用排水路等の農業用施設を管理する土地改良区及び水利組合等は、台風など風水害が予想される時は、気象情報に注意し、次の事項を実施するものとする。

- 1 ため池や用排水路等の施設については、洪水の流下を妨げるものがないか確認し、障害物を除去するとともに、施設に浮遊物が引っかからないように注意するものとする。また、樋門等の施設についても、操作に支障をきたしていないか点検を行い、不調箇所がある場合は、整備しておくものとする。
- 2 施設の破損によって、地域住民に被害を及ぼすおそれが生じたり、ため池が決壊するおそれが生じた場合は、速やかに町及び水防管理者に報告するとともに、可能な応急対策があれば実施するものとする。

第33節 災害警備計画

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防並びに交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

第1 災害警備体制

災害に対処する警備体制は次のとおりとする。

1 災害警備体制の種別

(1) 準備体制

災害の発生のおそれがあるが、発生するまでに相当の時間的余裕がある場合

(2) 警戒体制

暴風雨、洪水、高潮、津波等の警報が発令された場合等、災害の発生が予想される場合

(3) 非常体制

暴風雨、洪水、高潮、津波等により災害が発生し、又は発生しつつある場合

2 災害警備本部

警備体制が発令されたときは、警察本部及び警察署に災害警備連絡室、又は災害警備本部を設置する。

3 警備部隊の編成及び運用

災害の種別、規模及び様相に応じて警備部隊の編成及び運用を行う。

第2 災害警備活動

災害が発生した場合には、次のとおり必要な警備活動を行う。

- 1 情報の収集及び伝達
- 2 被災実態の把握
- 3 被災者の救出及び負傷者等の救護
- 4 行方不明者の搜索
- 5 危険箇所の警戒並びに住民に対する避難の指示及び誘導
- 6 災害警備活動のための通信確保
- 7 不法事案等の予防及び取締り
- 8 被災地、避難場所、重要施設等の警戒

- 9 避難路及び緊急交通路の確保
- 10 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- 11 広報活動
- 12 遺体の見分、検視
- 13 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第3 その他

災害警備については、本計画に定めるほか、徳島県警察災害警備計画及び各警察署災害警備計画の定めるところによるものとする。

第3 4節 動物救済計画

被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによるものとする。

第1 実施責任者

罹災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県は徳島県獣医師会とともに動物救援本部を設置し、実施するものとする。

第2 実施方法

- 1 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。
- 2 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。
- 3 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- 4 危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針

町は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県及び国等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

第2節 罹災証明書の発行

被災者生活再建支援法による被災者生活支援金の支給が迅速かつ的確に行われるよう、以下の事項を定める。

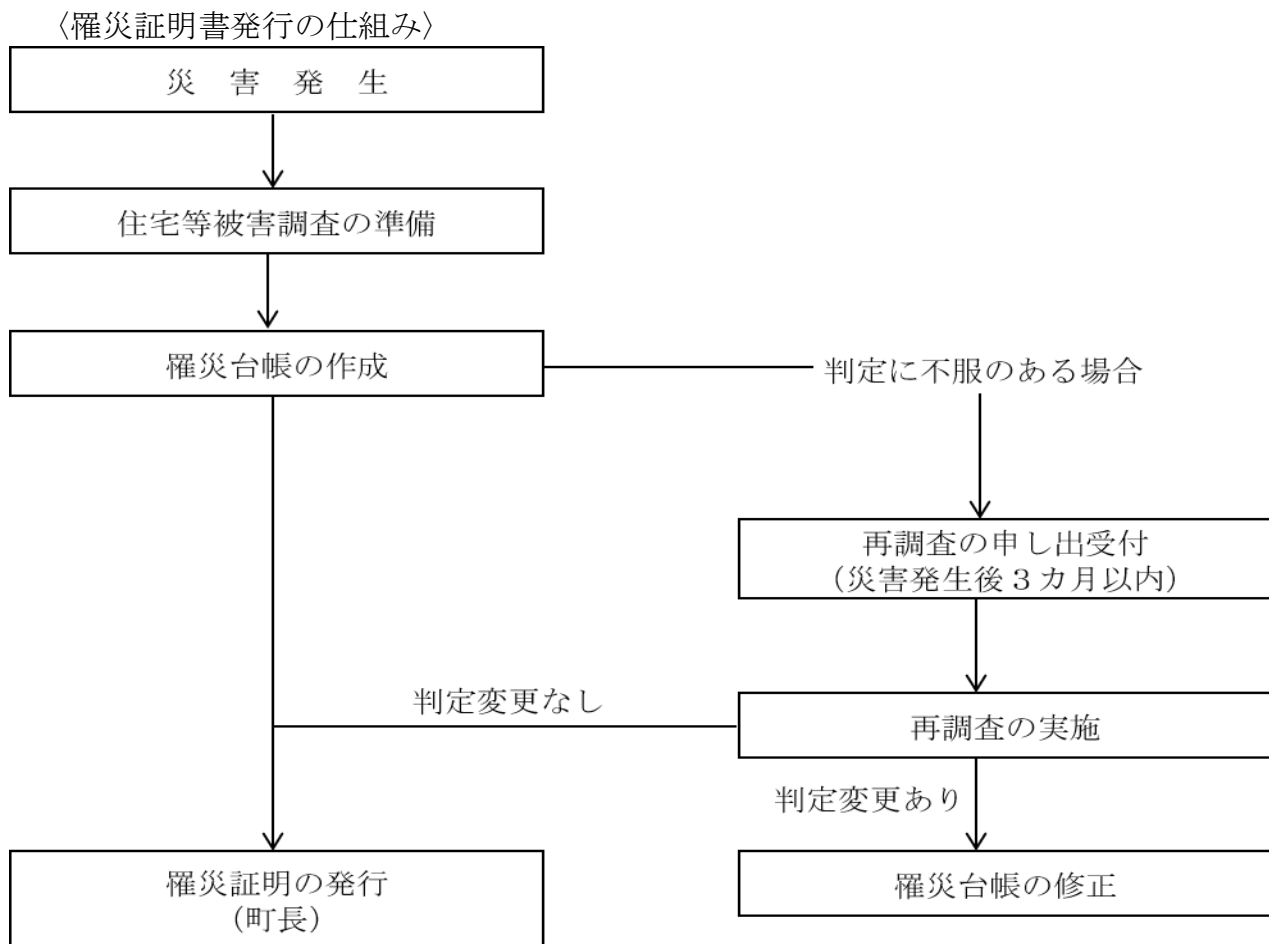
第1 罹災証明書の発行

町は、住家の被害状況の調査の結果に基づき、早期に被災者に罹災証明書を交付する。

1 罹災証明の対象

罹災証明は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものが、罹災した場合において必要があるときは、町長が行う罹災届出証明で対応する。

- (1) 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
 - (2) 火災による全焼、半焼、水損
- 2 罹災証明を行う者
罹災証明は町長が行うこととする。ただし、火災による罹災証明は、消防署長が行うこととする。
 - 3 罹災証明の発行
罹災証明は、証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記2の町長若しくは消防署長が作成し、罹災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととする。ただし、1世帯1回限りの発行とする。
 - (1) 罹災台帳の作成
本節第2の被害家屋の判定基準に基づき実施した住家等被害調査の結果に基づき、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した、罹災者台帳を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。
 - (2) 罹災証明書の発行
町長は、罹災証明申請書によって申請があった場合には、罹災台帳で確認の上、罹災証明書を発行するとともに、その旨を、罹災証明書交付簿に記録する。
なお、罹災者台帳で確認できない場合は、申請者の立証資料に基づいて現地調査を行った上、罹災証明書を発行する。
 - 4 被害家屋の判定
罹災証明を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「本章第2 住家等被害調査」により行う。
 - 5 広報と相談窓口の設置
罹災証明書発行に関する広報を情報広報班に依頼し、広報紙やマスコミと連携しながら被災者へ周知徹底を図ることとする。特に、災害発生後に実施される被災建築物応急危険度判定調査と家屋等被害調査の違いを、正確に被災者へ伝達することが必要となる。
また、罹災証明書に関する相談窓口を設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。
 - 6 定期的に発生する風水害に対する罹災証明書の考え方
罹災証明書を発行する過程においては、「本章第1節 罹災証明書の発行」において示しているように、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した「罹災証明書発行の基本台帳」を作成してから臨むことが前提となる。
定期的に発生する台風・豪雨等の比較的被害程度の軽いものについては、災害発生後被害の痕跡を現場で確認したものについて罹災台帳に記録し、それに基づいて罹災証明書を発行するものとする。



第2 住家等被害調査

罹災証明を発行するに当たっての家屋被害の判定は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府平成25年6月）に基づき、行うこととする。

■災害の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものとする。

素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

第 3 節 公共施設災害復旧事業計画

災害復旧は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立てるものとする。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

次の各施設の計画を立てるものとする。

- (1)河川 (2)砂防設備 (3)林地荒廃防止施設 (4)地すべり防止施設
(5)急傾斜地崩壊防止施設 (6)道路

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

次の各施設の計画を立てるものとする。

- (1)農地農業用施設 (2)林業用施設
(3)共同利用施設

3 教育施設災害復旧事業計画

4 水道施設災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

7 その他の公共施設災害復旧事業計画

第 4 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

第 1 法律により一部負担又は補助するもの

1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

3 公営住宅法

4 土地区画整理法

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

7 予防接種法

8 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

10 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

11 上水道災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱

12 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

第2 激甚災害に係る財政援助措置

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅等災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- (14) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に対する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- (3) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

4 その他の財政援助措置

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (5) 水防資器材費の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (8) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 被災者の生活再建等の支援

災害時には、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の自立的生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

第1 被災者生活再建支援金の支給

県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、次の基準に該当する自然災害の被災者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行う。

1 適用基準

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 支給対象世帯

上記の自然災害により

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 支給条件

(1) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(2) 対象世帯と支給限度額

(単位：万円)

区 分		基礎支援金	加算支援金	計
複数世帯 (世帯の構成員 が複数)	全壊世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
単身世帯 (世帯の構成員 が単数)	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75

(3) 申請期間

- ア 基礎支援金災害発生日から 13 月以内
- イ 加算支援金災害発生日から 37 月以内

(4) 申請書提出先

勝浦町

3 被災者生活再建支援基金

(1) 被災者生活再建支援法人の指定

財団法人都道府県会館

(2) 基金

支援法人は、支援業務を運営するための基金を設ける。

都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、世帯数等を考慮して拠出する。

(3) 支給事務の委託

県は、支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。また、支援法人は、支援金の支給に関する事務の一部を町に委託することができる。

第 2 災害弔慰金等の支給、貸付け

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 21 号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

1 災害弔慰金の支給

(1) 支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

(2) 支給額

生計維持者 500 万円以内

その他の者 250 万円以内

- (3) ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

2 災害障害見舞金の支給

- (1) 支給対象
政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障害がある住民
- (2) 支給額
- | | |
|-------|----------|
| 生計維持者 | 250 万円以内 |
| その他の者 | 125 万円以内 |

3 災害援護資金の貸付け

- (1) 貸付対象
災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限あり）
- (2) 貸付限度額
- | | |
|------------------|---------------|
| ア 世帯主の 1 箇月以上の負傷 | 150 万円～350 万円 |
| イ 住居又は家財の損害 | 150 万円～350 万円 |
- (3) 利率
年 3 %（据置期間は無利子）
- (4) 据置期間
3 年（特別の事情のある場合は 5 年）
- (5) 償還期間
10 年（据置期間を含む。）
- (6) 償還方法
年賦又は半年賦
- (7) 申込先
勝浦町

第 3 雇用機会の確保

1 計画目標

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう、被災者に対しその定めるところにより雇用保険の失業給付を行いながら、きめ細かい職業相談を実施し、職業の斡旋を行いその生活の確保を図る。

2 対策

町は、被災者の職業斡旋について、徳島労働局に対する要請措置等の必要な計画を樹立する。

第 4 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりである。

1 町税

町は、被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を樹立する。

第5 生活福祉資金（災害援護資金）の応急融資

1 貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯

2 貸付限度額 150万円以内

3 貸付条件

(1) 据置期間 6カ月以内

(2) 償還期間 7年以内

(3) 利子 無利子（連帯保証人有）又は、年1.5%（連帯保証人無、据置期間中は無利子）

(4) 保証人 原則として勝浦町民であること。

(5) 償還方法 年賦、半年賦及び月賦による元利均等償還

4 申込方法

原則として官公署発行の被災証明書を添付し、民生委員、あるいは町社会福祉協議会へ申し込む。

第6 生活相談

町は、被災者のための臨時相談窓口（相談所）の設置等、被災者に対する迅速かつ適切な相談業務が行われるよう努めるものとする。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害指定基準又は局地激甚災害の指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告するとともに、県が実施する調査に協力する。

第7節 計画的復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地の再建は、都市構造や産業基盤の改変を伴うような高度かつ大規模な事業となることから、町は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、県及び関係機関と調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

町は、県と連携して復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

1 事前復興の取組

町は、「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組む。

「準備する事前復興」として、地籍調査により被災前の権利関係を把握などによる、被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向けた取組を事前に行う。

「実践する事前復興」として、防災訓練やマイ・タイムラインによるイメージトレーニング、地区防災計画の策定を促進する。

2 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要である。外部からの支援は、フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

復興期における円滑な支援の受け入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておくなど、平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくことが重要であり、こうした関係の構築も重要な「事前復興」の取組である。